

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策

大規模地震による災害の特徴は、被害の広域性、同時多発性にある。県が実施した「平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月）によると、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の人的被害は最大で死者数が1人、重軽傷者数は20人、避難者数は1週間後69人、建物被害は全壊棟数8棟、焼失棟数44棟、半壊棟数129棟という被害が予測されている。

災害対策の第一線に立つ市としては、多岐・広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。さらに、このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設など、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。

そのため、市は大規模地震発生後の災害応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、発災直後から72時間を目処とした「初動対応期」とそれ以降の「救援期」とに分けて、以下に定める施策を策定する。

第1節 活動体制の確立

市の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、必要な職員を動員配備して以下の体制を組織し、その活動体制に万全を期するものとする。

- ・危機対策会議（警戒体制、緊急体制）
- ・災害対策本部（非常体制）

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

第1 市の活動体制

「市の活動体制」は、以下に示す内容によって構成される。

項目	担当部署
1 体制の種別及び配備区分	各課共通
2 危機対策会議の機構及び組織	各課共通

1 体制の種別及び配備区分

地震災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、以下のとおりである。

■警戒体制及び緊急体制

(災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制)

配備区分	地震発生時の配備基準	活動内容
警戒体制	原則として震度4の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
緊急体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制

■非常体制

(災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制)

地震発生時の配備基準	活動内容
原則として震度5強以上の揺れが発生した場合 「東海地震予知情報」が発表された場合 その他市長が必要と認めた場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

2 危機対策会議の機構及び組織

危機対策会議は、災害対策本部に準じた組織体制とし、災害予防及び初期の応急対策の実施について協議する。

(1) 所掌事務

- ア 災害発生初期及び災害が発生するおそれがある場合の情報収集及び分析
- イ 職員の配備体制及び動員についての提言
- ウ 初期応急対策活動の立案

(2) 危機対策会議の解散

危機対策会議は、災害対策本部が設置されたとき、又は初期の応急対策の必要性が認められなくなったとき解散する。

第2 職員の動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策及び復旧計画に従事しなければならない。この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。市の「職員の動員計画」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 配備基準及び動員計画	各課共通
2 動員の方法	各課共通

1 配備基準及び動員計画

震災時の配備基準、動員計画、配備体制の決定は、次のとおりとする。

■震災時における配備体制

配備体制	配備基準	動員計画
警戒体制	原則として震度4の揺れが発生した場合	原則として課長職以上の職員
緊急体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合	原則として主任以上の職員
非常体制	原則として震度5強以上の揺れが発生した場合	全職員

■配備体制の決定

配備体制	配備体制の決定
警戒体制	総務部長が副市長の指示を受け行う。
緊急体制	総務部長が副市長の指示を受け行う。
非常体制	総務部長が副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内における動員・参集

非常体制が発令された場合、庁内放送や職員向けメールなどにより動員を指示する。各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「総務班」を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■勤務時間内の動員・参集における留意点

- 常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

(2) 勤務時間外及び休日における動員・参集

ア 勤務時間外の動員・参集

勤務時間外の動員・参集については、次の内容で実施する。

当直者は、担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

■勤務時間外の動員・参集

区分	内容
勤務場所への参集	<ul style="list-style-type: none">➢ テレビ、ラジオ、携帯メール等により、市域内で震度5強以上の地震情報を確認した場合、本市の全職員は自主参集する。➢ 職員は、まず家族の安否確認及び安全を確保した後、速やかに勤務場所に自主参集する。
参集の報告	<ul style="list-style-type: none">➢ 班長は、班員の参集状況を「総務班」に報告する。
参集が困難な場合	<ul style="list-style-type: none">➢ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの庁舎等へ参集し、班長への連絡に努める。➢ 当該施設に留まる場合は、施設リーダーの指示により、応急救護活動に従事する。

■各部及び支部の初動体制にかかる要員

- 庁舎周辺近隣居住職員は、災害対策初動本部活動要員として自主参集する。
- 参集した初動対応職員は、あらかじめ策定された業務マニュアルにより、活動を行う。

イ 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の情報を収集する。ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考えることとする。

なお、参集途上において把握した被害情報については、班長に報告する。

ウ 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を「統括班」に報告する。

(3) 情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所属の課（所）に参集するものとする。

- ・ 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。
- ・ 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁する。

(4) 非常参集

職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、あらかじめ定められたマニュアルにより、最寄りの下記に掲げる場所に非常参集する。

参集後、緊急連絡網、ちちぶ安心・安全メール等により、①市の配備体制、②時間を要しても所定の配備につく必要があるか、などを確認する。所定の配備につくことができない職員又は所定の配備につくことを要しないとされた職員は、災害対策本部員の指示に従うものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属の課所に参集するよう努める。

■非常参集場所

- | | | |
|---------------|--------|---------|
| ・本庁舎及び歴史文化伝承館 | ・各総合支所 | ・市の出先機関 |
|---------------|--------|---------|

(5) 参集における留意事項

職員は、参集に際しては、次の点に留意する。

■参集時の留意事項

- 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
- 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないこと。

第3 災害対策本部の設置・運営

市長は、市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を敷き災害対策基本法第23条第1項の規定及び秩父市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部員会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営にあたる。

各部各班は、速やかに市域の被害状況調査、収集に努めるとともに、全勢力をもって災害応急対策活動にあたる。

市の「災害対策本部の設置・運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害対策本部の設置	危機管理課、関係各課
2 災害対策本部の運営	各班共通
3 災害対策本部の組織編成、分担業務	各班共通
4 災害対策本部運営の留意事項	関係各班

☞ 【資料7.2】『秩父市災害対策本部条例』参照
☞ 【資料7.3】『秩父市災害対策本部に関する規程』参照

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- 市域で震度5強以上の地震が発生したとき
- 東海地震の警戒宣言が発令されたとき
- その他市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部員会議の開催、関係各班との連絡調整を円滑に行うため本庁舎に設置する。ただし、災害対策本部室を所定の場所に設置できない場合、歴史文化伝承館、次に被災を免れた最寄りの公共施設の順で設置する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

■本部長の代行順位

第1順位	第2順位
副市長	教育長

(4) 設置の手順

災害対策本部の設置は、以下の手順によるものとする。

■災害対策本部の設置手順

NO.	項目	内容
①	市役所の被害状況の把握	「管財班」は、市役所の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を施し、状況を「統括班」に報告する。出先機関については各々の施設管理者が同様の対応をとる。
②	職員の被災状況の把握	「総務班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに「各班」から職員の負傷等の状況に関する報告を求める。また、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況を掌握し、「統括班」に報告する。
③	通信機能の確保	「統括班」及び「消防本部」は、市防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線、消防無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。
④	災害対策本部室の設置	「建築住宅班」による市役所の安全確認後、「総務部」は、市役所内に災害対策本部室を設置する。市役所が被災し災害対策本部室の設置ができない場合、「総務部」は、その他各部の協力のもと歴史文化伝承館に災害対策本部室を設置する。
⑤	本部設置の掲示	「統括班」は、市役所玄関及び災害対策本部室入口に「秩父市災害対策本部」の掲示を行う。
⑥	関係各班の執務場所の確保	執務場所を所定の場所に設置できない場合、「各班」は「統括班」と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。

(5) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

(6) 設置及び廃止の通知

ア 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

■設置及び廃止の通知

区分	内容
勤務時間内	「統括班」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送により庁内各部署に通知する。出先機関を所管する関係各班は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外 (設置のみ)	各職員は、テレビ、ラジオ等により本市の震度に関する情報により、災害対策本部の自動設置を判断する。

イ 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。

なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

また、市域内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず国（総務省消防庁）にも通知する。（「火災・災害等即報要領の一部改正について」平成20年9月9日消防災第166号）

国（総務省消防庁）への連絡は、次のとおりである。

■本部設置及び廃止の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県消防防災課	防災情報システム、防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
秩父消防本部	防災情報システム、防災行政無線、電話	統括班
秩父警察署	防災行政無線、電話	統括班
小鹿野警察署	電話、ファクシミリ	統括班
市防災会議機関	電話、ファクシミリ	統括班
市議会	電話、ファクシミリ	業務協力班
報道機関	電話、ファクシミリ	秘書広報班
応援協定締結自治体	電話、ファクシミリ	統括班
町会長協議会、 自主防災組織	電話、ファクシミリ	統括班
市民	防災行政無線（固定系）、ちちぶ安心・安全メール、 フェイスブック、市ホームページ	秘書広報班

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
		電話	FAX
応急対策室 〔平日(9:30~18:15)〕	一般加入電話	03(5253)7527	03(5253)7537
	消防防災無線	9049013	9049033
	地域衛星通信	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	03(5253)7777	03(5253)7553
	消防防災無線	9049102	9049036
	地域衛星通信	TN-048-500-9049102	TN-048-500-9049036

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部長付（教育長）

本部長を補佐し、本部長及び副本部長がが不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(4) 本部員

本部長の命を受け、本部員会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(5) 本部員会議

本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部員会議への出席を求める。

■本部員会議の協議、調整事項

- 震災応急対策の基本方針に関すること。
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難の勧告又は指示（緊急）に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 埼玉県、政府機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 隣接市町村との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(6) 各部班

災害対策本部の各部班ごとに定められた分担業務「本節 第3 3 (2) 各部班の分担業務」に従って災害応急対策活動を遂行する。

(7) 現地災害対策本部

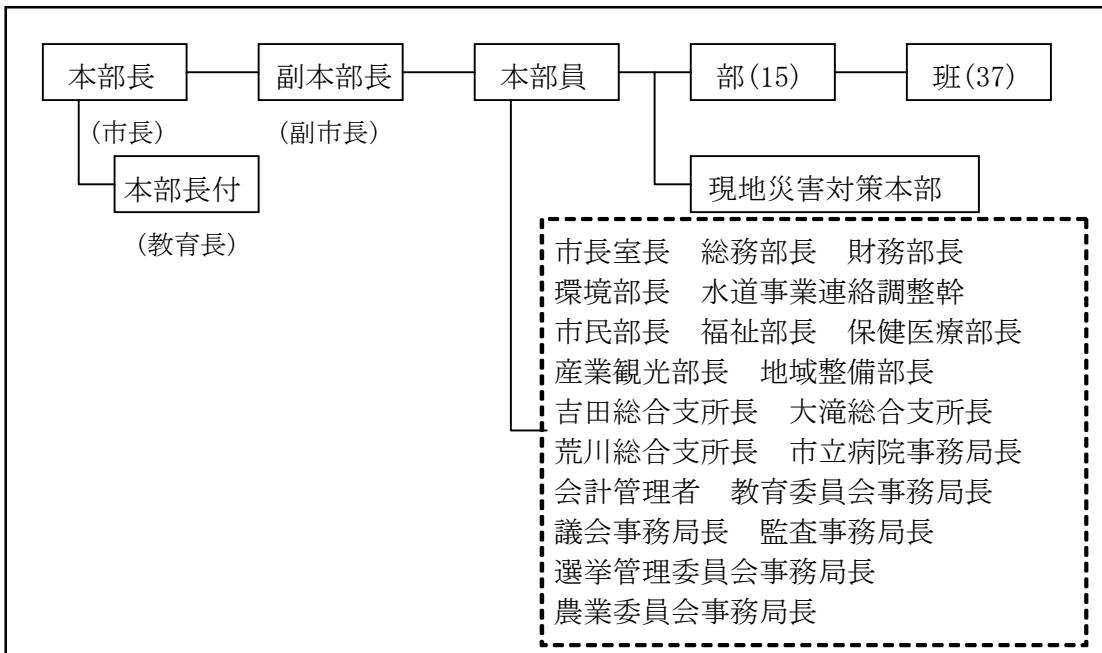
現地災害対策本部は、被災地において災害応急対策を実施するため設置する。

3 災害対策本部の組織編成、分担業務

(1) 災害対策本部の機構及び組織

災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

ア 災害対策本部の機構



イ 部（室・局）及び班の組織（平成27年4月1日現在）

部（室・局）	班
市長室	政策班 秘書広報班
総務部	総務班 情報政策班 統括班
財務・会計部	財政班 管財班 課税班 収納班 契約班 会計班
環境部	環境森づくり班 生活衛生上水道班 下水道班 清流園班 聖地公園班
市民部	市民班 市民生活班 物資集積班 地区協力班
福祉部	福祉班
保健医療部	保健医療班
産業観光部	商工班 農政班
地域整備部	道路管理用地班 道路維持班 都市計画班 建築住宅班
吉田総合支所	市民福祉班 地域振興班
大滝総合支所	市民福祉班 地域振興班
荒川総合支所	市民福祉班 地域振興班
病院部	医療班
教育委員会	教育総務班
支援部	業務協力班

（2）各部班の分担業務

■ 災害対策本部の所掌事務（令和2年4月1日現在）

部	部長	班	班長	所掌事務
市長室	市長室長	政策班	○地域政策課長 改革推進課長	1 広域市町村圏組合との連絡調整に関する事。 2 総務部統括班との連絡調整に関する事。 3 総合支所との連絡調整に関する事。 4 室内の連絡調整に関する事。 5 室内職員の動員に関する事。 6 各協力団体の連絡調整に関する事。
		秘書広報班	秘書広報課長	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の応接に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。

第3編 災害応急計画
<第1章 震災応急対策>
第1節 活動体制の確立

部	部長	班	班長	所掌事務	
				4 災害広報活動に関すること。	
総務部	総務部長	総務班	○総務課長 人事課長 工事検査課長	1 職員の動員に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。 3 災害時の従事者に対する損害補償に関すること。 4 職員の手当てに関すること。 5 総務部統括班との連絡調整に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。	
			情報政策班	情報政策課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。 2 諸データの保全に関すること。
			統括班	危機管理課長	1 災害対策本部に関すること。 2 情報の整理に関すること。 3 被害状況の記録及び統計に関すること。 4 防災関係機関及び協力団体への連絡に関すること。 5 自衛隊の派遣要請及び連絡に関すること。 6 輸送機関との連絡調整に関すること。
財務・会計部	○財務部長 会計管理者	財政班	○財政課長 FM推進課長	1 緊急予算編成及び資金調達に関すること。 2 各協力団体の連絡調整に関すること。 3 総務部統括班との連絡調整に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 部内職員の動員に関すること。	
		管財班	管財課長	1 市所有自動車及び借上車の調達手配に関すること。 2 応急措置のための土地収用等に関すること。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。	
		課税班	○市民税課長 資産税課長	1 非住家の被害調査の集計及び統括班への報告に関すること。 2 災害事情による市民税等の減免に関すること。 3 物資の調達に関すること。 4 物資の配給計画に関すること。	
		収納班	収納課長	1 り災者用食料の調達に関すること。 2 り災者用食料の配給に関すること。	
		契約班	契約課長	1 ボランティアの受入れに関すること。	
		会計班	会計課長	1 災害経費の出納に関すること。	
環境部	環境部長	環境森づくり班	○環境立市推進課長 森づくり課長	1 林業関係の被害調査に関すること。 2 林業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 3 林業関係機関との連絡調整に関すること。 4 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。 5 総務部統括班との連絡調整に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。	
		生活衛生上水道班	生活衛生課長	1 環境衛生に関すること。 2 感染症発生に対する防疫活動に関すること。 3 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関すること。	
		下水道班	○下水道課長 下水道センター所長	1 下水道施設等の被害調査及び災害対応対策に関すること。	
		清流園班	清流園所長	1 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。	
		聖地公園班	聖地公園管理事務所長	1 聖地公園施設の被害状況の調査に関すること。 2 広域避難地に関すること。	
市民部	市民部長	市民班	市民課長	1 埋火葬及び靈柩車・斎場に関すること。 2 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。 4 総務部統括班との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内職員の動員に関すること。	
		市民生活班	市民生活課長	1 市民団体との連絡調整に関すること。 2 災害時の市民相談に関すること。 3 交通安全に関すること。	
		物資集積班	○秩父宮記念市民	1 救助物資等の集積管理に関すること。	

第3編 災害応急計画
<第1章 震災応急対策>
第1節 活動体制の確立

部	部長	班	班長	所掌事務
		会館 市民スポーツ課長		2 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。 3 地区協力班との連絡調整に関すること。
		地区協力班 ○生涯学習課長 図書館長		1 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。 2 管内における災害対応事務への協力に関すること。
福祉部	福祉部長	福祉班 ○社会福祉課長 障がい者福祉課長 高齢者介護課長 秩父地域包括支援センター所長 こども課長		1 救援金品の受付、管理及び配分に関すること。 2 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用に関するこ と。 3 応急仮設住宅に関すること。 4 被災者の援護に関すること。 5 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。 6 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する こと。 7 総務部統括班との連絡調整に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 部内職員の動員に関すること。
保健医療部	保健医療部長	保健医療班 ○地域医療対策課 長 保険年金課長 保健センター所長		1 医薬品、医療品材等の調達整備及び輸送に関するこ と。 2 災害救助法適用後の医療保険との調整に関するこ と。 3 応急救護所の設定に関するこ と。 4 保健所及び関係機関への連絡調整に関するこ と。 5 救護活動の記録に関するこ と。 6 部内の連絡調整に関するこ と。 7 部内職員の動員に関するこ と。
産業観光部	産業観光部長	商工班 ○商工課長 企業支援センター所 長 観光課長		1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関するこ と。 2 観光諸施設の保全に関するこ と。 3 部内の被害集計に関するこ と。 4 総務部統括班との連絡調整に関するこ と。 5 部内の連絡調整に関するこ と。 6 部内職員の動員に関するこ と。
		農政班 農政課長		1 農業関係の被害調査に関するこ と。 2 農業関係の復旧対策の総合調整に関するこ と。 3 農業関係機関との連絡調整に関するこ と。
地域整備部	地域整備部長	道路管理用地班 ○道路管理課長 用地課長		1 部内の被害集計に関するこ と。 2 総務部統括班との連絡調整に関するこ と。 3 部内の連絡調整に関するこ と。 4 部内職員の動員に関するこ と。 5 関係団体との連絡調整に関するこ と。
		道路維持班 ○道路維持課長 道づくり課長		1 土木施設の被害状況の調査に関するこ と。 2 道路(市道・森林管理道・農道)、ダム、橋梁、河川の災害 防護及び応急復旧に関するこ と。 3 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関するこ と。 4 水防活動に関するこ と。
		都市計画班 都市計画課長		1 都市計画公園及び都市計画街路の被害調査及び災害 対応対策に関するこ と。 2 児童公園・児童遊園の被害調査及び災害対応対策に関するこ と。
		建築住宅班 建築住宅課長		1 被災建築物応急危険度判定に関するこ と。 2 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関するこ と。 3 応急避難所設営に関するこ と。 4 市有建築物の応急修理に関するこ と。
吉田総合支所	吉田総合支所長	市民福祉班 市民福祉課長		1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関するこ と。 2 諸データの保全に関するこ と。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関するこ と。 4 非住家の被害調査・集計に関するこ と。 5 災害事情による市民税等の減免に関するこ と。 6 物資の調達・配給計画に関するこ と。 7 り災者用食糧の調達、配給に関するこ と。 8 総務部統括班との連絡調整に関するこ と。 9 支所内の連絡調整に関するこ と。 10 支所内職員の動員に関するこ と。

第3編 災害応急計画
〈第1章 震災応急対策〉
第1節 活動体制の確立

部	部長	班	班長	所掌事務
				11 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 12 罹災証明書の発行に関すること。 13 災害時の市民相談に関すること。 14 市民団体との連絡調整に関すること。 15 交通安全に関すること。 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関すること。 17 被災者の援護に関すること。 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関すること。 21 応急避難所設営に関すること。 22 救護活動の記録に関すること。 23 応急仮設住宅に関すること
				1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 2 観光諸施設の保全に関すること。 3 農林業関係機関との連絡調整に関すること。 4 農林業関係の被害調査に関すること。 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関すること。 6 支所内の被害集計に関すること。 7 土木施設の被害状況の調査に関すること。 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。 10 水防活動に関すること。 11 応急避難所設営に関すること。 12 市有建築物の応急修理に関すること。 13 環境衛生に関すること。 14 感染症発生に対する防疫活動に関すること。
大滝総合支所	大滝総合支所長	市民福祉班	市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。 2 諸データの保全に関すること。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 非住家の被害調査、集計に関すること。 5 災害事情による市民税等の減免に関すること。 6 物資の調達、配給計画に関すること。 7 り災者用食糧の調達、配給に関すること。 8 総務部統括班との連絡調整に関すること。 9 支所内の連絡調整に関すること。 10 支所内職員の動員に関すること。 11 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 12 罹災証明書の発行に関すること。 13 災害時の市民相談に関すること。 14 市民団体との連絡調整に関すること。 15 交通安全に関すること。 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関すること。 17 被災者の援護に関すること。 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関すること。 21 応急避難所設営に関すること。 22 救護活動の記録に関すること。
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 2 観光諸施設の保全に関すること。 3 農林業関係機関との連絡調整に関すること。 4 農林業関係の被害調査に関すること。 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関すること。 6 支所内の被害集計に関すること。 7 土木施設の被害状況の調査に関すること。 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。

第3編 災害応急計画
<第1章 震災応急対策>
第1節 活動体制の確立

部	部長	班	班長	所掌事務
				<p>すること。</p> <p>9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。</p> <p>10 水防活動に関すること。</p> <p>11 応急避難所設営に関すること。</p> <p>12 市有建築物の応急修理に関すること。</p> <p>13 環境衛生に関すること。</p> <p>14 感染症発生に対する防疫活動に関すること。</p>
荒川総合支所	荒川総合支所長	市民福祉班	市民福祉課長	<p>1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。</p> <p>2 諸データの保全に関すること。</p> <p>3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>4 非住家の被害調査、集計に関すること。</p> <p>5 災害事情による市民税等の減免に関すること。</p> <p>6 物資の調達、配給計画に関すること。</p> <p>7 犠牲者用食糧の調達、配給に関すること。</p> <p>8 総務部統括班との連絡調整に関すること。</p> <p>9 支所内の連絡調整に関すること。</p> <p>10 支所内職員の動員に関すること。</p> <p>11 罹災台帳の作成及び管理に関すること。</p> <p>12 罹災証明書の発行に関すること。</p> <p>13 災害時の市民相談に関すること。</p> <p>14 市民団体との連絡調整に関すること。</p> <p>15 交通安全に関すること。</p> <p>16 災害救助法適用後医療保険との調整に関すること。</p> <p>17 被災者の援護に関すること。</p> <p>18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。</p> <p>19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。</p> <p>20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関すること。</p> <p>21 応急避難所設営に関すること。</p> <p>22 救護活動の記録に関すること。</p>
		地域振興班	地域振興課長	<p>1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。</p> <p>2 觀光諸施設の保全に関すること。</p> <p>3 農林業関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 農林業関係の被害調査に関すること。</p> <p>5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関すること。</p> <p>6 支所内の被害集計に関すること。</p> <p>7 土木施設の被害状況の調査に関すること。</p> <p>8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。</p> <p>9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。</p> <p>10 水防活動に関すること。</p> <p>11 応急避難所設営に関すること。</p> <p>12 市有建築物の応急修理に関すること。</p> <p>13 環境衛生に関すること。</p> <p>14 感染症発生に対する防疫活動に関すること。</p>
病院部	市立病院事務局長	医療班	○管理課長 医事課長 診療所事務局長	<p>1 院内感染防止に関すること。</p> <p>2 被災者に対する医療に関すること。</p> <p>3 看護師の確保に関すること。</p> <p>4 入院患者の看護に関すること。</p> <p>5 院内の災害対策及び警備に関すること。</p> <p>6 その他医療に関すること。</p> <p>7 総務部統括班との連絡調整に関すること。</p> <p>8 部内の連絡調整に関すること。</p> <p>9 部内職員の動員に関すること。</p>
教育委員会	事務局長	教育総務班	○教育総務課長 学校教育課長 保健給食課長 文化財保護課長 教育研究所長	<p>1 教育施設の災害応急対策に関すること。</p> <p>2 教育施設の被害状況調査に関すること。</p> <p>3 収容施設の便宜供与に関すること。</p> <p>4 文化財の保護に関すること。</p> <p>5 総務部統括班との連絡調整に関すること。</p> <p>6 部内の連絡調整に関すること。</p>

部	部長	班	班長	所掌事務
				7 部内職員の動員に関すること。
支援部	○議会事務局長 監査事務局長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長	業務協力班	○議会事務局課長級 監査事務局課長級 選挙管理委員会課長級 農業委員会課長級	1 災害状況の調査業務等の協力に関すること。 2 り災者の陳情受付等の協力に関すること。 3 り災者の救護業務等の協力に関すること。 4 総務部統括班との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内職員の動員に関すること。

備考

- 1 本部長は、災害の実情により必要があると認められるときは、本表の分掌にかかわらず部班を配置換えることができる。
- 2 部長及び班長欄に2以上掲げてある場合は、○を正とし、他は副とする。
- 3 部長及び班長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその業務を行うものとする。
- 4 次長及び技監の職にある者は、部付として部長を補佐し、部の業務遂行にあたる。
- 5 災害対策本部閉鎖後の事務処理については、それぞれの所管において行うこと。

4 災害対策本部運営の留意事項

(1) 本部設置時の留意事項

ア 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 議会との連絡調整

「業務協力班」は、災害発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

ウ 観察・見舞者の応接

「秘書広報班」は、国、県、その他関係機関・団体からの観察・見舞者に対して適切な応接に努める。

エ 会計処理

「会計班」は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

(2) 応急活動時の留意事項

ア 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも係わらず、職員自身も被災者となり収容不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

イ 職員及び職員の家族の被災状況の把握

「総務班」は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

ウ 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及び、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「保健医療班」は、「総務班」と連携し、職員の健康管理に努める。

エ 災害対策要員のローテーション

災害対策本部は、大規模災害の場合は災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、応急対策活動を実施する。

オ 公務災害処理

「総務班」は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を行う。

第4 災害情報通信手段の確保

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、市は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集するものとする。

このため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行うものとする。

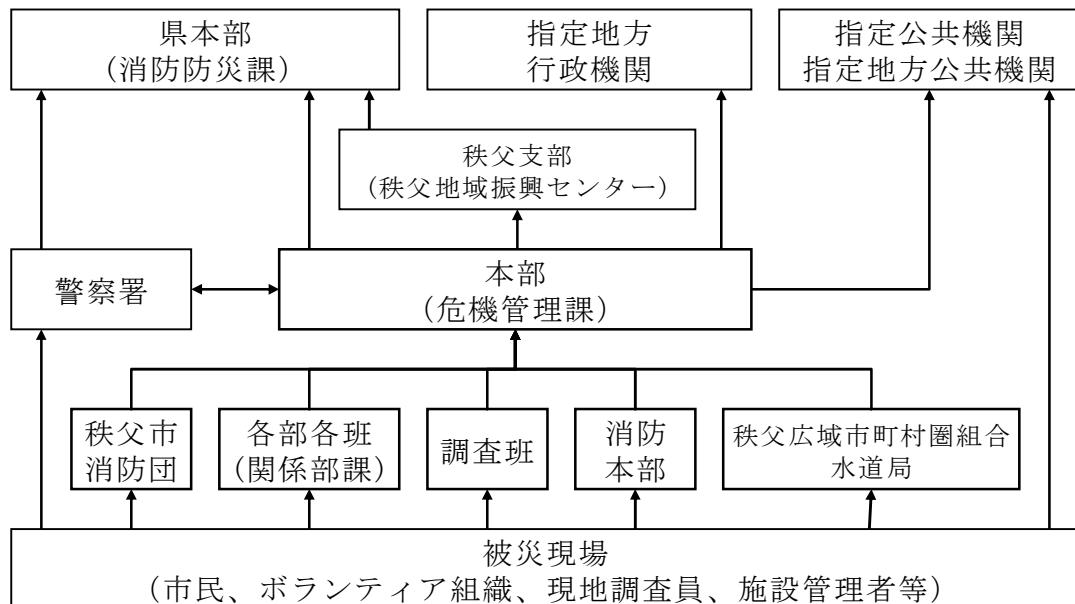
市の「災害情報通信手段の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害時の情報通信	統括班、各総合支所
2 市民への情報伝達	秘書広報班、福祉班

1 災害時の情報通信

災害時における被害情報等の報告通報系統は次に示すとおりである。

＜統括的系統図＞



＜部門別系統図＞ (災害オペレーション支援システムによる報告)



※災害時の状況により支部経由とする。

(1) 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話又は防災無線が設置されるまでの間、被害状況等について、市、県、防災関係機関等の間で使用する災害通信については、次のいずれかによるものとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| ▶ 防災行政無線 | ▶ 非常無線 |
| ▶ 指定電話 | ▶ ファクシミリ |
| ▶ 災害オペレーション支援システム | ▶ 衛星携帯電話 |

(2) 災害情報のための電話の指定

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その錯綜を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

(3) 非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電話通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条及び第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

(4) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

ア 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- | | |
|--------|---------|
| ▶ 警察機関 | ▶ 鉄道事業者 |
| ▶ 消防機関 | ▶ 電気事業者 |

イ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- | |
|--|
| ▶ 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。 |
| ▶ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。 |

ウ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- | |
|--|
| ▶ 緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。 |
| ▶ 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、資料編に掲げる協定の定めるところにより行うものとする。 |

☞ 【資料6. 7】『災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定』参照

(5) 非常通信の利用

地震及びそれに伴う非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

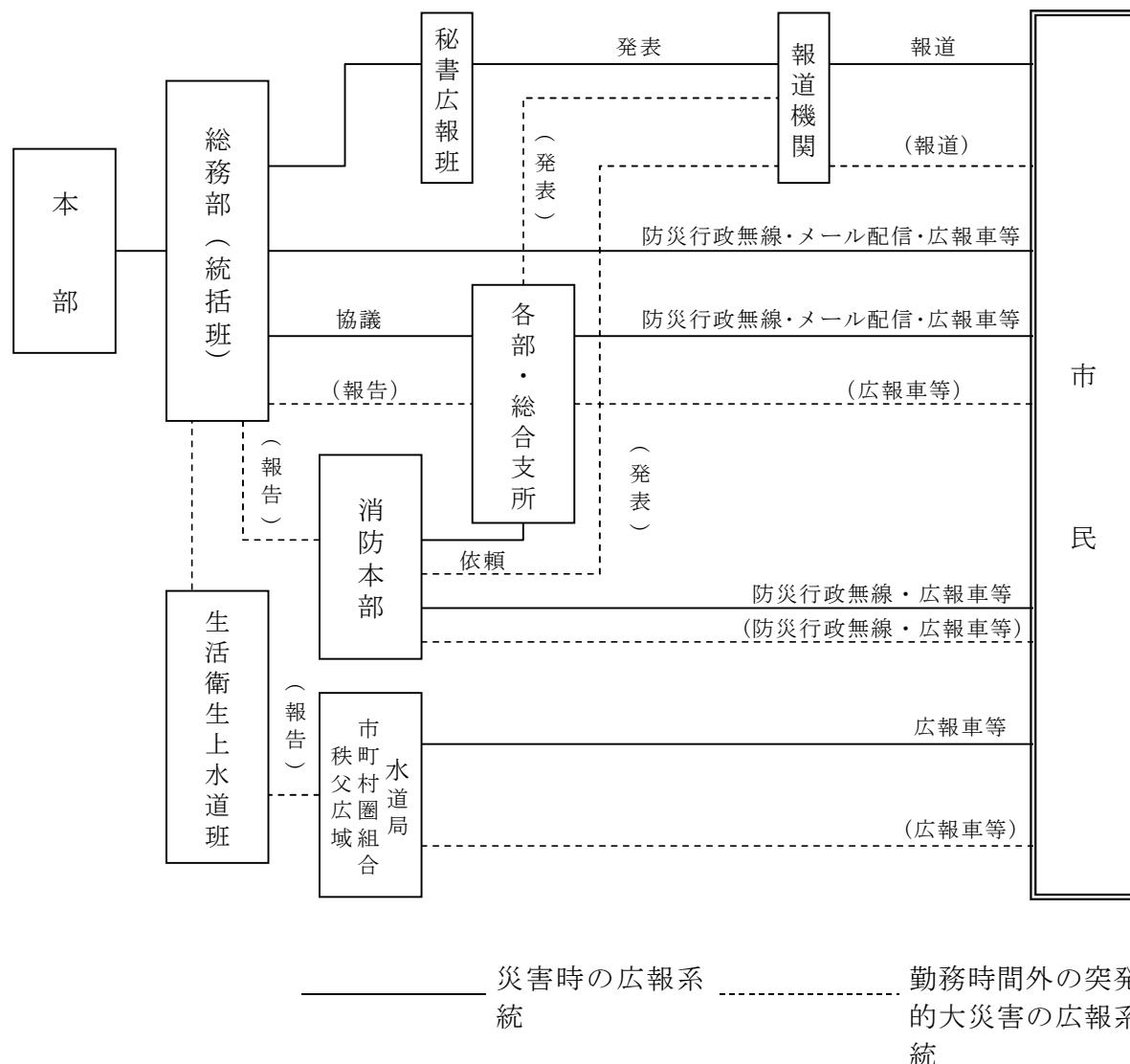
(6) 災害時優先電話の利用

災害時に電話がふくそうし、かかりにくい場合には、災害時優先電話を発信専用として利用するものとする。市役所及び市の出先機関の災害時優先電話は、資料編に掲げるとおりとする。

☞ 【資料1.4】『災害時優先電話一覧』参照

2 市民への情報伝達

災害時における市民への広報連絡系統は以下のとおりである。



(1) 防災行政無線（固定系）

市から住民への情報伝達手段としては、防災行政無線（固定系）があり、「各班」は「秘書広報班」を通じて、これを用いた住民への情報伝達を積極的に行う。

なお、「統括班」は、地震発生時にその設備の点検・維持に努める。

(2) ちちぶ安心・安全メール等による情報伝達

市は、災害や避難勧告等の緊急情報を一斉に配信するちちぶ安心・安全メールの運用を開始している。

また、市ホームページ及び市公式フェイスブックなど、さまざまな情報伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

(3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

緊急を要する場合で、他の通信ができないか又は著しく困難な場合、「秘書広報班」は、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに要請する。

(4) 要配慮者への情報伝達

災害時に的確かつ迅速な情報伝達活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の促進や要配慮者の近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等を活用し、要配慮者の特性に合わせた情報伝達体制を確立しておく（聴覚障がい者に対する防災カードや自閉症患者に対する絵・図などの簡易な表現の採用など）。

第5 広域応援要請

災害に際して市の防災力のみでは対応不可能と判断したときは、速やかに県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

市の「広域応援要請」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 県への広域応援要請	統括班、関係各班
2 他市町村への応援要請	統括班、関係各班
3 応援の受け入れ	統括班、関係各班
4 職員の派遣要請・あっせん要請	統括班、総務班、関係各班

1 県への広域応援要請

(1) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要求

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

市は、県の消防防災課に電話等で要請し、後日速やかに文書を送付する。「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、本部統括班にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

(2) 自衛隊への災害派遣要請依頼

「本節 第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」に定める。

(3) 緊急消防援助隊・広域消防応援の依頼

「本章 第2節 第5 消防活動」に定める。

2 他市町村への応援要請

(1) 災害時応援協定締結市町村に対する応援要請

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町村に対し以下の事項を示して応援を求める。

「統括班」は、協定市町村の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「統括班」にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援場所及び応援場所までの通行可能経路
- 応援を必要とする期間
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

(2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く）

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く）に対し次の事項を示して応援を求める。「統括班」は、他の市町村の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「統括班」にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

「本章 第2節 第5 消防活動」に定める。

3 応援の受け入れ

(1) 連絡体制の確保

「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、所管する班は、連絡責任者を指定し「統括班」との連絡体制を確保する。

(2) 受け入れ拠点の指定

「統括班」は所管する班と連携し、「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、受け入れ拠点を指定するとともに、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、関係機関等に協力を求めて確保するものとする。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、「関係各班」の連絡責任者が窓口となって行う。

(4) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市で負担する。ただし、消防応援は各協定の定めのとおりとする。

4 職員の派遣要請・あっせん要請

(1) 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、この職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目したもので、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

■職員の派遣要請

- 県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

■職員派遣のあっせんの要求

- 県知事に対する職員の派遣のあっせんの要求（災害対策基本法第30条）

(2) 手続き

「統括班」は、「総務班」と連携し「関係各班」からの要請を踏まえ、本部長の承認を得て派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

■職員派遣要請の場合の記載事項

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

■職員派遣のあっせん要求の場合の記載事項

- 派遣のあっせんを求める理由
- 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第6 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

市の「自衛隊の災害派遣要請依頼」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害派遣要請依頼の基本方針	統括班、関係各班
2 災害派遣の活動内容及び関係各班	統括班、関係各班
3 災害派遣要請依頼の手続き	統括班、関係各班
4 災害派遣部隊の受け入れ	統括班、関係各班
5 災害派遣部隊の撤収要請	統括班、関係各班
6 経費の負担区分	統括班、関係各班

1 災害派遣要請依頼の基本方針

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。（災害対策基本法第68条第2項（災害派遣の要請の要求等））

■災害派遣の要件

緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 災害派遣の活動内容及び関係各班

原則として自衛隊が実施する災害派遣に伴う活動内容、及び当該活動を担当する班は、以下に示すとおりである。

■自衛隊の災害派遣要請に伴う活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

区分	活動内容
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。

3 災害派遣要請依頼の手続き

(1) 総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、「統括班」とする。

(2) 手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた「関係各班」は、「統括班」にその旨を伝達する。「統括班」は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式（県知事あて）」により県知事に災害派遣要請の依頼を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する。

この場合、本部長は速やかにその旨を県知事に通知する。（災対法第68条第2項2）

■県への依頼要領

提出先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
提出部数	1部
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ➢ 派遣を必要とする期間 ➢ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 ➢ 派遣を希望する区域及び活動内容 ➢ その他参考となるべき事項

■県への連絡先

勤務時間内 災害対策本部設置前	危機管理課（危機管理担当） 電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外 災害対策本部設置後	危機管理防災部当直・統括部 電話 048-830-8111 FAX 048-822-8119

■自衛隊への連絡先

名 称	陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊
所 在 地	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目
電話番号	048-663-4241（内線：435 時間外：402）

4 災害派遣部隊の受け入れ

（1）受け入れ準備

「統括班」及び「関係各班」は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受け入れに万全を期す。

■派遣部隊の受け入れに伴う留意事項

- 自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）、材料置き場及び炊事場を準備すること。
- 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
- 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について調整すること。
- ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受け入れに必要な準備をすること。（「■ヘリコプター発着場表示要領」参照）

■ヘリコプター発着場表示要領

項目	内容
着陸地点の表示	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径約10m程度の円を描き、中央にHと記す。
風向指示器の設置	着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点に吹き流し、又は旗を立てる。（布製、風速25m/秒に耐えられる強度）

（2）災害派遣部隊の活動拠点

災害派遣部隊の活動拠点としての自衛隊派遣ヘリコプター発着場及びベースキャンプ地（予定）は、次のとおりである。

なお、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は、次のとおりである。

■災害派遣部隊の活動拠点

用途	場所	住所	連絡先
本部事務室	秩父市役所	熊木町 8-15	22-2206 (危機管理課)
宿舎	秩父第一中学校、 秩父第一小学校	滝の上 9-22 上宮地町 36-11	22-1142 22-0003
材料置き場 (野外の適当な広さ)	南小学校	野坂町 2-14-29	22-1229
駐車場	秩父第一小学校	上宮地町 36-11	22-0003

※ヘリポートは、【資料5. 1】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

■ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

項目	内容
離着陸要領	ヘリコプターは、風に向かって約10度～12度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりするものではない。
発着場選定基準	地面は堅固で傾斜6度以内で、かつ周囲にあまり障害物がないこと。 少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。 ただし、東西南北100m×100mの地積があればよい。

(3) 災害派遣部隊到着後の措置

市は、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

なお、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

■災害派遣部隊に関する県への報告事項

- 派遣部隊の長の官職氏名
- 隊員数
- 到着日時
- 従事している作業内容及び進捗状況

5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

■派遣部隊に関する経費の負担区分

- 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料等
- 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

第7 ボランティアの応援受け入れ

災害応急対策を迅速・的確に実施し、被災住民の多種多様なニーズに対応するため、各種ボランティアの受入体制づくりと、円滑なボランティア活動のできる環境づくりについて定める。

本市の「ボランティアの応援受け入れ」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 受入体制の整備	契約班、福祉班、 関係各班
2 ボランティアの受け入れ	契約班
3 埼玉県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請	契約班
4 専門ボランティアの登録・活動調整	契約班、関係各班
5 ボランティア活動への支援	契約班、関係各班

1 受入体制の整備

(1) ボランティア需要の把握

ア ボランティア需要の報告

「関係各班」は、応急対策に必要とされるボランティア需要を「契約班」、「福祉班」に報告する。

イ ボランティア需要の整理

「契約班」、「福祉班」は、「関係各班」から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理する。

(2) 災害ボランティアセンターの開設

ボランティア活動の受け入れ窓口及び活動の拠点となる災害ボランティアセンターの開設にあたって「契約班」は、その活動方針や運営について秩父市社会福祉協議会と前もつて協議し、円滑なボランティア活動の環境を整えるものとする。

災害ボランティアセンターの業務として、次の業務を行うものとする。

■災害ボランティアセンターの業務

- 災害ボランティアの募集、受付、管理を行う。
- 被災者からのニーズを情報収集、把握を行う。
- 被災者からのニーズの内容を検討し、災害ボランティアの派遣を行う。
- 災害ボランティアの活動に必要な資材の調達、管理、貸出しを行う。
- ボランティア団体等の情報収集及び各ボランティア団体等間の調整を行う。
- 災害対策本部との連絡調整業務を行う。

(3) ボランティアの種別

ボランティアの種別は、おおむね次のとおりである。

区分	内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特殊な資格、職能を有しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師 ・応急危険度判定士 ・その他 ➤ 資格、職能を有しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他
埼玉県防災ボランティア登録	埼玉県防災ボランティアに登録しているもの
一般ボランティア	災害時に直接市へ来る者
社会福祉協議会に登録のあるボランティア	災害時に協力の意向を示している者

2 ボランティアの受け入れ

専門ボランティアの受け入れ要請は、災害対策本部の方針決定に基づき行うものとする。

一般ボランティアの受け入れは、災害ボランティアセンターに窓口を設け実施するものとする。

3 埼玉県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請

「契約班」は、ボランティア需要をもとに、市ののみではボランティアの確保が困難な場合は、埼玉県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

4 ボランティアの登録・活動調整

(1) 専門ボランティアの登録

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだ専門ボランティアについて、「災害ボランティア（受入）名簿」を作成するとともに、その救援活動項目や人数などを登録する。

■主な専門ボランティア

- 救急・救助ボランティア
- 医療ボランティア
- 介護ボランティア
- 応急危険度判定ボランティア
- ボランティアコーディネーター
- 輸送ボランティア

(2) 専門ボランティアの活動調整

「契約班」は、各班のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、各専門ボランティアの派遣先などの総合的調整を行うものとする。

また、調整結果については、要請を行った「関係各班」に報告する。

5 ボランティア活動への支援

「契約班」は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- ▶ 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- ▶ ボランティア活動が効果的に行われるよう、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

第8 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

市の「災害救助法の適用」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 災害救助法の概要	福祉班、統括班、関係各班
2 災害救助法の適用及び実施	福祉班、統括班、関係各班
3 災害救助法が適用されない場合の措置	統括班、関係各班

☞ 【資料8.1】『「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表』参照

1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平靜化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

■災害救助法に定める救助の種類

- 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 災害にかかった者の救出
- 災害にかかった住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 前記に規定するもののほか、政令で定めるもの
 - ・死体の搜索及び処理
 - ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するために必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる。(災害救助法第30条)

埼玉県においては、埼玉県災害救助法施行細則第16条により、次の救助に関する職権を市長にあらかじめ委任している。なお、応急仮設住宅、医療・助産についても市長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市・秩父広域町村圏組合水道局
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内(ただし、助産は分べんした日から7日以内)	医療班派遣=県及び日赤県支部(ただし、委任したときは、市)
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定=市 設置=県(ただし、委任したときは、市)
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1ヶ月以内	市
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

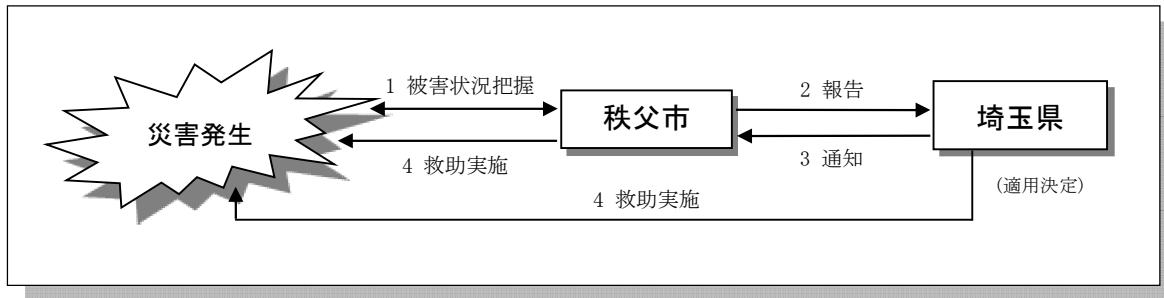
2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、市域を単位に原則として同一原因の災害による本市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

ア 原則

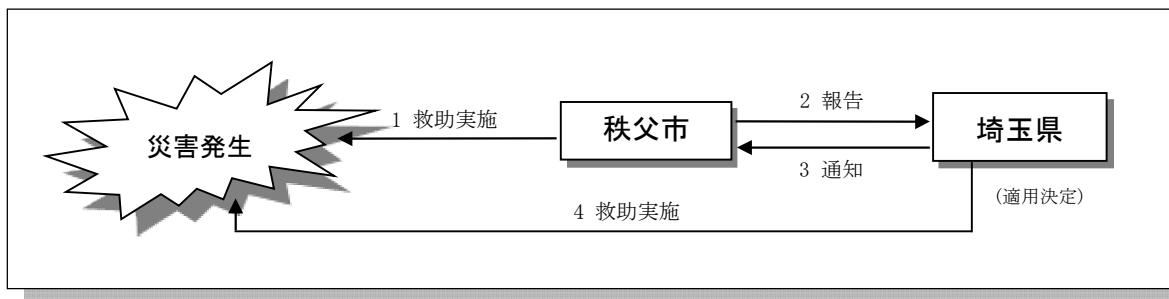
市長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



イ 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、市域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■秩父市の災害救助法適用基準

①	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

区分	内容
①住家の滅失	(ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの。
	(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の被害額が、その住家全体の時価の50%以上に達したもの。
②住家の半壊・半焼	(ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
	(イ) 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の20%以上50%未満のもの。
③住家の床上浸水、 土砂のたい積	(ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	(イ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

項目	内容
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。 (ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。 (イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それを一つの世帯として取り扱う。 (ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とする原则とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。
住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。 次の点に留意する。 (ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。 (イ) 病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。 (ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

(5) 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業

務を明確にした上で実施する。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

本節では、初動対応期における災害応急対策活動について定める。

初動対応期とは、活動体制の確立後、災害情報の収集、被災住民の救助・救急活動、避難支援活動及び緊急輸送道路の確保等を主体とした活動時期とする。(発災から3日程度を一応の目安とする。)

災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があり、その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

市に大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市のみでは十分な対応が困難となることも考えられるので、県、他市町村、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。また、自主防災組織、ボランティアなどと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。

第1 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

市の「地震に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 地震情報の収集	統括班
2 情報の収集・伝達系統	統括班
3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ	統括班、秘書広報班

1 地震情報の収集

市域における震度は、市役所に設置した計測震度計により把握し、必要に応じ防災行政無線（固定系）、市のホームページ、ちちぶ安心・安全メール等を通じて住民に伝達する。

気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報、地震情報については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。

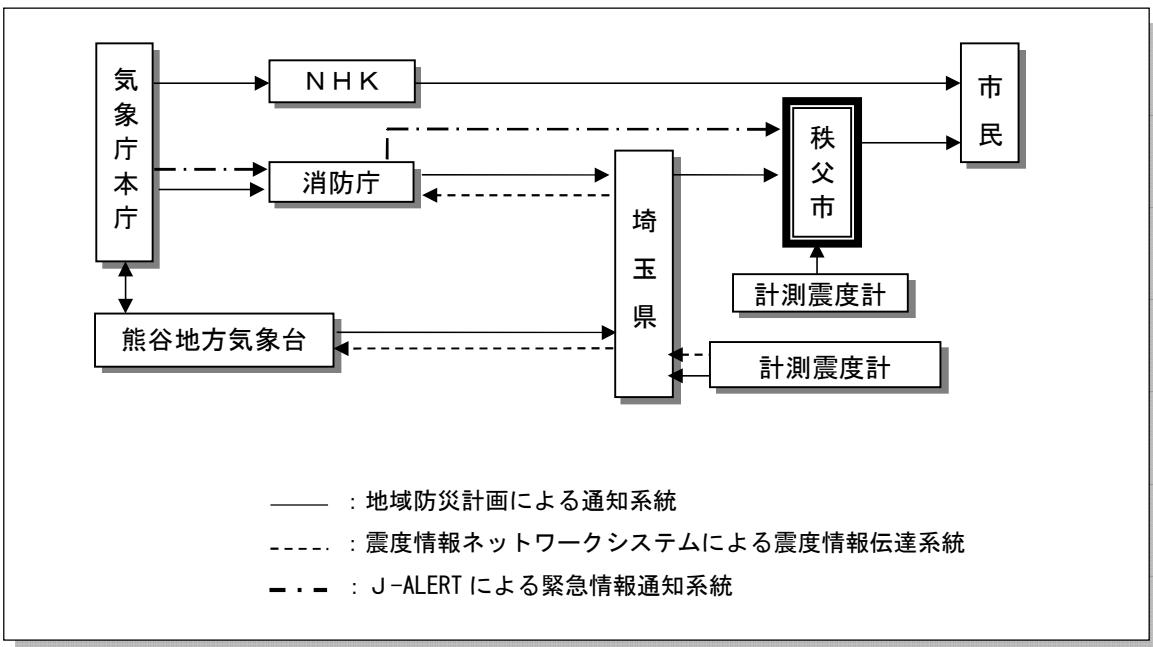
■【参考】地震情報について

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 埼玉県の地域名は、「北部」「南部」「秩父地方」の3区分で表し、本市は「秩父地方」に属する。
震源 に関する 情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度 に関する 情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度 に関する 情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。
その他の 情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度 分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

2 情報の収集・伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は以下のとおりである。

■ 地震情報の収集伝達系統



3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

大規模地震が発生した場合、必要に応じ防災行政無線（固定系）を活用し、住民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意喚起する。

第2 住民からの通報・問い合わせの処理

災害時には、市内外の住民から多数の通報・問い合わせ電話が殺到する。

そのため、それらの通報・問い合わせへの対応を迅速・的確に処理する。

市の「住民からの通報・問い合わせの処理」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 住民からの通報の処理	市民生活班、統括班
2 住民からの問い合わせの処理	市民生活班、統括班

1 住民からの通報の処理

住民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、「市民生活班」は通報を記録し、「統括班」へ連絡するとともに「関係各班」で情報を共有し、情報の効果的な活用を図る。

「関係各班」は、必要に応じて通報内容を埼玉県等の関係機関に伝達する。

2 住民からの問い合わせの処理

住民から市へ応急対策の実施状況等の問い合わせがあった場合、「市民生活班」は、以下のとおり処理する。

なお、電話による問い合わせに対しては、「市民生活班」が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。

■問い合わせの処理

- ① 「市民生活班」は、住民からの問い合わせを受け付け、担当班へ取り次ぎを行うとともに、「統括班」へ伝達する。
- ② 「統括班」は、把握した情報を集約、検討する。(住民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。)
- ③ 「統括班」は、本部内で検討を行い、住民に広報すべき情報、住民が欲していると判断した情報は必要に応じて住民へ広報する。

第3 災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。市の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害規模の目安の把握	統括班
2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）	統括班
3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	統括班
4 災害情報の収集・伝達	統括班、関係各班
5 災害情報の共有	統括班、各班共通

☞ 【資料7.4】『被害の調査及び集計要領』参照

1 被害規模の目安の把握

市は、非常体制の配備基準である震度5強以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、市及び隣接する市町村の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるかなどを見極める。

2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）

（1）基本方針

市域で震度5強以上の地震が発生した場合、市は、各部班及び関係機関から、市内の概括的な被害程度を把握する。

市は、把握した情報の第1報を「発生速報」として、県災害オペレーション支援システムを用いて県に少なくとも発災後1時間を目途に報告することにより応援体制の早期確立を求める。

県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する。（災対法第53条第1項括弧書）

また、消防機関への通報が殺到した場合は、消防本部が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は県に報告する。

☞ 【様式2】『発生速報』参照

■県への連絡先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合）

被害速報		確定報告
勤務時間内	県消防防災課 TEL 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線 TEL 83-6-8181、FAX 83-6-8159	県消防防災課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159
勤務時間外	県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111、FAX 048-822-8119 防災行政無線 TEL 83-6-8111、FAX 83-6-8119	防災行政無線 電話 83-6-8181 FAX 83-6-8159

なお、消防庁への連絡先は「■消防庁への連絡先」を参照のこと。

「発生速報」報告後の情報収集・伝達は、「3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過

速報)」による。

(2) 留意事項

次に示す事項について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第1報として報告する。

- ▶ 被害（火災、生き埋め等）の発生地域・地点
- ▶ 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- ▶ 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難勧告、指示（緊急）、避難所の開設
交通対策、送電中止、広域応援要請等）

3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

(1) 基本方針

概略的な被害程度の把握の後、市は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。

市は、把握した情報を『経過速報』として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時（おおむね2時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。

☞ 【様式3】『経過速報』参照

(2) 留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

4 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集担当

被害情報の収集担当は、次表に示すとおりである。

被害情報を収集した担当部の責任者は、速やかに「統括班」へ情報を伝達する。

■被害情報等の収集担当一覧

情報項目	収集担当	情報責任者
人的被害、住家・非住家被害	各地区担当	各地区責任者
公共土木被害、・公共建物被害、 都市公園被害	地域整備部	地域整備部長
農林畜水産被害、農林畜水産施設被害、 商工観光関係被害	産業観光部	産業観光部長
文教施設被害	教育委員会	教育委員会事務局長
水道施設被害、下水道被害	環境部	環境部長
福祉施設被害	福祉部	福祉部長

(2) 情報の収集・伝達

市は、災害情報の分析を行うとともに本部員会議に報告する。本部員会議は、被害情報

等から判断し市の災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

(3) 要配慮者施設に対する調査

子供、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者を有する施設については、被災による被害が通常より大きくなることが予想されるため、該当施設については速やかに状況の確認を行い、被害の状況を把握する。

5 災害情報の共有

市は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、その写しを随時各班、関係機関に回付し、情報の共有を図る。

また、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、市は、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、情報を共有することに努める。

■共有情報

- 死者、行方不明者の発生地点
- 要救出現場の発生地点
- 火災、崖くずれ等の発生地点
- 避難所の開設地点
- ヘリポート、物資輸送拠点
- 通行不能区間、交通規制地点
- 停電、断水区域 等

第4 広報活動

市及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに市民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、市民が適切な行動をとれるようにするとともに、パニックを未然に防止する。

市の「広報活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 広報活動の方針	統括班、秘書広報班
2 初動期の広報	秘書広報班
3 要配慮者への広報	福祉班、秘書広報班
4 報道機関への災害情報の提供	秘書広報班

1 広報活動の方針

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、周知するよう努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。

広報ルートは、原則として「統括班」による広報事項の収集・整理、本部員会議による広報内容の審査・決定、「秘書広報班」による広報の実施とする。

(2) 災害広報の方法

市民への広報は、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール、市ホームページ及び広報車等を活用して実施する。（「本章 第1節 第4 災害情報通信手段の確保」 参照）

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

2 初動期の広報

地震発生直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

地震発生直後の広報としては、次に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- 市災害対策本部の震災対策状況
- 市民に対する避難勧告、指示（緊急）等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- 電話の通話状況
- 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言、飛語の防止に関する情報

3 要配慮者への広報

市は、聴覚・視覚障がい者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

（1）聴覚障がい者への広報

聴覚障がい者に対しては、視覚情報による広報が必要であることから、市は、掲示板への掲出、ファクシミリ、インターネット、ちちぶ安心・安全メールによる広報のほか、放送事業者への要請により文字放送や手話放送、テロップ付放送の実施に努める。

（2）視覚障がい者への広報

視覚障がい者に対しては、音声情報による広報が必要であることから、市は、広報車による広報やテレビ局、ラジオ局への協力要請を行うとともに、インターネットの情報提供の際に音声による伝達もできるようとする。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、N P O・ボランティア等と密接な連携を図り、避難所への要員派遣、在宅の要配慮者への訪問活動により、広報を行う。

（3）外国人への広報

外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行うよう努める。また、報道機関へも県を通して外国語放送の協力を要請し、外国人に対し広報が行き届くよう努める。

4 報道機関への災害情報の提供

報道機関を通じて、災害情報を広報する場合は、以下のとおりとする。

（1）報道機関への災害情報の提供

市は、プレスルームを設置し、報道機関への災害情報の提供を行う。

災害情報の提供にあたっては、個人情報の公開について十分に配慮のうえ実施する。

また、放送を要請する場合、市は、県を通じてN H Kさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行う。

なお、県への連絡が途絶するなどやむを得ない場合は、市から直接要請する。

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 市における避難に関する情報
 - ・避難の勧告に関すること
 - ・避難施設に関すること
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ・救護所の開設に関すること
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ・電気、水道等の復旧に関すること
- その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ・給水及び給食に関すること
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
 - ・防疫に関すること
 - ・各種相談窓口の開設に関すること

（2）報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、「秘書広報班」を窓口にして対応する。

第5 消防活動

「消防本部」は、消防団や防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から市民の生命、財産を保護する。

市の「消防活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 火災に関する情報の収集・伝達	消防本部、危機管理課
2 消防機関における消防活動	消防本部
3 消防機関の応援要請	消防本部
4 現場指揮本部の設置	消防本部
5 市民、自主防災組織及び事業所の役割	消防本部

1 火災に関する情報の収集・伝達

「秩父消防本部」を中心に、火災に関する情報（出火・延焼等）の収集・伝達を行う。

2 消防機関における消防活動

(1) 自主参集等

消防職員及び消防団員は、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により、市域が震度5強以上のときは、直ちにあらゆる手段で所定の場所に自主的に参集する。

(2) 自主防災組織、市民等に対する活動協力要請

「消防本部」は、自主防災組織や市民に対して、出火防災・初期消火等に協力するよう、市防災行政無線（固定系）等により要請する。

(3) 消火活動

「消防本部」及び消防団員は、以下の要領で消火活動を実施する。

■消火活動要領

- 地震発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。
- 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限りの協力を得て、連携し火災防御活動を進める。

3 消防機関の応援要請

同時多発火災の場合、火災の延焼危険性が大きい場合、あるいは要救出現場が多数発生したことにより保有人員、資機材での消防活動が困難と判断した場合、以下のとおり応援要請を行う。また、県消防防災ヘリコプターの出動要請についても同様である。

(1) 応援要請の手続き

■消防機関の応援要請手続き手順

- ① 「消防本部」は、同時多発火災の事態が発生した場合、直ちに現場指揮本部を設置する。
- ② 現場指揮本部は、消防応援対策会議を開き、応援要請の要否を本部長に報告し、下記の事項を決定する。
 - 埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊等、応援要請の規模
 - 必要部隊数（消火、救急、救助、航空隊）
 - その他受援に必要な事項
- ③ 本部長は、緊急消防援助隊・広域消防応援の応援要請を県知事（消防防災課）に要請する。
- ④ 本部長は、県知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に要請する。

（2）応援要請の内容

県（消防防災課）への応援要請の内容については、以下のとおりである。

■応援要請の内容

- 災害発生日時
- 災害発生場所
- 災害種別
- 人的・物的被害の状況
- 必要部隊の種別及び隊数
- 場外離着陸の状況
- 緊急消防援助隊の進出拠点
- 緊急消防援助隊の到着ルート
- その他必要と思われる状況（気象状況（気温・積雪等）、道路状況）

（3）受け入れ体制

受け入れ体制については、「本章 第1節 第5 3 応援の受け入れ」を参照のこと。

4 現場指揮本部の設置

現場における消防活動では、複数の防災関係機関（消防団、他市町村の消防機関等）との活動調整並びに情報連絡調整が必要になるため、「消防本部」は必要に応じて現場指揮本部を設置し、調整を図る。

5 市民、自主防災組織及び事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、地震が発生した場合に以下の消防活動を行う。

（1）市民

- ア 摆れが収まるまで待ち、使用していたガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時における火気の使用に注意を払う。
- エ 火災が発生した場合は、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとと

もに、隣人等に大声で助けを求める消防機関に通報する。

(2) 自主防災組織

- ア 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。
- ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。
- エ 多数の住民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、不審火等の防止に努める。

(3) 事業所

- ア 火気の停止、プロパンガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- イ 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は、消防設備や器具を集中させて一気に消火し、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、延焼防止に努める。
- エ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。
- オ 危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずる。

第6 救急救助

大規模地震の発生時は、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

従って、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、市に大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」や「茨城県南部地震」のような大規模地震では、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、地域住民、自主防災組織及び事業者等からのマンパワーの提供及び土木建設業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動にあたる必要がある。

市の「救急救助」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	消防本部
2 活動要領	消防本部、関係各班
3 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班、消防本部

1 活動方針

「消防本部」は、救助隊及び救急隊を編成し、市及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

2 活動要領

(1) 基本方針

「消防本部」は、次に示す基本方針に従い救助及び救急活動を実施する。

■救急救助の基本方針

基本方針	内容
重傷者優先の原則	救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。
火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。
大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は、次のとおりとする。

■救助及び救急の活動内容

- 傷病者の救出作業
- 傷病者の応急処置
- 傷病者の担架搬送及び輸送
- 救急医療品、資器材の輸送
- 現場救護所から常設医療機関への輸送
- 重傷病者等の緊急避難輸送

(3) 活動体制

ア 発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の災害情報等の収集及び積載資器材の増強等を実施する。

イ 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、救助・救急体制の確保を図る。

(4) 実施要領

ア 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、出動職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

イ 救出活動

倒壊家屋等により、自力で脱出をすることができない傷病者については、各種救助資器材及び人員を活用して救出にあたる。

■救出活動をする現場に対する人員の確保

- 消防職員の確保
- 消防団員の確保
- 警察職員の派遣要請

市は、警察署に対して警察職員の派遣を要請する。
- 自衛隊の派遣要請

市は、緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、県に自衛隊の派遣要請を依頼する。
- 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受け入れ
- その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、地域住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。市は、企業、各種団体等に提供依頼をする。
- 医療機関との連絡協調

市は、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調について、秩父郡市医師会を通じ消防本部に隨時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

ウ 救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

市は、地震発生後直ちに秩父市建設業協会等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出從事機関等からの提供要望に対応できる体制をとる。

エ 救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

消防本部は、市災害対策本部と連携して、次に示す連絡調整、役割分担及び地域分担等の円滑な実施に努める。

- ▶ 各救出從事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに市に提供要請を行う。
- ▶ 各救出從事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、自主防災組織、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- ▶ 各救出從事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、埼玉県に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- ▶ 救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。
- ▶ 市は、必要に応じて、消防、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

オ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的な救急処置を実施する。

カ 担架搬送及び輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により医療救護所等への緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送にあたっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

キ 医療救護班の緊急配備要請

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等が不足したときは、医療救護班の緊急配備要請を行う。

ク 医療品及び資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、手術上必要な医薬品、資器材、血液、血清等が不足したときは、緊急輸送を行う。

ケ 消防団、自主防災組織、地域住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができるない場合は、消防団員、自主防災組織及び地域住民に指示し、現場付近の応急救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(5) その他の注意事項

その他の注意事項としては、次のとおりである。

- 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
- 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。
- 長時間下敷きになった被災者に対しては、「クラッシュシンドローム」発症の可能性を考慮し、救出する。

《参考》

◆クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

災害時の建物等の倒壊で崩れた、がれき、家具等の下敷きになり長時間体を圧迫された人が無事救出され、ひどい外傷もなく意識もあるため打撲などの軽傷と思われていた矢先に容態が急変し、様々な症状を訴え死に至ることもある症候をクラッシュシンドロームといいます。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され救出活動を実施した場合、市は消防本部の協力のもと、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 被災者救出状況記録簿
- 被災者救出用関係支払い証拠書類

第7 医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災した市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

市の「医療救護」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 医療施設の被災情報等の収集	保健医療班、統括班、秘書広報班、消防本部
2 初動医療体制	保健医療班
3 負傷者等の搬送体制	保健医療班
4 被災医療機関への支援	保健医療班
5 医薬品、医療用資機材等の確保	保健医療班
6 応援の受け入れ	保健医療班
7 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班、保健医療班

1 医療施設の被災情報等の収集

「保健医療班」は、医療に関する情報の拠点として、市内の医療機関の被災状況や、空き病床数等の情報収集を行う。

■医療に関する情報の収集・共有・広報手順

- ① 市は、市内の医療機関に関する以下の情報を収集する。
 - ・被災状況（電気、通信などライフラインの状況を含む）
 - ・稼働状況
 - ・入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する）
 - ・外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する）
 - ・血液、医薬品、資器材の状況
 - ・医師、看護師等医療スタッフの状況
- ② 「消防本部」は、以下の情報を把握し、「統括班」に連絡する。
 - ・要救助現場に関する情報
 - ・救急車の稼働状況
 - ・119番通報の状況
- ③ 「保健医療班」は、以下の情報を「統括班」から入手し把握する。
 - ・特に甚大な被害を受けている地区の状況
 - ・道路交通の状況（交通規制、渋滞）
 - ・使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況
- ④ 「保健医療班」は、把握した情報を隨時、医療機関、「消防本部」、「統括班」に伝達するとともに、照会があればそれに応じる。
- ⑤ 「統括班」は把握した情報のうち、市民等に広報すべき情報を「秘書広報班」を介して広報する。

2 初動医療体制

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。発災直後は、交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に医療救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

市は、初動医療体制として秩父都市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成する。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の医療機関及び助産所等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された医療救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、市の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請する。

医療救護班及び医療ボランティアなどの応援の受け入れは、「保健医療班」を窓口として行う。

「保健医療班」は、受け入れにあたって以下の点に努める。

■応援の受け入れ

- 必要な情報の提供
- 受け入れ場所（医療救護所）に関する調整
- 物資、資器材等の支援
- 宿舎等の支援

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

ア 救急隊の活動内容

消防本部の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、治療の優先度の高い傷病者から市内の救護医療機関まで搬送する。その他の傷病者に対しては、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関へ搬送する。

イ 医療救護班の活動内容

医療救護班は、消防本部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

■医療救護班の活動内容

- 診察
- 医薬品等の支給
- 応急処置及びトリアージ
- 看護
- 後方の救護医療機関等への搬送要請

☞ 【資料3. 9】『トリアージタグ』参照

(3) 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、市内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(4) 医薬品等の調達

市は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療用資機材等を、災害の規模に応じて秩父郡市医師会、秩父郡市薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等から調達する。

なお、大量の医薬品、医療用資器材等を扱う必要がある場合は集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

区分	内容
医薬品等の搬送	医薬品等の搬送は、救護所の設置とあわせて「保健医療班」が行う。
血液の供給	医療救護活動において血液が必要な場合、埼玉県赤十字血液センターに要請するとともに、埼玉県（保健医療部長）に報告する。

3 負傷者等の搬送体制

負傷者等の救護医療機関への一次搬送、及び後方医療機関への二次搬送は、次のとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

■一次搬送の方法

- 市が消防本部に配車・搬送を要請する。
- 公用車、市内救護医療機関又は医療救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- 医療救護所の班員、消防職員などにより担架やリヤカーで搬送する。
- 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 救護医療機関の受け入れ要請

市及び消防本部は、「1 医療施設の被災情報等の収集」で収集した救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数等の情報に従い、各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により、二次搬送を実施する。

■二次搬送の方法

- 市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、市及び救護医療機関等が協力して実施する。
- 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の要請を行う。

☞ 【資料5. 1】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

(4) 後方医療機関への受け入れ要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町村等へ要請し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

4 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限に食い止めるための対策を講ずる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資器材の不足等で機能が低下した場合は、市に連絡し協力を要請する。

市は、これに積極的に協力し、秩父保健所にも協力を要請を行う。

5 医薬品、医療用資機材等の確保

市は、医薬品、医療用機材等を、災害の規模に応じて秩父都市医師会、秩父都市歯科医師会、秩父都市薬剤師会等の協力を得て、業者等から調達する。

6 応援の受け入れ

医療救護班及び医療ボランティアの応援の受け入れは、「保健医療班」を窓口として行う。

「保健医療班」は、受け入れにあたって以下の点に努める。

- 必要な情報の提供
- 受け入れ場所（医療救護所）に関する調整
- 物資、資器材等の支援
- 宿舎等の支援

7 災害救助法が適用された場合の事務

市は、災害救助法が適用され応急的な医療及び助産を実施した場合、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

■医療関連

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 救護班活動状況
- 病院診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

■助産関連

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 助産台帳
- 助産関係支出証拠書類

第8 緊急輸送道路の確保

災害時の制約された条件下で緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。

市の「緊急輸送道路の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 道路の被害状況の把握	道路管理者、道路維持班、各総合支所
2 交通規制	統括班、道路管理用地班、秘書広報班、各総合支所
3 道路啓開等	道路管理者、道路維持班、各総合支所
4 緊急輸送道路の応急措置	統括班、道路維持班、道路管理者、各総合支所

1 道路の被害状況の把握

市及び県は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

市は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を速やかに調査する。また、住民等からの通報を受けた場合、道路管理者に報告する。

(1) 県による指定

市内の県指定緊急輸送道路は次のとおりである。

■県指定の緊急輸送道路（市域関連）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする	国道140号(皆野町皆野(大塚交差点) ～雁坂トンネル(山梨県境)) 国道299号(横瀬(299号との交差点) ～小鹿野町飯田(黒海土ババ前交差点))
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	—
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	小鹿野影森停車場線 (秩父市下影森(秩父県土整備事務所前交差点) ～秩父市久那(巴川橋交差点)) (秩父市久那(ミューズパーク入口交差点) ～小鹿野町長留) 秩父荒川線 (秩父市久那(巴川橋交差点) ～秩父市久那(ミューズパーク入口交差点)) 秩父上名栗線 (秩父市日野田町(押堀橋交差点) ～(秩父市本町(299号との交差点))) 皆野両神荒川線 (秩父市下吉田(吉田総合支所入口交差点) ～(秩父市荒川贊川(140号との交差点)))

(参考) 「埼玉県地域防災計画 資料編」 平成26年3月、埼玉県防災会議

(2) 市による指定

市は、「第2編 第1章 第2節 第6（1） ■緊急輸送道路の指定要件」を踏まえ、県、隣接町村、関係機関等と協議の上、市役所、総合支所、防災関係機関、避難所・避難場所、臨時ヘリポート、輸送の拠点となる施設等を結ぶ幹線道路を緊急輸送道路として指定する。

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。

市は、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施すとともに、道路の被害状況及び交通規制状況の広報を行う。

3 道路啓開等

道路管理者（秩父県土整備事務所、市）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、車両の一時保管場所を確保し、自ら車両の移動等を行う。

4 緊急輸送道路の応急措置

(1) 応急措置の実施

市は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう以下の点を考慮し、市内の建設業者の協力を得て緊急輸送道路の応急措置を行う。

なお、市内の県道については、秩父県土整備事務所が所管しており、応急措置を必要とする場合は連絡し、応急措置を要請する。

- 消火活動、救出活動上重要な道路
- 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）
- 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- 広域応援受け入れ上必要な道路

(2) 応援要請

市は、被害甚大で、市内の建設業者で対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する。（自衛隊の派遣要請は「統括班」が実施する。）

(3) 廃棄物の処理

市は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、「道路維持班」と協議して適切に処理する。

第9 緊急輸送手段の確保

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等の緊急輸送について、輸送手段を速やかに確保する。

本市の「緊急輸送手段の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 車両の確保	管財班、関係各班
2 ヘリコプターの確保	統括班、関係各班

1 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

ア 確認申請の準備

市域において震度5以上の地震が発生した場合、市は、交通規制の実施に備え事前届け出した緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

イ 確認申請

交通規制が実施された場合、市は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。交付を受けた標章、証明書は当該車両前面の見やすい場所に掲示する。

(2) 輸送車両の確保

市は、災害時における車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達のあっせん、また人員及び物資の輸送を要請する。

市所有の車両については、原則として「関係各班」が「管財班」と調整して各々確保することとするが、不足する場合は(一社)埼玉県トラック協会秩父支部等に要請し、民間の輸送車両を確保する。

また、燃料の確保については、市内取扱業者の協力を得て実施する。

2 ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、「関係各班」は以下によりヘリコプターを確保する。

■ヘリコプター要請の手順

- ① 「関係各班」はヘリコプターを確保する場合、「統括班」に県への応援要請を依頼する。
- ② ①の要請を受けた「統括班」は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターワーク等の応援要請を行う。なお、応援の受け入れ・調整は、「統括班」が行い、ヘリポートの管理は、施設管理者が行う。

第10 二次災害の防止

地震発生後の余震等による建築物・構造物等の二次災害及び危険物漏洩や水害等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、市民の安全を図る。

本市の「二次災害の防止」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 建築物・構造物の二次災害防止	管財班、建築住宅班、施設管理者
2 民間建物の応急危険度判定	建築住宅班
3 水害の防止	道路維持班、総合支所
4 土砂災害の防止	道路維持班、地域振興班、農政班
5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部
6 二次災害防止のための市民への呼びかけ	秘書広報班

1 建築物・構造物の二次災害防止

(1) 避難所施設の点検

避難所施設の点検は、以下に示す手順で実施する。

■避難所施設の点検手順

- ① 市は、指定避難所の点検について、建築士会等の協力を得て点検体制を整える。
- ② 指定避難所の施設管理者は、当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、市に対して重点的な点検を要請する。
- ③ 市は、要請を受けて当該施設の点検を行う。また、その他の避難所施設についても順次点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要に応じて応急措置を施す。

(2) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検及び避難対策・応急対策は、以下に示す手順で実施する。

■市有施設の点検及び避難対策・応急対策手順

- ① 市有施設の管理者 ((1)の避難所施設を除く) は、地震後当該施設の使用にあたって安全性に留意するとともに、必要な場合は、市に対して専門職員による点検を要請する。
- ② 市は、要請を受けて当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、建築士会及び県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3) 市所管道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策

市は、地震発生後の市の所管する道路、橋りょう等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。この際、必要に応じて市内の建設業者や県等に応援を求める。

2 民間建物の応急危険度判定

市は、地震による被害状況を勘案し、建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定

士の応援を要請するとともに県に支援を要請する。

また、市は、地震及び降雨による宅地の崩壊による二次災害に対して、被災宅地危険度判定の必要性を決定する。被災宅地危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の被災宅地危険度判定士の応援を要請するとともに県に支援を要請する。判定作業の実施にあたっては、以下の点に留意する。

■判定作業実施に際しての留意事項

- 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器の準備等を行う。
- 判定作業は2名以上のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- 出動にあたって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。
- 建築学会等民間団体の協力の申し出があった場合は、「建築住宅班」が効果的な活動のために必要な調整を行う。

■応急危険度判定士の参集から解散まで

順番	実施手順	実施内容
①	受付	判定実施本部へ氏名・登録番号等の申告
②	班分け	判定実施本部から班分けの発表、班ごとに集合
③	班長に対するガイダンス 資機材の配布	班長は所定の場所に集合し、判定実施本部からの説明を受け、資機材を受け取る
④	出動	準備完了後、判定実施本部からの指示に従い出動
⑤	判定	判定調査票記入マニュアルに従い、判定活動に従事
⑥	報告	班長にその日の判定結果を報告し、判定調査票を提出 班長は結果を集計し、判定実施本部へ報告
⑦	解散・宿泊地への移動	判定実施本部又は班長の指示により、解散又は宿泊地へ移動

3 水害の防止

地震発生後の水害を防止するため、市は、次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

■水害防止活動

項目	内容
点検及び 応急措置	市は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。この際、必要に応じて市内の建設業者等の協力を得る。
避難の呼びかけ 又は指示	地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められる場合、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけ又は指示を行う。
応援要請	市長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

4 土砂災害の防止

地震により河川、ため池等が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急対策を行う。

なお、土砂災害防止法の警戒区域等の指定を受けた区域に対しては、地震等により地形等に変化が表れていないかなど早期に現地を確認し、危険が予想される場合は、「本節 第11避難活動」に従い避難体制をとる。

■土砂災害への防止対策

対策事項	内容
河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。 また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
砂防施設等応急対策	急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
ため池応急対策	ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

「消防本部」は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む）を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

■二次災害防止活動対象施設

➤ 危険物施設	➤ 放射性物質施設
➤ 火薬保管施設	➤ クリーニング施設
➤ ガス施設	➤ その他危険物には満たない指定可燃物施設等
➤ 毒劇物施設	

6 二次災害防止のための市民への呼びかけ

市は、二次災害防止のため市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「第3編 第1章 第2節 第4 広報活動」に従って広報活動を行う。

第11 避難活動

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の避難者の受け入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

市の「避難活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難に関する状況把握	統括班、市民福祉班
2 避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定	統括班、秘書広報班
3 避難誘導	統括班、福祉班、関係各班
4 避難所の開設、運営	教育総務班、福祉班、保健医療班、 関係各班
5 市外（県外を含む）からの避難者の受け入れ	統括班

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す情報の収集及び手順で行う。

■避難に関する状況把握の手順

- ① 消防本部は、火災及び危険物施設の状況等を把握し、市に報告する。
- ② 市は、道路、橋りょう及び河川等の状況を把握する。
- ③ 市は、点検を行った建築物（特に避難所）の状況を把握する。
- ④ 市は、秩父警察署、小鹿野警察署と被害状況等の情報を交換する。
- ⑤ 市は、①～④の情報に基づき、避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

2 避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定

（1）手順

市は、「1 避難に関する状況把握」の状況を本部長に報告し、本部長は必要に応じて避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定を行う。

避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定を行う場合は、市防災行政無線（固定系）、ちちぶ安心・安全メール、市ホームページ、公式フェイスブック及び広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める。

なお、警察官、自衛官等にも避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、市はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

■避難の勧告・指示（緊急）の実施責任者

実施者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条第1項
知事、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防災法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

■警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第14条

注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が

現場にいないか、又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

■避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定について

区分	内容
避難勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難の「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為である。
避難指示（緊急）	これに対し、同条の「指示（緊急）」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を立ち退かせるものである。
警戒区域の設定	同法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。

（2）市民等への伝達内容

避難の勧告又は指示（緊急）を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて市民等に周知するものとする。その際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア. 火気等危険物の始末
 - イ. 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ. 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ. 隣近所そろって避難すること等

（3）関係機関との連絡調整

避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

市はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（消防防災課）に災害経過速報（「本章第2節 第2 住民からの通報・問い合わせの処理」参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する。（災害対策基本法第60条）

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の勧告又は指示（緊急）が発せられた場合、市は、消防職員及び消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、避難所等安全な場所に市民等を誘導又は移送する。

(2) 避難順位

避難は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- (ア) 病弱者、障がい者
- (イ) 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童・生徒
- (ウ) 一般住民

(3) 誘導方法及び輸送方法

市は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること
- 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講ずること
- 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること
- 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- 出発、到着の際の人員確認
- 状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと（状況に応じて県へ応援要請を行う）
- 誘導中は、事故防止に努めること
- 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、市は、秩父消防署、秩父市消防団、秩父警察署、小鹿野警察署、民生委員・児童委員、秩父市社会福祉協議会及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

4 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。その際の手順は以下のとおりである。

- ① 避難所は、学校、公会堂、公民館等の既存建物を応急整備して使用する。適当な施設が得られないときは、野外に仮設建物を設置するなどして対応する。

- ② 市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。
- ③ 市長は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

■勤務時間内に発災した場合

順番	実施内容
①	災害対策本部から避難所開設の連絡を受けた施設管理者は、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	異常がないと認める場合は、避難所を開設することとし、施設管理者は市に報告する。 （※点検が終了するまでは、避難者を校庭等に待機させておく。）
③	異常がある場合は、市に報告し指示を仰ぐ。
④	市は、避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する。

■勤務時間外に発災した場合

順番	実施内容
①	避難所施設管理者は、所定の避難所に参集し、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	以降は、「■勤務時間内に発災した場合」の②～④と同様とする。

（2）避難所の管理運営

市は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

ア 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。不足が見込まれる場合には、県、近隣市町村に応援要請する。

イ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため通信手段の確保に努める。

ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

エ 要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置するように努める。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの

変化に対応できるよう配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画セミナーや民間団体を積極的に活用する。

オ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所生活における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

キ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

ク 避難者と共に避難した動物の取り扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

5 市外（県外を含む）からの避難者の受け入れ

市は防災協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

第12 給水活動

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、生命維持等に必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

市の「給水活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害状況の把握	生活衛生上水道班、 秩父広域市町村圏組合水道局
2 給水体制の確立	保健医療班、福祉班、危機管理課、 関係各課、秩父広域市町村圏組合水道局、 生活衛生上水道班
3 広報活動	秘書広報班、秩父広域市町村圏組合水道局
4 施設の応急復旧	秩父広域市町村圏組合水道局
5 応援要請及び受け入れ	統括班、秩父広域市町村圏組合水道局
6 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班、秩父広域市町村圏組合水道局

1 被害状況の把握

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握する。

2 給水体制の確立

(1) 給水方針の決定

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

ア 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は、秩父広域市町村圏組合水道局と市で連携を図り実施する。

ただし、秩父広域市町村圏組合水道局及び市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請及び資機材等の借入あっせん要請を行う。

イ 給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者（特に、乳幼児や高齢者等）への給水については、「保健医療班」と「福祉班」と連携して実施する。

ウ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする（第2編 第1章 第3節 第2 給水体制の整備「■一日当たりの給水目標」参照）。

これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものであり、期間は、原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(2) 水の確保

発災後は、次に示す水源により水を確保するとともに、必要に応じて次に示すその他の水源についても利用する。

- 浄水場及び配水場
- 災害用給水井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽の活用
- その他の水源
 - ・受水槽等の利用 小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽及び高架水槽に貯留する水を、当該管理者の了解を得て、水源として利用する。
 - ・民間井戸等の利用 民間事業所の井戸等比較的汚染が少ない水源について、生活用水として利用する。

(3) 給水方法

給水は、給水容器による運搬給水方式を併用する。

ア 指定給水場所での給水

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、自主防災組織や自治会と連携、協力のうえ、指定給水場所において、給水車等を利用し、被災者等に給水する。

イ 拠点給水場所からの給水

市は、拠点給水場所である配水場の配水池から周辺住民への給水に努め、また、配水池から給水車、給水タンクなどに取水し、避難所及び医療機関等に給水するよう努める。

ウ 医療機関等への優先給水

秩父広域市町村圏組合水道局は、医療機関、公的施設及び防災関係機関等の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車により優先的に給水するよう努める。

エ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。

そのため、秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

(4) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、配水場の災害備蓄庫、各備蓄倉庫等に分散備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

3 広報活動

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況について被災市民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を周囲に分かりやすいように表示する。

■広報事項

- 水道施設の被害状況
- 断水等の状況
- 応急給水の現状と見通し
- 指定給水場所及び拠点給水場所の状況
- その他必要と認める事項

4 施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

震災時における応急給水は、断水状況や水源状況を的確に把握し、迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から避難所等に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は、秩父広域市町村圏組合水道局備蓄分の他、関係機関（他市町村等、日本水道協会）及び関係業者から調達する。

5 応援要請及び受け入れ

秩父広域市町村圏組合水道局及び市の保有する能力では2～4の活動を迅速・的確に実施することが困難な場合、県（自衛隊）、日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受け入れについては、「本章 第1節 第5 広域応援要請」により行う。

6 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用された場合、市は秩父広域市町村圏組合水道局の協力のもと、次の書類を整える。

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

- 救助実施記録日計票
- 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- 飲料水の供給簿
- 飲料水供給のための支払証拠書類

第13 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を供給する。

本市の「食料の供給」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 給食需要及び能力の把握	統括班
2 食料の確保・輸送	統括班、物資集積班、教育総務班
3 災害救助法が適用された場合の事務	統括班、福祉班

1 給食需要及び能力の把握

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者及び在宅の高齢者や障がい者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次により行う。

■給食需要及び能力把握の手順

- ① 市は、以下の点を避難所担当職員又は施設管理者・職員から把握する。
 - 避難所に避難した者の数
(特に、ミルクを必要とする乳児数、給食に配慮を要する要配慮者数を把握する。)
 - 避難所施設の自炊能力
 - 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数
 - その他避難所での食料供給に関して必要な事項
- ② 市は、①の情報を基に給食需要及び能力を把握し、食料供給方法を決定する。食料の供給方法としては以下の方法を検討する。
 - 備蓄食料の開放
 - パン、弁当等の確保
 - 共同調理場での炊き出し
 - 避難所での炊き出し
 - 自衛隊の災害派遣による炊き出し
 - 県を通じての食料の調達及び供給
 - 他市町村からの調達及び供給

2 食料の確保・輸送

食料の供給が必要な場合、食料の確保及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄食料の供給

市が備蓄倉庫に備蓄している食料の供給は、以下のように実施する。

■市備蓄食料供給の手順

- ① 市は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合は、備蓄倉庫の開放を行う。
- ② 市は、(一社)埼玉県トラック協会秩父支部等の協力を得て備蓄倉庫から食料を各避難所に輸送する。

(2) パン、弁当等の確保

パン、弁当等の確保及び輸送は、以下のように実施する。

■パン、弁当等確保の手順

- ① 市は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、民間業者に対して食料の確保及び避難所への輸送を要請する。
- ② 民間業者から各避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に、(一社)埼玉県トラック協会秩父支部等の協力を求める。

(3) 共同調理場での炊き出し

共同調理場での炊き出しは、以下のように実施する。

■共同調理場での炊き出しの手順

- ① 市は、共同調理場での炊き出しが必要と判断した場合は、「教育総務班」に報告する。
- ② 報告を受けた「教育総務班」は、給食調理員に共同調理場での炊き出しの実施を伝達する。
- ③ 給食調理員は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。
- ④ 共同調理場での炊き出し食料は、避難所の避難者に提供する。

(4) 避難所での炊き出し

避難所での炊き出しは、以下のように実施する。

■避難所での炊き出し手順

- ① 市は、避難所担当職員又は施設管理者・職員と協議し、避難所での炊き出しが可能と判断された場合は避難所での炊き出しを実施する。
- ② 炊き出しのため食材、食器、調理器具等が必要な場合は、市に対してその調達を要請する。
- ③ 市は、②の要請を受けた場合、必要な物資を調達する。L Pガスについては、(一社)埼玉県L Pガス協会秩父支部の所属店舗を通じて調達する。
- ④ 避難所での炊き出しにあたっては、必要に応じて自主防災組織及びボランティアの協力を受ける。

(5) 自衛隊の災害派遣による炊き出し

市は、自主防災組織やボランティアによる炊き出しだけでは対応が困難と判断した場合、派遣されている自衛隊による炊き出しを要請する。

(6) 県を通じての食料の調達

市ののみで食料を確保することが困難な場合は、県に食料の供給を要請する。

県からの救援食料及び県備蓄食料は、原則として県が市の集積拠点まで搬送する。ただし、知事が輸送区間、輸送距離等の事情により市への引き取りの指示を行った場合は、これにより市が搬送する。

集積拠点から共同調理場、避難所への輸送は、市が民間輸送業者等の協力を得て行う。

(7) 他市町村からの食料の調達

市は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、「災害時における埼玉県内市町村間の総合応援に関する基本協定」等に基づき、他市町村に食料の供給を要請する。

集積拠点から共同調理場、避難所への輸送は、民間輸送業者等の協力を得て行う。

(8) 米穀の調達

市は、米穀の調達が必要な場合、以下により米穀を調達する。

ア ちちぶ農業共同組合を通じての調達

市は、ちちぶ農業共同組合に対して協定に基づき、米穀の確保及び避難所等への輸送を要請する。輸送は原則として、ちちぶ農業協同組合に要請するものとするが、これが難しい場合は（1）と同様に（一社）埼玉県トラック協会秩父支部等の協力を求める。

イ 県を通じての調達

アのみでは不足する場合、知事に調達を要請する。

また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省政策統括官又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局通知）に基づき政府所有米の緊急引渡しを要請する。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、炊き出しその他による食品の給与を実施した場合、市は、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行う。

- 救助実施記録目計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 炊き出し給与状況
- 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類等

第14 生活必需品等の供給・貸与

地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を給与又は貸与する。

市の「生活必需品等の供給・貸与」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 生活必需品等の需要の把握	統括班
2 生活必需品等の調達・輸送	物資集積班
3 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班、統括班

1 生活必需品等の需要の把握

市は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者から把握する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。

- 寝 具 … 毛布、タオルケット、布団等
- 外 衣 … 洋服、作業衣、子供服等
- 肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類
- 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- 食 器 … 茶碗、皿、はし等
- 日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、L Pガス等
- そ の 他 … 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM／FMラジオ等

2 生活必需品等の調達・輸送

生活必需品等の供給が必要な場合、その調達及び輸送は次により行う。

（1）市備蓄物資の放出

市は、市備蓄物資の放出が必要と判断した場合は、備蓄倉庫から物資の放出を行うとともに、協定に基づき（一社）埼玉県トラック協会秩父支部の協力を得て備蓄倉庫から物資を各避難所に輸送する。

（2）関係業者からの調達

市は、協定に基づき災害時応援協定事業所に対して、物資の確保及び避難所への輸送を要請する。それでもなお不足する場合は、関係組合を通じてその他の事業所に対して、同様の要請を行う。

（3）県備蓄物資の放出要請

市は、被害の状況により市備蓄物資の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、埼玉県知事に県備蓄物資の放出を要請する。衣料、生活必需品等の搬送については、食料

搬送と同様の方法により行う。

(4) 他市町村からの物資の調達

市は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、「災害時における埼玉県内市町村間の総合応援に関する基本協定」等に基づき、他市町村に対して物資の供給を要請する。

(5) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送

市は、必要に応じて生活必需品等の集積地から避難所への輸送を(一社)埼玉県トラック協会秩父支部等へ要請する。

なお、集積地での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

(6) 義援物資の輸送

市外から送付されてくる義援物資についても、集積地から避難所への輸送方法については上記(5)と同様とする。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与を実施した場合、市は、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 物資受払簿
- 物資の給与状況
- 物資購入代金等支払証拠書類
- 備蓄物資払出証拠書類等

第15 要配慮者の安全確保

要配慮者が災害に対処することは、多くの困難が伴うため、市、関係防災機関及び地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

本市の「要配慮者の安全確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難行動要支援者等の避難支援	福祉班、関係各班
2 避難生活における要配慮者支援	福祉班、保健医療班
3 社会福祉施設における入所者の安全確保	施設管理者
4 学校、幼稚園、保育所における児童・生徒及び園児の安全確保	教育総務班、福祉班
5 外国人の安全確保	統括班、福祉班、市民班、市民福祉班、秘書広報班

注) 要配慮者（区分はp2-72の7(3)区分表参照）については、特に、p2-17の4に記載している在宅医療機器依存度の高い在宅療養者への対応を最優先とする。

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、以下のように実施する。

- 避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- 発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。
- 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

市は、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

市は、救助活動の実施及び受け入れ先への移送について、次のとおり対応する。

- 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は、避難行動要支援者名簿に掲載されないが、避難に時間と支援を要することが多いため、市は、妊産婦や乳幼児に対して優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

また、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援の必要性は低いが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信による支援を実施する。

2 避難生活における要配慮者支援

(1) 生活物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、以下のとおりである。

■避難所における要配慮者への配慮内容

項目	内容
区画の確保	避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
巡回サービスの実施	民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として、避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■避難所外も含めた要配慮者全般への支援

支援項目	内容
情報提供	市は、ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	市は、役所や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	市は、職員、民生委員・児童委員、保健師などによるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。
物資の提供	市は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所や自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。
県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

(5) 社会福祉施設等への一時入所

市は必要なときは、要配慮者を協定を締結した社会福祉施設等に、一時的に入所させるなどの配慮に努める。

3 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(3) 受け入れ先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受け入れ先を確保し、移送を行う。
市は、医療施設及び社会福祉施設等の受け入れ先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(4) 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し入所者等に配布する。
市は、備蓄物資の放出及び調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

(5) ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

(6) 巡回サービスの実施

市は、自主防災・防犯組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

4 学校、幼稚園、保育所における児童・生徒及び園児の安全確保

(1) 被害状況の把握

学校長（園・所長）は、在校・在園中に地震が発生した場合、速やかに建物施設の被災状況、児童・生徒及び園児等の安全確保の状況を調査する。

(2) 児童・生徒及び園児の保護

学校長（園・所長）は、児童・生徒及び園児が教育施設等にいる際、災害が発生したときは、あらかじめ定めた学校、園の防災計画に従い保護する。

(3) 臨時休業の措置

学校長（園・所長）は、被害の程度により、必要に応じて教育委員会（市）と協議し、臨時休業の措置を取ることとする。

5 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

市は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

市は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16 遺体の取扱い

大規模地震発生時には、死者、行方不明者が発生することが予想されるため、市は、関係機関の協力のもと、これらの搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行い、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、その他の関係機関の応援を得て実施する。

市の「遺体の取扱い」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 遺体の搜索	福祉班、県警察
2 遺体の処理	保健医療班、福祉班、県警察
3 遺体の埋・火葬	市民班、福祉班

1 遺体の搜索

(1) 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、市が、県、県警察、関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに実施するものとする。

(2) 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務

災害救助法が適用され、遺体の搜索を実施した場合、市は県警察の協力のもと、次の帳簿類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 遺体の搜索状況記録簿
- 遺体搜索用関係状況記録簿

2 遺体の処理

(1) 方法

災害の際死亡した者に関して、市は、県警察、医療救護班等（県の医療救護班も含む）の協力を得て、以下により遺体の処理を行う。

■遺体の処理方法

実施項目	内容
遺体収容所 (安置所) の開設	市は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 また、納棺用品、ドライアイス等を確保するとともに、必要に応じて遺体収容所に検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
遺体の輸送	市は県に報告の上、遺体を県警察の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
死体調査等	警察官は、検視又は死体調査を行う。 救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
検案	救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
遺体の収容	市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
一時保管	市は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。
遺体処理台帳の整備	市は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

（2）費用

遺体の処理に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

項目	内容
対象	災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者
支出費用 及び限度額	支出費用は、次に示すとおりである。なお、その限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）の規定による。 ア 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用 イ 遺体の一時保存のための費用 ウ 検案のための費用
遺体の 処理期間	災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる）。

（3）災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の処理を実施した場合、市は県警察の協力のもと、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 遺体処理台帳
- 遺体処理費支出関係証拠書類

3 遺体の埋・火葬

(1) 方法

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市が実施するものとする。

① 火葬の場所	火葬は原則として秩父広域市町村圏組合秩父斎場で実施する。
② 市に漂着した遺体	遺体が市（救助法適用地域外）に漂着した場合、市は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、市は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

※ 埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 費用

遺体の埋・火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

項目	内容
対象	災害の際の死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋・火葬ができない場合。
支出できる内容及び支出費用の限度額	支出できる内容は、次に示すとおりである。なお、支出費用の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）の規定による。 ア 棺（付属品も含む） イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） ウ 骨つぼ及び骨箱
遺体の埋・火葬期間	災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる）。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の埋・火葬を実施した場合、市は、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 埋葬台帳
- 埋葬費支出関係証拠書類

第17 ライフラインの応急対策

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大な影響を及ぼすので、各ライフライン関係者は、迅速・的確に応急復旧を実施する。

本市の「ライフラインの応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急復旧の基本方針	秩父広域市町村圏組合水道局、生活衛生上水道班、下水道班、関係事業者
2 災害発生時の連絡体制	統括班、生活衛生上水道班、下水道班、関係事業者
3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	秘書広報班

1 応急復旧の基本方針

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、速やかに上水道の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

また、下水道施設についても被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

市が被害を受けなかったときは、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の関連施設等の緊急点検や応急復旧等の支援に努める。

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、医療機関及び社会福祉施設等の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。

2 災害発生時の連絡体制

(1) 連絡体制の確立

市は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて関係事業者に連絡担当者の派遣を要請する。

(2) 市への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、市災害対策本部へ通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、市防災行政無線（固定系）や市ホームページ及び公式フェイスブック等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第18 公共施設等の応急復旧

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるよう以下措置を講ずるよう指導する。

- ① 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- ② 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- ④ 避難所になった場合は、火災予防について十分な措置をとる。
- ⑤ 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ⑥ 被害状況を県担当部局に報告する。

本市の「公共施設等の応急復旧」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 公共建築物	管財班、建築住宅班
2 その他公共施設等	施設管理者、保健医療班、福祉班
3 危険物施設	消防本部、関係各班
4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	秘書広報班、関係各班

1 公共建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。

市が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止を図る。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

2 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

市長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

(3) 医療救護活動施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3 危険物施設

消防本部は、県と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

■危険物施設の応急措置

応急措置	措置内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るために、避難、広報等の措置を行う。

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する「関係各班」は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次市防災行政無線（固定系）、広報車、報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

第19 帰宅困難者への支援

地震発生直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、市から東京都に通勤・通学している市民は、毎日900人以上にのぼる。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

本市の「帰宅困難者への支援」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 帰宅困難者への情報提供等	統括班
2 一時滞在施設の開設・運営	統括班、関係各班
3 帰宅支援	統括班、関係各班

1 帰宅困難者への情報提供等

帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

情報提供の場所は、駅、道の駅等による一時滞在施設、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、郵便局等でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て実施する。

■帰宅困難者に伝える情報例

- 被害状況に関する情報（震度分布、火災発生状況、建物被害、人的被害、ライフライン被害等）
- バス、鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

■各機関が実施する対策内容>

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
県	情報の提供、広報	・ラジオ、テレビ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・県ホームページに「災害時用伝言板」を開設
鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話 株式会社	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル(171) ・特設公衆電話の設置等
ラジオ、テレビ 等放送報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 一時滞在施設の確保

ア 主要駅周辺における一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く確保する。また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。なお、一時滞在施設の受け入れ能力には限界があるため、要配慮者の受け入れを優先することとする。

イ 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

ウ 学校等における帰宅困難者対策

学校等は、発災時に園児、児童、生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児、児童、生徒等の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、確実に保護者又は家族等へ引き渡せるまでの一定期間校舎内に留める対策を講ずる必要がある。このため、必要な物資の備蓄や災害時のマニュアル作成など、体制整備に努める。また、災害時における学校と保護者との連絡方法について、あらかじめ決めておく。

(2) 観光客への対策

年間を通じて多くの観光客が訪れる事から、観光施設や宿泊施設等の協力を得ながら、地理に不案内な観光客に対して、避難所の周知や安全の確保を図るための対策を実施する。

市は、観光協会や旅館組合をはじめ、宿泊施設や観光施設等の施設管理者と連携協力し、宿泊施設に滞在、滞留する観光客数や観光施設利用者数を把握すると共に、避難場所へ避難する観光客の安全な避難誘導を図る。なお、観光客が順次帰宅できるよう、道路状況や公共交通機関の運行状況等の情報収集、情報提供等の支援体制をとる。

3 帰宅支援

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒步帰宅者への休憩所の提供等を実施する。関係機関が実施する支援内容は、以下に示すとおりである。

実施機関	項目	対策内容
市、県	飲料水、食料の配布	避難所等において、飲料水、食料の配布
	休憩所提供の要請等	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	一時休息所の提供	駅施設等の一部を一時休息所として利用
東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第3節 救援期の災害応急対策活動

本節では、救援期における災害応急対策活動について定める。

救援期とは、救急・救助活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動を展開する時期とする。

災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして、担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全局的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達体制を強化していくものとする。

市の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	統括班
2 災害情報の共有	各班共通

1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」による経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、7日以内に「被害状況調様式」により確定報告を行う。

☞ 【様式4】『被害状況調』参照

2 災害情報の共有

市は、災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを隨時関係各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

- 避難所の開設地点及び避難人数等
- ヘリポート
- 物資輸送拠点
- ごみの集積地
- 応急仮設住宅の建設予定地
- 通行不能区間
- 交通規制区間
- 停電、断水区域
- その他必要な情報

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第4 広報活動」による住民への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する。

また、被災者からの相談、要望、苦情等、住民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

市の「広報広聴活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 広報活動	秘書広報班、関係各班
2 各種相談窓口の設置	秘書広報班、市民生活班、関係各班
3 相談の内容	市民生活班、関係各班

1 広報活動

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

発災初期の広報内容に加え、次のような情報の提供に留意する。

■避難所収容者への広報

- 住宅の確保に関する情報
- 義援金品の配布等に関する情報
- 災害弔慰金等の支給に関する情報
- 保健衛生に関する情報
- 融資等に関する情報

(2) 救援期及びそれ以降の広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気、ガス、水道等の復旧状況 ➢ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ➢ 公共交通機関の復旧情報 ➢ 生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） ➢ 安否情報 ➢ 相談窓口開設の情報
2～3週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった住民は通常生活を再開するので、これらの住民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
4週間目以後	避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の住民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の住民向け情報を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害関連の行政施策情報 ➢ 通常の行政サービス情報

（3）救援期及びそれ以降の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

対象	広報手段
避難所収容者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広報紙、臨時広報紙の配布 ➢ 防災行政無線による伝達 ➢ 広報車による広報 ➢ 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）
避難所外の市民	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の各公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出 ➢ 報道機関への情報提供による広報
市外避難者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ファクシミリ、インターネット、報道機関への情報提供による広報

2 各種相談窓口の設置

市は、被災住民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

■相談窓口の設置

- 市役所、支所、公民館等での相談窓口の設置
- 各避難所の巡回相談
- 電話相談窓口の設置
- 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

3 相談の内容

各種相談の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は、次の項目について実施する。

- 罹災証明書の発行
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- 倒壊家屋の処理
- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
- その他生活相談

(2) 事業再建相談

事業再建のための、市、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- 中小企業関係融資
- 農業関係融資
- その他融資制度

(3) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導にあたっては、必要により県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

(4) 安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く关心を寄せる事項であり、市内外からの安否確認の問い合わせが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報に関する窓口を設置し、迅速で的確な情報の提供を行う。

第3 避難所の運営

避難所の運営は、開設当初は市職員を中心に運営し、その後（避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げ、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていくものとする。

本市の「避難所の運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難所の運営管理体制	統括班
2 避難所の標準設備等	統括班、関係各班
3 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	秘書広報班、関係各班
4 避難所での医療	保健医療班
5 避難所の生活環境への配慮	統括班、福祉班、市民福祉班
6 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班

1 避難所の運営管理体制

開設した避難所は、次のような手順で開設、運営する。

なお、避難所の開設、運営の詳細については「避難所運営マニュアル」に従うものとする。

■避難所の運営管理体制手順

- ① 市は、災害対策本部の設置、避難勧告等の発令などに伴い、あらかじめ指定した避難所担当職員を避難所に派遣する。
- ② 派遣された避難所担当職員が中心となり、避難所施設職員、住民代表（自治会長等）、自主防災組織代表などからなる避難所運営委員会を組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。
- ③ 市は、避難所運営委員会から当該避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。
- ④ 市は、把握したニーズを検討し、必要な措置を講ずる。

2 避難所の標準設備等

市は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め、避難所担当職員及び施設管理者はそれに協力する。

■避難所の標準設備（例）

区分	設備内容		
特設コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴コーナー ・避難所救護センター（保健室等） ・情報連絡室（無線、電話、ファクシミリ等）・更衣室 		
資機材等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具 ・簡易シャワー ・常備薬 ・納戸 ・特設・臨時電話 ・電源設備 ・洗濯機 ・パソコン 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ ・日用品（タオル、歯ブラシ等） ・扇風機 ・炊き出し備品 ・暖房機 ・間仕切り用パーテーション ・掲示板 	<ul style="list-style-type: none"> ・被服 ・仮設風呂 ・仮設トイレ ・ストーブ ・畳、カーペット ・給水タンク ・乾燥機
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 ・掲示板 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水タンク ・仮設風呂 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ（※） ・資機材置場

注）※仮設トイレは車椅子対応型仮設トイレ（オストメイト対応）をさす。

3 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者からなる情報広報班を置き、市からの情報を避難者に張り紙等により提供するとともに、問い合わせ等に応じる。

避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。なお、提供にあたっては、視覚障がい者や移動の不自由な高齢者や障がい者には、音声による情報提供など、きめ細やかな配慮を行う。

4 避難所での医療

市は、県と連携をとり、避難所の設置が3日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（医療救護所）を併設する。

医療救護所を設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チーム（これらは医療機関等の協力を得て結成する）を巡回させる。

5 避難所の生活環境への配慮

（1）衛生

市は、避難所運営委員会の協力を得て、避難所における生活環境（し尿、ごみ問題等）の維持に努めるとともに、秩父保健所と連携し、避難所運営委員会の協力を得て避難所における食品の衛生管理に努める。

（2）プライバシー保護

市及び避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、間仕切り等の設営に努める。

（3）防火・防犯

市は秩父警察署、小鹿野警察署と連携し、避難所運営委員会の協力を得て、避難所での防火・防犯について周知するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

(4) 要配慮者への配慮

市は、災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災し避難所で生活する要配慮者を支援する（避難所施設・設備の配慮、食料、飲料水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

また、避難所での対応が難しいときは、必要に応じて福祉避難所を設置することとし、その場合は、次の事項に留意する。

■要配慮者への配慮

- 要配慮者の相談や生活支援にあたる介助員を配置する。
- 相談等にあたる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、ホームヘルパー等の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受け入れられるよう配慮する。
- 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を図る。

(5) 女性への配慮

避難所運営委員会は、開設当初から男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等の設置に努める。

また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所については女性の視点から配慮し、注意喚起に努めるとともに、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性のニーズに対応できるように配慮する。

(6) 避難所でのペット飼育

避難所運営委員会は、避難者の居住部分と区分してペットの飼養場所の確保に努めるとともに、さまざまな人が生活する避難所において人間とペットが共存していくために、ペットの飼養者に対し一定のルールを設け、責任ある適正飼養を指導する。

■避難所でのペット飼育

- 原則として、避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止する。
- 敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）にスペースを設け、その場で飼育する。

6 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、避難所の開設・運営を実施した場合、市は、以下の書類を整える。なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 避難者名簿
- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 避難所設置及び収容状況
- 避難所設置に要した支払証拠書類
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

市の「防疫及び保健衛生」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 防疫活動	生活衛生上水道班、保健医療班、秩父広域市町村圏組合水道局
2 保健活動	保健医療班
3 動物愛護	生活衛生上水道班

1 防疫活動

(1) 防疫体制の確立

防疫状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被害地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて防疫班を編成する等により、防疫活動体制を確立する。

ア 実施責任者

被災地内における防疫活動の実施は、市長が行う。ただし、災害の状況により、市で対処できないときは、他市町村、県その他関係機関の協力を得て実施する。

イ 衛生指導

市長は、知事又は保健所長の指導のもとに、町会及び環境推進員又は健康推進員を通じて住民に対して衛生指導を行う。

ウ 防疫班の編成

防疫班は、次の人員によりそれぞれ1班を編成する。

区分	1班の所要人員		計	備考
	市	その他		
検病疫学検査	1	1	2	看護師
健康診断	1	1	2	医師1、保健師1
清潔方法	3	2	5	
そ族昆虫の駆除	3	2	5	
消毒方法	3	2	5	
予防接種	2	0	2	

(2) 防疫活動内容

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため必要があると認めるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

法律」（平成10年法律第114号）及び「検疫法（昭和26年法律第201号）」の規定に基づき、知事の指示に従って消毒など次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

- 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- 感染症により死亡した者の死体がある場所又は汚染された疑いがある場所
- 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

ウ 物件にかかる措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について実施する。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(3) 消毒の実施

「保健医療班」及び「生活衛生班」は、被災により、環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、消毒を実施する。

- 下痢患者、有熱感者が多発している地域
- 避難所のトイレ、その他の不潔場所
- 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- 飲料水確保場所（井戸、河川等）
- 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- ねずみ、昆虫等の発生場所

(4) 防疫用資器材・薬剤の調達

防疫用資器材は、市所有の資器材を使用するが、不足する場合は、関係機関から調達する。

防疫を実施するため必要な薬剤は、関係業者から調達するものとするが、調達が困難なときは、県に調達のあっせんを要請する。

2 保健活動

(1) 衛生

ア 被災者に対する衛生指導

市は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

市は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

ア 被災者に対する保健相談

市は、必要に応じて秩父郡市医師会等の協力により、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

市は、必要に応じて、秩父保健所、栄養士会等の協力により、避難所等の被災住民に対し、疫病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、市、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(3) 情報の交換

市は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他市町村への連絡及び応援要請

(4) その他

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）に規定する特定動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第5 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、市は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

本市の「廃棄物対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害廃棄物の処理	生活衛生上水道班
2 一般廃棄物の処理	生活衛生上水道班、清流園班

1 災害廃棄物の処理

（1）処理の方針

がれき等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

また、市は、必要に応じて県及び関係者と協力し、災害廃棄物処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は処理・処分に関する情報を提供するとともに、解体・撤去契約や金額等について指導調整を行う。なお、災害状況によっては、市が災害廃棄物処理事業として実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。

（2）仮置場等の確保

予想される被害想定から災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場を確保する。仮置場の候補地は、次のとおりである。

■災害廃棄物仮置場候補地

施設名	所在地	電話番号	管理者	集積可能面積
別所運動公園競技場	秩父市別所 1695	25-1410	秩父市	53,515m ²

（3）適正処理

市は、分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、可能な限り現場において分別して仮置場に搬入し、災害廃棄物の適正処理・分別・リサイクルに努める。また、秩父広域町村圏組合と連携を図り、適当な時期に仮置場に集積した災害廃棄物の搬出について、関係自治体及び民間業者に協力を要請する。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃棄物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

■最終処理方法

- 可燃物のうち柱材等は、できるだけ分別・リサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする）のうえ焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。
- 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけ分別・リサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

(4) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、アスベストなどの有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策やP C B等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処理に努めるものとする。

ア 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を住民に広報するものとする。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導するものとする。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者に引き渡すよう指導する。不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

イ 適正処理が困難な廃棄物の処理

震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物に対しては、以下に示す対策を講ずる。

■アスベストの処理

- アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成19年8月）に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。
- アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（昭和63年7月22日衛産第43号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。

■ P C B の処理

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に 1950 年頃から使用されはじめ、1972 年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり 1974 年に法律により製造・輸入が禁止された。一般家庭から粗大ごみとして排出される P C B を含む家電製品は、市が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

2 一般廃棄物の処理

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。このため、「生活衛生上水道班」は、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

(1) 生活ごみの処理

ア 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて電話等により確認する。また、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ 収集方法

ごみの収集は、委託業者により実施するものとし、ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借上げるとともに、被災地住民、消防団員、ボランティア等の協力を得て迅速に実施する。

収集場所は、指定の場所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積場所を設置し、緊急処理を必要とする区域から実施する。

ウ 収集順位

ごみの収集は、保健衛生上の観点から次のものを優先して収集する。

- 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

エ 処理方法

可燃ごみ及び不燃ごみは、各処理施設で処分する。

ごみ処理施設が被災した場合又は処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。

■ ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	管理者	備考
秩父クリーンセンター	秩父市栢谷 1477	24-8050	秩父広域市町村圏組合	可燃ごみ
秩父環境衛生センター	秩父市山田 1100	23-8921	秩父広域市町村圏組合	不燃ごみ

オ 仮置場の確保

市は、市有地のうちから粗大ごみ等の一般廃棄物の一時仮置場を確保する。候補地は、次のとおりである。

■粗大ごみ等の仮置場候補地

施設名	所在地	電話番号	管理者	集積可能面積
別所運動公園競技場	秩父市別所 1695	25-1410	秩父市	53,515m ²

(2) し尿処理

ア 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ 収集方法

し尿の収集は、業務委託業者により実施する。

収集順位は、避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って実施する。

ウ 処理方法

収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の他処理施設への搬送及びトイレの使用制限等を行う。

■し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
清流園	秩父市荒川上田野 1583-1	54-0232	80kl／1日

エ 仮設トイレの設置

市は、速やかに避難所、避難場所等に仮設トイレの設置を図る。仮設トイレは、市で備蓄している室内式の凝固剤ポータブルトイレ又は汲取り式仮設トイレを取り扱い事業者から借上げる方法により設置する。

なお、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

市は、水道や下水道、浄化槽の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

(3) 住民への協力要請

大量発生するごみ、し尿等の処理や一時保管が困難とならないよう、地域住民に対し廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力するよう広報を行う。

第6 住宅の確保

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

本市の「住宅の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 住宅ニーズの把握	統括班、福祉班
2 被災住宅の応急修理	建築住宅班、福祉班
3 応急仮設住宅の建設	管財班、建築住宅班、福祉班
4 公営住宅等のあっせん	福祉班

1 住宅ニーズの把握

市は、以下により把握した情報をもとに、住宅ニーズを把握し、住宅の応急修理並びに応急仮設住宅の建設に反映させる。

(1) 被災世帯数の把握

市は、発災から3日目を目途に、住宅ニーズを把握するため被災世帯の個別調査（住所、建物種類、被災程度（基準については「本章 第1節 第8 災害救助法の適用」等をリスト化）を実施する。

市は、調査結果から応急修理家屋並びに応急仮設住宅の建設数を把握する。

(2) 住宅相談所の開設

市は、必要に応じて住宅相談所を市役所本庁舎、各総合支所、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の方針

市は、災害により住宅が半壊又は半焼し、自力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、以下に示すとおりである。

項目	内容
修理戸数の決定	被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定する。
修理の範囲及び費用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。 ➢ 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）に定める基準とする。
修理の時期	災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。
修理の方法	住宅の応急修理は、「3 応急仮設住宅の建設」の方法に準じて現物給付をもって実施する。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、住宅の応急修理を実施した場合、市は以下の書類を作成する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 住宅応急修理記録簿
- 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- 住宅の応急修理関係支払証拠書類

3 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の方針

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。必要に応じ、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者の内の高齢者、障がい者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障がい者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置する。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て本部長が実施方法等を定める。

(2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合）

ア 被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急修理等に必要な次の調査を実施する場合、市はこれに協力する。

- 被害状況
- 被災地における住民の動向
- 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

イ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、以下のとおり実施する。

項目	内容
建設用地	原則として、あらかじめ決めておいた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に貸借契約を締結するものとする。
設置戸数	供与戸数は、市からの要請に基づき県が決定する。
建設の規模及び費用	1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて、その規模及び費用を引き上げることができる。
建設の時期	災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。
建設工事	▶ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。 ▶ 県及び市は応急仮設住宅の建設及び業者の選定等にあたっては、市内建設業者に対して協力を要請する。
供与の期間	入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

ウ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、入居者を選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮するものとする。

エ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じ市が県に協力してこれを行う。

ただし、状況に応じ市長が委任を受けて管理する。

消防団は、応急仮設住宅が設置された場合、隨時パトロール等を行い、防火・防犯対策に万全を期す。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急仮設住宅を建設した場合、以下の書類を作成する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 応急仮設住宅台帳
- ▶ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ▶ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ▶ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ▶ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

4 公営住宅等のあっせん

市は、応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、高齢者、障がい者等要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するとともに、次の住宅についての空家情報を収集し、状況によっては、あっせんを行う。

- 市営住宅等公営住宅
- 民間アパート等賃貸住宅
- 企業社宅、保養所等

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、市は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、市内の文化財について応急対策を講ずるものとする。

本市の「文教・保育対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急教育	教育総務班
2 応急保育	福祉班
3 文化財の保護対策	教育総務班

1 応急教育

地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先とするが、更に、教育活動の場の確保等、学校（幼稚園を含む）教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

（1）児童・生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

■在校時に地震が発生した場合

対応	内容
児童・生徒の安全確保と被害状況の把握	校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、市へ報告する。
児童・生徒等の避難	校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

■不在時に地震が発生した場合

対応	内容
被害状況の把握	地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、市へ報告する。
児童・生徒等の安全確認	非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

ア 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

イ 避難所となった場合の措置

応急教育の実施に配慮し、学校施設を避難所とする場合は、以下の順とする。

また、学校が避難所となった場合の措置は、「本章 第2節 第11 避難活動」による。

■学校施設の避難所利用の優先順位



注) 「普通教室」と「特別教室」との利用優先順位は、避難者の数や特別教室の状況により適宜判断する。

ウ 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧方法は、次のとおりである。

- ▶ 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- ▶ 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- ▶ 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- ▶ 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。
 - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- ▶ 避難所等に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

(3) 応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について、対策を実施する。

ア 応急教育の開始

応急教育の開始にあたっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

イ 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- | | | |
|-------|-------|-----------|
| ・合併授業 | ・分散授業 | ・短縮授業 |
| ・二部授業 | ・複式授業 | ・これらの併用授業 |

ウ 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- ▶ 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- ▶ 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- ▶ 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

エ 学校給食の措置

市は、学校再開に併せて、速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

また、次の場合には、学校給食を一時中止する。

■学校給食の一時中止条件

- ▶ 学校給食施設で炊き出しを実施している場合
- ▶ 感染症等の危険の発生が予想される場合
- ▶ 災害により給食物資が入手困難な場合
- ▶ 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
- ▶ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

オ その他、生活指導等

応急教育について、上記以外の事項について次に示す。

■他の応急教育

事項	内容
登下校時の安全確保	教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。
心身の健康の保持	被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。
避難した児童・生徒の指導	避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。
その他	災害のため、多数の児童・生徒が学校区外他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び学年末においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように、国及び埼玉県に対し、要請する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

市長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

ア 支給の対象

教科書・学用品を喪失し又はき損して就学上支障のある児童・生徒（特別支援学校の児

童生徒を含む)に対し、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

イ 支給の実施

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、埼玉県教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講ずる。文房具及び通学用品については、本市が被害の実情に応じ、現物をもって支給する。

ウ 支給の時期

教科書の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

エ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

2 応急保育

市は、保育園の園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保を図るために、保育園において必要な応急措置を講ずる。

(1) 保育園の応急措置

園長(民間保育園長を含む)は、地震災害時における保育園児の生命及び身体の安全確保を図るために、次に示すような応急措置を講ずる。

- ▶ 園長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。
- ▶ 園長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を市に連絡する。また、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育園の安全を確保する。

(2) 応急保育の体制整備

- ▶ 園長は、保育園児の罹災状況を調査する。
- ▶ 市は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- ▶ 園長は、応急保育計画に基づき、受け入れ可能な児童を保育園において保育する。
- ▶ 保育園を避難所等に提供したため長期間保育園として使用できないときは、市と協議して、早急に保育ができるよう措置する。
- ▶ 園長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
- ▶ 市は、関係団体を通じて、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。また、埼玉県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 要保護児童の応急保育

市は、保護者のいない児童などの要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

ア 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

- 避難所の責任者は、次の要保護児童について市へ通報する。
 - ・児童福祉施設から避難所へ避難した児童
 - ・保護者の疾患等により発生する要保護児童
- 台帳、名簿等による把握
 - ・住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・災害による死者に係る義援金の受給者名簿からの把握
- 市民の通報による把握
- 広報等による保護者のいない児童の発見
- 市は、広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

イ 親族等への情報提供

市は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

ウ 要保護児童の保護と支援

市は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

■要保護児童の保護と支援

事項	内容
保護者のいない児童の保護	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 親族による受け入れの可能性の打診 ➤ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護 ➤ 児童相談所と連携し里親への委託保護
支援等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 母子寡婦福祉資金の貸し付け ➤ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

エ 児童のメンタルケア

市は、児童の精神的不安定を解消するため、児童相談所等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

3 文化財の保護対策

市は、市内の文化財等に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

市は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

市は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

(3) 文化財の応急対策

市は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認した場合、次の措置を講ずる。

■文化財への対策

- 国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- 上記のことを行なうにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 市指定文化財にあっては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者または管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第8 商工・農業対策

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。

市の「商工・農業対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 商工業対策	商工班
2 農業対策	農政班
3 林業対策	環境森づくり班

1 商工業対策

市は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、秩父商工会議所等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

2 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

市は、災害が発生したときは、埼玉北部農業共済組合等の協力を得て、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握し、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

災害により農地が冠水した場合、「農政班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

イ 用排水路

市は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

ウ 農作物の応急措置

市は、農作物について被害が発生したときは、埼玉北部農業共済組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

3 林業対策

市は、災害が発生したときは、秩父広域森林組合等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

第9 労働力の確保

市は、地震災害時において、市及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

市の「労働力の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 労働力の確保	総務班、財政班
2 災害救助法が適用された場合の実施基準	福祉班

1 労働力の確保

地震災害時における労働力の確保は、「総務班」、「関係各班」において次のとおり行う。

- ▶ 市は、関係団体に対し協力要請する。
- ▶ 市は、公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。
- ▶ 市は、埼玉県に対しあっせん要請する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 実施責任者

災害救助法を適用した場合の応急救助のために要員の雇上げによる労働力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き市長が実施する。

ただし、知事の職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が実施する。

(2) 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

- | | |
|----------------|------------------|
| ▶ 被災者の避難 | ▶ 救助用物資の整理分配及び輸送 |
| ▶ 医療及び助産における移送 | ▶ 遺体の捜索 |
| ▶ 被災者の救出 | ▶ 遺体の処置 |
| ▶ 飲料水の供給 | ▶ 緊急輸送路の確保 |

(3) 費用

当該地域における通常の実費とする。

(4) 期間

応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、厚生労働大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇上げることができる（特別基準）。

第4節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第1 計画の位置付け

1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年 8 月に静岡県を中心とする 6 県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の 167 市町村が強化地域に指定された、平成 24 年 4 月 1 日現在、強化地域は 1 都 7 県 157 市町村となっている。

県の地域は、東海地震が発生した場合、震度 5 弱から 5 強程度と予想されることから、強化地域には指定されなかつたが、人口が集中している県南部を中心に、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

本市においても、少なからず影響を受けることが想定されるため、市防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定めるものとする。

2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 発災後の対策は、市地域防災計画（災害応急対策編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて市地域防災計画（災害予防計画編）により対処する。
- 市域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

（1）警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前 10 時～午後 2 時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特

に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

(2) 予想震度

本市及び県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とする。

4 東海地震に関する情報

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、次のとおり発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができる場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

■東海地震に関する情報

区分	発表基準等	
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]	観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合	
東海地震に関する調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、東海地震に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
警戒宣言	内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。	

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

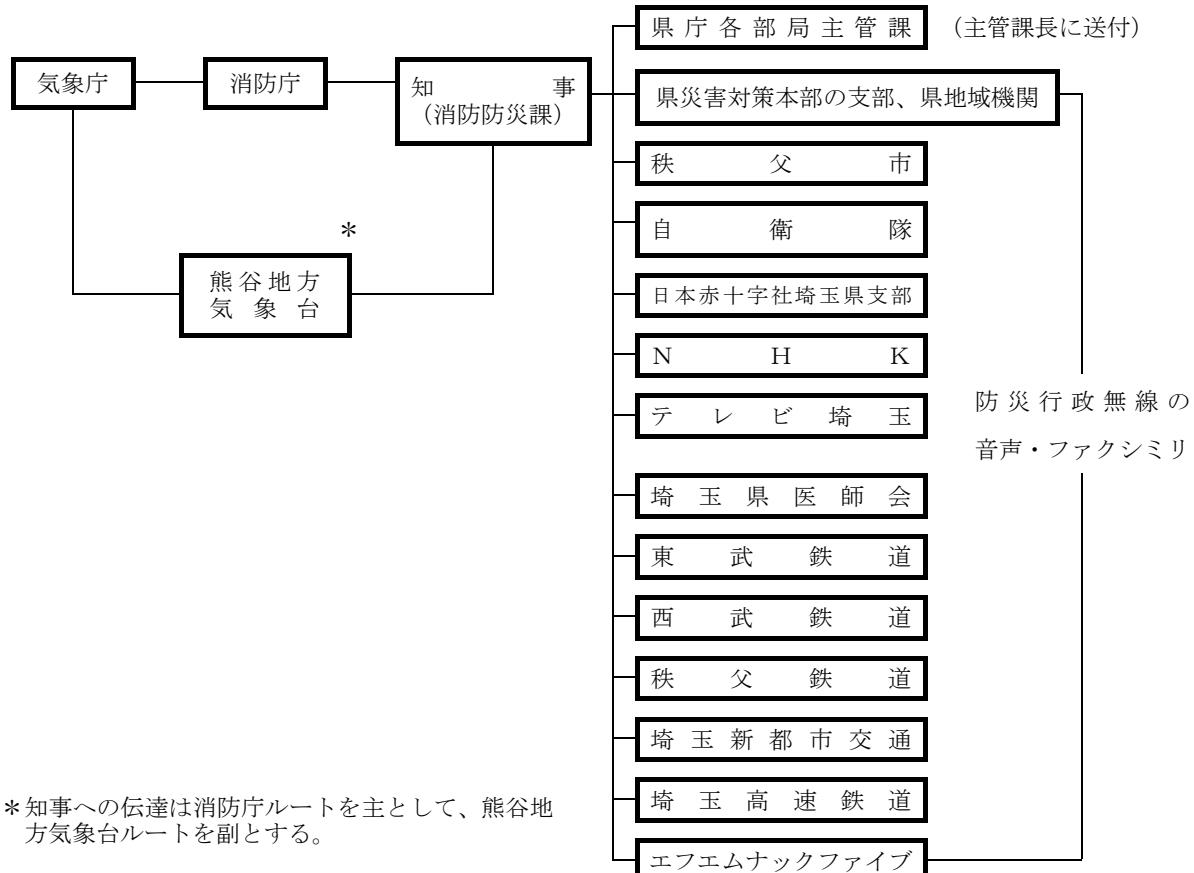
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

2 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

市は、県から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



(2) 伝達体制

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

(3) 伝達事項

- 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行

- った旨の消防庁からの連絡内容
- 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- その他必要と認める事項

3 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

東海地震注意情報発表時における災害対策本部の配備体制は緊急体制とし、災害対策本部が設置されるまでの間、総務部情報政策課が関係機関の協力を得ながら次の事項を行う。

- 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- 防災関係機関等との連絡調整
- 社会的混乱防止のため必要な措置

第3 警戒宣言に伴う措置

1 目標

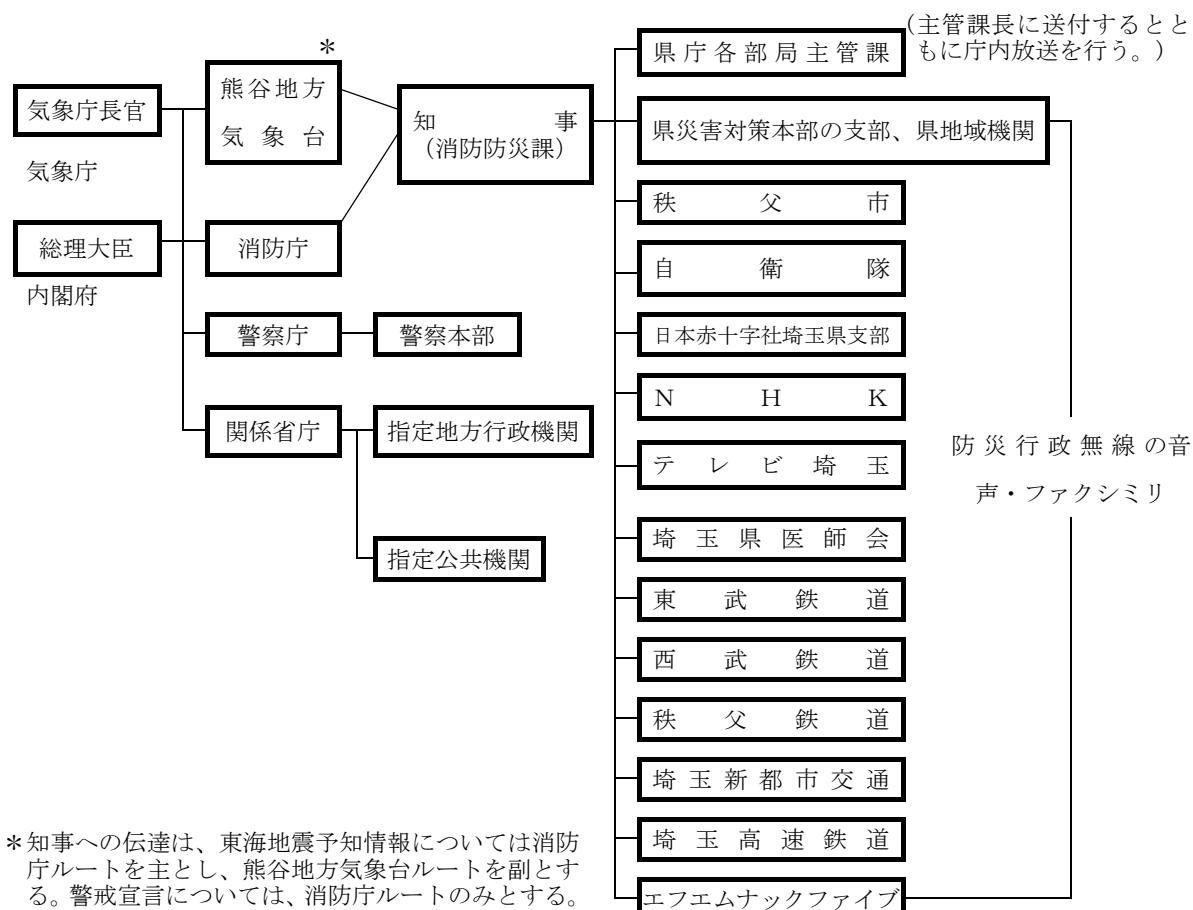
東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これをうけて、警戒宣言等の対応がとられる。本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間において、とるべき措置について定める。

2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

(1) 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

市は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



(2) 伝達体制

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を府内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。

(3) 伝達事項

- 警戒宣言通知文
- 東海地震予知情報に関する情報文
- 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- その他必要と認める事項

3 活動体制

東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、非常体制をとる。

災害対策本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るために措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに市防災計画（震災対策編）に沿って応急対策ができるように準備するものとする。

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずるものとする。

- 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- 応急復旧体制の準備を行うものとする。

第5節 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接の関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）において、噴火の可能性が検討されている。富士山降灰可能性マップによれば、県内では、最大で2～10cmの堆積可能性があるエリアに県南地域が含まれているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

市の「火山噴火降灰対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急活動体制の確立	危機管理課、関係各課
2 情報の収集・伝達	危機管理課
3 避難所の開設・運営	建築住宅課、市民福祉課、危機管理課、生活衛生課、秩父広域市町村圏組合水道局
4 医療救護	地域医療対策、保険年金課、保健センター
5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	道路維持課、道づくり課、秩父広域市町村圏組合水道局、下水道課、関係事業者
6 農業者への支援	農政課
7 降灰の処理	生活衛生課、秩父広域市町村圏組合水道局
8 広域一時滞在	危機管理課

1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、市は、県及び防災機関などの協力を得て災害応急対策を実施する。

2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

（1）降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市内に降灰があったとき、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

発信手段は、「第1章 第1節 第4 災害情報通信手段の確保」を準用する。

■防災情報システムで取得する情報

- 噴火警報・予報
- 火山の状況に関する解説情報
- 噴火に関する火山観測報
- 火山に関するお知らせ

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。

■降灰調査項目

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ
- 構成粒子の大きさ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、予測される場合は、降灰時にとるべき行動を住民に広報する。

■【参考例】広報内容

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。（「第1章 第2節 第11 避難活動」を準用）

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、秩父広域市町村圏組合水道局と連携し、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

医療救護活動は、「第1章 第2節 第7 医療救護」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライ夫ライン等の応急・復旧対策は、「第1章 第2節 第8 緊急輸送道路の確保」、及び「第17 ライフラインの応急対策」を準用する。

なお、これまでの降灰被害として、次の事例が報告されている。

そのため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講ずる。

■降灰被害の事例

被害施設	被害内容
電気設備	▶ 降灰の荷重により、電線が切れる。 ▶ 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
上水道	▶ 水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 ▶ 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
道路	▶ 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道	▶ 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

(1) 取組方針

- ① 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- ② 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- ③ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- ④ 県及び市は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- ⑤ 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

(2) 役割

降灰処理のための市及び関係機関等の役割は、次のとおりである。

■各機関等の役割

機関名等	役割
市	➢ 一時的仮置き場の設置 ➢ 火山灰の利用、処分 ➢ 下水道施設における降灰の除去
秩父広域市町村圏組合水道局	➢ 上水道施設における降灰の除去
市（施設管理者）	➢ 施設及び敷地内の降灰の除去
県	➢ 広域的な処分の調整
住民	➢ 堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	➢ 堆積した降灰の除去（事業施設等） ➢ 一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	➢ 道路上の除灰の除去
鉄道管理者	➢ 鉄道施設内の降灰の除去

(3) 降灰の収集

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

市は、県と連携し火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

広域一時滞在については、「第3編 第2節 第11 避難活動」を準用する。

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでには、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

市の地域防災計画においても、県の被害想定を参考に、市に最も大きな地震被害をもたらすと想定される「関東平野北西縁断層帯地震」を対象に減災目標を設定している。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、市においては、地域防災計画が対象としている市域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、市域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、市はじめ防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

「第2編 災害予防計画」及び「第3編 第1章 第1節～第3節」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけに対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

市においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に市民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、市もその一翼を担うことになる。

以下では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

1 命を守るのは「自分」が基本

■リスク状況の認識

市、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

今回新たに実施された県の被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（市では、死者なし、負傷者なし）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

■課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

■対策の方向性（予防期）

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

■リスク状況の認識

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのためには、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。

■課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、2次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

■対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

3 火災から命を守る

■リスク状況の認識

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していく、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になる。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

■課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実に行い、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

■対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

■リスク状況の認識

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4ヶ月を要した。

これらのことと踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1ヶ月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

■課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1ヶ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

■対策の方向性

- 市の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、市役所庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される市庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 市外からの避難者の受け入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、市内避難所の環境を向上させるとともに、市民及び他市町村民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

■リスク状況の認識

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカ一車の不足、及び道路渋滞によりレッカ一車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもある。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

■課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

■対策の方向性

- 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。
- 都内からの歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 首都機能の麻痺

■リスク状況の認識

東京には、政治、行政、経済の中核を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響し合い、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

■国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。
更に厳しい 被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 → 応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定めてられており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移る。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければならない。

■課題

- 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

■対策の方向性

- さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

7 デマやチェーンメールは新たな災害

■リスク状況の認識

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれない。

■課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

■対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

■リスク状況の認識

阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなつたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となつた。

首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかつた被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になる。

■課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

■対策の方向性

- 衛星携帯電話や医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーターの養成及び活用を検討する。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から県内医療施設への傷病者の受け入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、飲料水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を進める。

9 都心からの一斉帰宅は危険

■リスク状況の認識

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる県民と県内にいる県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

■課題

- 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

■対策の方向性

- 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 都内にいる県民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス(水道水、情報、トイレ等)による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

10 危険・不便な首都圏からの避難

■リスク状況の認識

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1ヶ月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難(疎開)を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側(北関東や東北地方)に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

■課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握(配慮の種類や規模)。
- 緊急避難的な広域受け入れは速やかに、また、生活困難(不便地からの脱出)に伴う広域受け入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

■対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受け入れについて、発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受け入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内又は群馬県・新潟県(3県の防災協定に基づく広域避難の受け入れ)と調整を行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

1.1 助かった命は守り通す

■リスク状況の認識

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

■課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策。（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

■対策の方向性

- 被災地外の都道府県において、受け入れ可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、メンタルケアの長期的提供を行う。

1.2 食料が届かない

■リスク状況の認識

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確保し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食事が行き渡らなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、飲料水が約213万本だけで、およそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフルインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

■課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

■対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受け入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

1.3 災害の連鎖を防止せよ

■リスク状況の認識

災害の連鎖を防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオがある。

- 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- 工場や店舗等の喪失、従業者の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。

■課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

■対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

第2章 風水害・雪害応急対策

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の気象警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、市は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策計画を準用する。)

第1節 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、近隣市町村、埼玉県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう市の活動体制を定める。

第1 市の活動体制

「市の活動体制」は、以下に示す内容によって構成される。

区分	担当部署
1 体制の種別及び配備区分	各課・各班共通
2 危機対策会議の機構及び組織	各班共通
3 体制の移行	各班共通

1 体制の種別及び配備区分

風水害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、以下のとおりである。

■警戒体制及び緊急体制

(災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制)

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活動 内 容
警戒体制	大雨、洪水、暴風警報のいずれか一つが発表された場合 台風の接近等により、災害の発生が予想される場合 その他市長が必要と認めた場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
緊急体制	大雨及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害が発生するおそれがある場合 市域において、災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合 その他市長が必要と認めた場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制

■非常体制

(災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制)

風水害等発生時の配備基準	活動 内 容
特別警報が発表された場合 市域において、相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合 その他市長が必要と認めた場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

2 危機対策会議の機構及び組織

危機対策会議は、災害対策本部に準じた組織体制とし、災害予防及び初期の応急対策の実施について協議する。

(1) 所掌事務

- ア 災害発生初期及び災害が発生するおそれがある場合の情報収集及び分析
- イ 職員の配備体制及び動員についての提言
- ウ 初期応急対策活動の立案

(2) 危機対策会議の解散

危機対策会議は、災害対策本部が設置されたとき、又は初期の応急対策の必要性が認められなくなったとき解散する。

3 体制の移行

警戒体制から緊急体制への移行、緊急体制から非常体制への移行、及び各体制の解除は以下の基準によるものとする。

(1) 警戒体制の解除・緊急体制への移行

危機対策会議は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除又は緊急体制に移行する。

■警戒体制の解除基準

- 発表されていた気象警報が解除されたとき。
- 台風等の影響が弱まり、災害の発生のおそれがないと判断されたとき。

■緊急体制への移行基準

- 大雨及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれが生じた場合。
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

(2) 緊急体制の解除・移行

危機対策会議は、以下に示す基準に達した場合、緊急体制を解除又は非常体制に移行する。非常体制へ移行した場合（災害対策本部体制）は県にこの旨を連絡する。

■緊急体制の解除基準

- 発表されていたすべての気象警報が解除されたとき。
- 発表されていた土砂災害警戒情報が解除されたとき。
- 発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

■緊急体制から非常体制への移行基準

- 特別警報が発表された場合。
- 緊急体制の動員規模では、水防活動や避難支援活動、広報活動などの応急対策活動に十分な対応ができない場合。

第2 職員の動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策及び復旧計画に従事しなければならない。この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。市の「職員の動員計画」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 配備基準及び動員計画	各班共通
2 動員の方法	各班共通

1 配備基準及び動員計画

風水害時の配備基準、動員計画、配備体制の決定は、次のとおりとする。

■風水害時における配備体制

配備体制	配備基準	動員計画
警戒体制	大雨、洪水、暴風警報のいずれか一つが発表された場合 台風の接近等により、災害の発生が予想される場合 その他市長が必要と認めた場合	原則として課長職以上の職員
緊急体制	大雨及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害が発生するおそれがある場合 市域において、災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合 その他市長が必要と認めた場合	原則として主任以上の職員
非常体制	特別警報が発表された場合 市域において、相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合 その他市長が必要と認めた場合	全職員

■配備体制の決定

配備体制	配備体制の決定
警戒体制	総務部長が副市長の指示を受け行う。
緊急体制	総務部長が副市長の指示を受け行う。
非常体制	総務部長が副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内における動員・参集

非常体制が発令された場合、庁内放送、職員向けメールなどにより動員を指示する。各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「総務班」を通じ応援職員を要請し班体

制を確立させる。

■勤務時間内の動員・参集における留意点

- 常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

(2) 勤務時間外及び休日における動員・参集

ア 勤務時間外の動員・参集

勤務時間外の動員・参集については、次の内容で実施する。

当直者は、担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

■勤務時間外の動員・参集

区分	内容
勤務場所への参集	<ul style="list-style-type: none">➢ 本部長から災害対策本部設置の発令を受けた各部長は、直ちに各班長に班員全員の勤務場所への参集を指示する。➢ 各班長は、既に配備についている班員を通じ、他の班員の勤務場所への参集を電話等で連絡する。
参集の報告	<ul style="list-style-type: none">➢ 班長は、班員の参集状況を「総務班」に報告する。
参集が困難な場合	<ul style="list-style-type: none">➢ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの避難所等へ参集し、班長への連絡に努める。➢ 当該施設に留まる場合は、施設リーダーの指示により、応急救護活動に従事する。

■各部及び支部の初動体制にかかる要員

- 庁舎周辺近隣居住職員の中から、あらかじめ指定された災害対策初動本部活動要員が担当する。
- 参集した初動対応職員は、あらかじめ策定された業務マニュアルにより、活動を行う。

イ 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、ライフライン状況等の情報を収集する。ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考えることとする。

なお、参集途上において把握した被害情報については、班長に報告する。

ウ 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を「統括班」に報告する。

(3) 参集における留意事項

職員の参集に際しての留意事項については、「本編 第1章 第1節 第2 2 動員の方針」に準ずるものとする。

第3 災害対策本部の設置・運営

市長は、市域で水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を敷き災害対策基本法第23条第1項の規定及び秩父市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部員会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営にあたる。

市の「災害対策本部の設置・運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害対策本部の設置	危機管理課、関係各課
2 災害対策本部の運営	各班共通
3 災害対策本部の組織編成、分担業務	各班共通
4 災害対策本部運営の留意事項	関係各班

☞ 【資料7.2】『秩父市災害対策本部条例』参照
☞ 【資料7.3】『秩父市災害対策本部に関する規程』参照

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- 特別警報が発表された場合
- 市域において、相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合
- その他市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部員会議の開催、関係各班との連絡調整を円滑に行うため市役所本庁舎に設置し、市役所玄関及び災害対策本部室入口に「秩父市災害対策本部」の掲示を行う。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

■本部長の代行順位

第1順位	第2順位
副市長	教育長

(4) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

(5) 設置及び廃止の通知

ア 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

■設置及び廃止の通知

区分	内容
勤務時間内	「統括班」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送により庁内各部署に通知する。出先機関を所管する関係各班は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外	「統括班」は、緊急連絡網に基づき部班長等に連絡する。

イ 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。

■本部設置及び廃止の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県消防防災課	防災情報システム、防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
秩父消防本部	防災情報システム、防災行政無線、電話	統括班
秩父警察署	防災行政無線、電話	統括班
小鹿野警察署	電話、ファクシミリ	統括班
市防災会議機関	電話、ファクシミリ	統括班
市議会	電話、ファクシミリ	業務協力班
報道機関	電話、ファクシミリ	秘書広報班
応援協定締結自治体	電話、ファクシミリ	統括班
町長協議会、 自主防災組織	電話、ファクシミリ	統括班
市民	防災行政無線（固定系）、ちちぶ安心・安全メール、 フェイスブック、市ホームページ	秘書広報班

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故があるときはその職務を代行する。

(3) 本部長付（教育長）

本部長を補佐し、本部長及び副本部長が不在又は事故があるときはその職務を代行する。

(4) 本部員

本部長の命を受け、本部員会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(5) 本部員会議

本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部員会議への出席を求める。

■本部員会議の協議、調整事項

- 風水害応急対策の基本方針に関すること。
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難の勧告又は指示（緊急）に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 県、政府機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 隣接市町村との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 風水害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(6) 各部班

災害対策本部の各部班ごとに定められた分担業務に従って災害応急対策活動を遂行する。

(7) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、被災地において災害応急対策を実施するため設置する。

3 災害対策本部の組織編成、分担業務

市の災害対策本部の組織編成は、「本編 第1章 第1節 第3 3 災害対策本部の組織編成、分担業務」に示すとおりである。

4 災害対策本部運営の留意事項

「災害対策本部設置時の留意事項」については、「本編 第1章 第1節 第3 4 災害対策本部運営の留意事項」に準ずるものとする。

第4 情報通信手段の確保

災害の発生に伴う情報通信手段の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第4 災害情報通信手段の確保」を準用する。

第5 広域応援要請

災害の発生に伴う広域応援要請については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第5 広域応援要請」を準用する。

第6 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害の発生に伴う自衛隊の災害派遣要請依頼については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」を準用する。

第7 ボランティアの応援受け入れ

災害の発生に伴うボランティアとの連携については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第7 ボランティアの応援受け入れ」を準用する。

第8 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第8 災害救助法の適用」を準用する。

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

本節では、気象警報発表時など災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は、県から市に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。

警報発表から比較的間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

市の「風水害に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 風水害に関する情報の収集	危機管理課、関係各課
2 気象注意報・警報・特別警報	危機管理課
3 土砂災害警戒情報	危機管理課
4 異常な現象発見時の通報	危機管理課
5 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ	危機管理課、秘書広報課

1 風水害に関する情報の収集

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、「危機管理課」が一元的に収集する。

■風水害に関する情報の収集の概要

NO	区分	内容
①	熊谷地方気象台からの防災気象情報	大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報、情報（気象業務法による））については、県防災行政無線及びNTTからのファクシミリ（警報発令時のみ）を通じて入手する。
②	雨量情報	熊谷地方気象台が発表する雨量情報などを収集・整理する。
③	警戒パトロール情報	緊急体制を敷いた場合、「関係各課」は、河川や水路及び土砂災害警戒区域等のパトロールを実施し、その結果を「危機管理課」へ報告する。「危機管理課」は収集された情報を整理する。
④	被害情報等	「危機管理課」は、119番通報の状況等「消防本部」の把握している情報を入手するとともに、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。また、秩父警察署とも連絡を取り情報の共有化を図る。
⑤	夜間・休日の場合	NTTから市にファクシミリによる情報（警報発令時のみ）が伝達される。
⑥	熊谷地方気象台と市とのホットライ	熊谷地方気象台は、下記の場合（※）において気象実況及び今後の

NO	区分	内容
	ソの運用	気象予報を伝えるため、市の担当部署へ電話連絡する。 なお、緊急性が高い場合などには、市長または幹部職員に直接連絡を行う。また、市が、避難勧告や避難指示（緊急）等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■ (※) 熊谷地方気象台と市とのホットラインを運用する場合

- ① 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ② 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合
 - 特別警報を解除した場合

注) 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

2 気象注意報・警報・特別警報

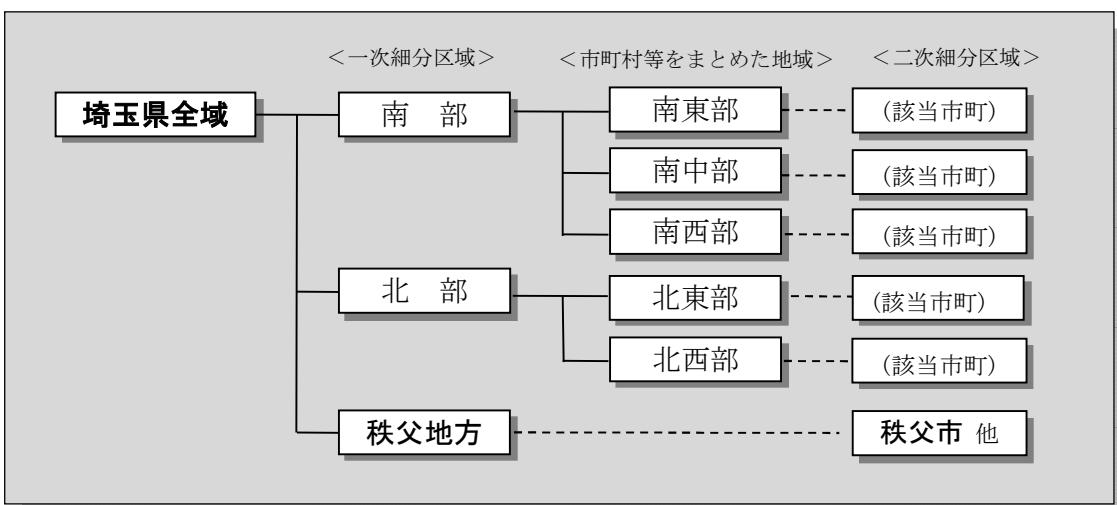
熊谷地方気象台は、異常気象等によって県内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報、特別警報等を発表し、関係機関に通知する。熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等

ア 対象地域

天気予報は県内を3つに分けた一次細分区域単位で発表する。気象現象に伴う災害の発生が予想される場合には、二次細分区域である市町村ごとに注意報又は警報を発表する。市町村等をまとめた地域として、南部を3地域、北部を2地域に分けている。

■ 埼玉県の地域細分表



■埼玉県の地域細分図

[平成24年10月1日現在]



イ 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報の種類と発表基準を以下に示す。

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 熊谷地方気象台

軽市	府県予報区	埼玉県	
	一次細分区域	秩父地方	
	市町村等をまとめた地域		
警報	大雨 (浸水) (土砂災害)	表面雨量指數基準	18
		土壤雨量指數基準	118
	洪水	流域雨量指數基準	荒川流域=46.2, 赤平川流域=28.8, 横瀬川流域=21.8
		複合基準 [†]	横瀬川流域=(5, 19.6)
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	15m/s
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指數基準	7
		土壤雨量指數基準	83
	洪水	流域雨量指數基準	荒川流域=36.9, 赤平川流域=23, 横瀬川流域=17.4
		複合基準 [†]	荒川流域=(5, 36.9), 横瀬川流域=(5, 17.4)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%	
	なだれ		
	低温	夏期・低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6°C以下 [‡]	
	霜	早霜・晚霜期に最低気温4°C以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*[†](表面雨量指數・流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

*[‡]冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値。

■特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基 準		
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
暴 風	暴風が吹くと予想される場合		
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合		
波 浪	高波になると予想される場合		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

■雨に関する市の50年に一度の値

[令和2年5月26日現在]

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
埼玉県	埼玉県	秩父地方	秩父地方	秩父市	488	128	265

注1) 略語の意味は次のとおり。

R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壤雨量指数(Soil Water Index)

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。
 (ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。) 個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

(2) 注意報・警報等の伝達

ア 市の措置

市長は、県等関係機関から注意報、警報及び土砂災害警戒情報等の伝達を受けたとき、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。(災対法第56条)

注意報、警報、特別警報及び土砂災害警戒情報等の伝達の責任者は総務部長とし、伝達される系統図及び伝達手段を次頁に示す。

イ 勤務時間外における注意報等の伝達

市は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、以下のように連絡体制を定めている。

(ア) 当直者の配置

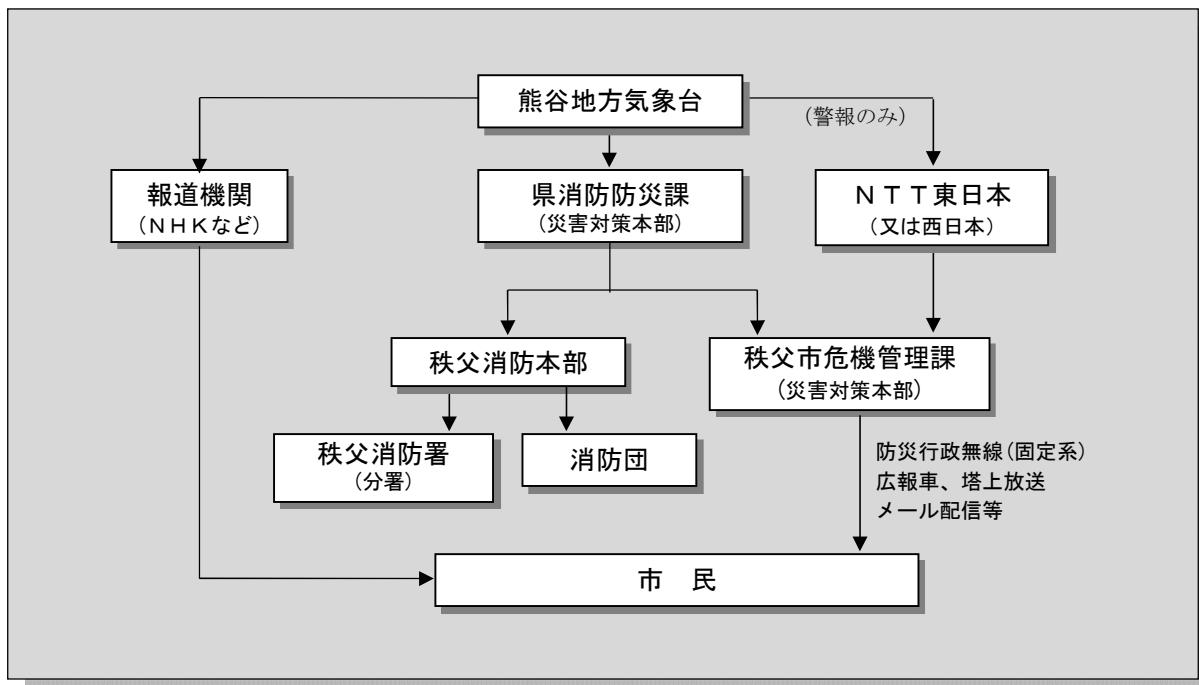
当直員(警備員)は、非常配備に該当する気象情報が県又は他の関係機関から通知され、若しくは災害発生が予想される場合には、直ちに電話等により総務部危機管理課長

へ連絡し、危機管理課長は総務部長へ連絡するものとする。

(イ) 関係各課の担当者への連絡等

総務部長は、危機管理課長から連絡を受けた場合は、市長、副市長に報告をし、配備体制の指示を受け、各部局長等へ防災緊急連絡網により伝達する。

■気象注意報・警報等の伝達系統図（本市関連、市民への伝達系統のみ記載）



3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市町村が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表対象市町村は、土砂災害の危険の認められない市町を除く、本市を含む県下 47 市町村である。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に、埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

■発表基準

- 大雨警報（土砂災害）発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
- より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

■解除基準

- 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- 無降雨状態が長時間続いている場合

(3) 法的根拠

県及び気象庁が、土砂災害警戒情報を発表する法的根拠は、次のとおり。

- 埼玉県 災害対策基本法第55条
- 気象庁 気象業務法第11条

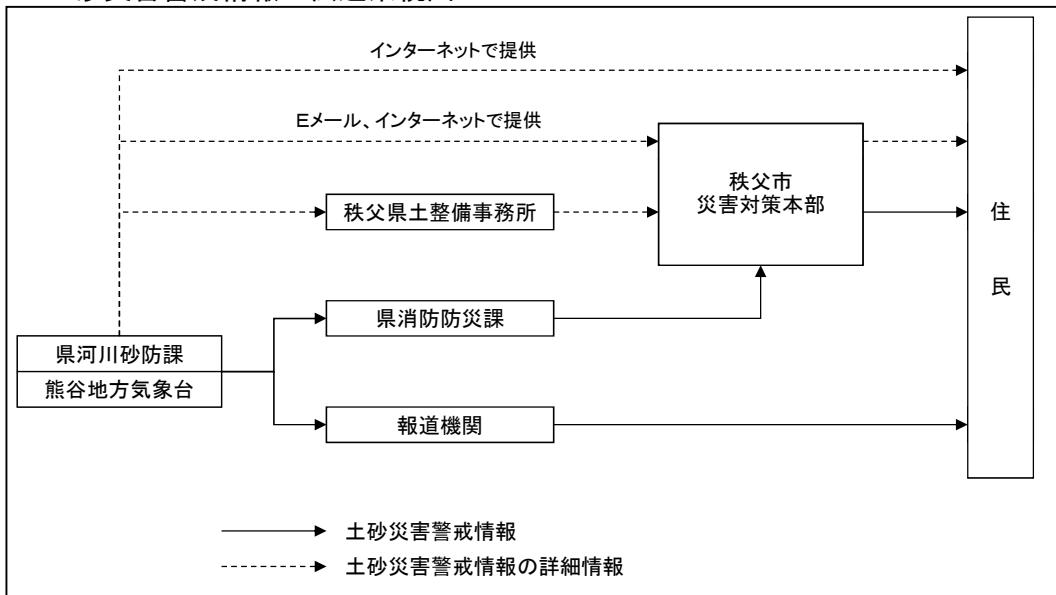
(4) 土砂災害警戒情報の詳細情報

インターネットを利用した情報提供として、埼玉県河川砂防情報システムより土砂災害危険度を示した情報（1kmメッシュ）及び気象庁ホームページ、防災情報提供システムより土砂災害危険度を示した情報（5kmメッシュ）が発表される。

(5) 伝達系統

伝達系統は、以下の土砂災害警戒情報の伝達系統による。

■土砂災害警戒情報の伝達系統図



4 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(災対法第2項)

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。(災対法第3項)

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁(熊谷地方気象台)その他の関係機関に通報しなければならない。(災対法第54条第4項)

市長が気象庁(熊谷地方気象台)に行う通報事項は、次のとおりである。

■気象庁(熊谷地方気象台)に行う通報事項

区分	内容
気象に関する事項	著しく異常な気象現象(例えば、たつ巻、強いひょう等)
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震

5 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ

市は、被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、市防災行政無線(固定系)、市ホームページ、ちちぶ安心・安全メール等を活用し、市民等に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

(1) ダム放流に伴う住民等に対する広報

ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとする。

(2) ダム放流警報施設の活用

洪水の被害等の発生が予想される場合又は、災害時に影響があると思われる荒川、中津川、浦山川及び吉田川の河川に近い住民や、川辺遊び・釣りなどの観光客の方々への事前警報、災害情報及び緊急避難情報を、市独自の防災行政無線だけでなく、ダム管理者が河川沿いに設置している警報装置で、更に広範囲に情報伝達を行う。

第2 消防法に基づく火災気象通報と火災警報

空気が乾燥して風が強い等の気象状況では、火災が起りやすく、また、延焼しやすいことから、消防機関では「火災警報」を発令して、屋外等での火の使用の禁止等、火災被害の未然防止、拡大防止のため市民への呼びかけを行う。

市の「消防法に基づく火災気象通報と火災警報」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達	危機管理課
2 火災警報の周知	危機管理課、関係各課

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防本部は的確に火災警報を発令し、住民に対して警戒を呼びかける。

(1) 火災気象通報

消防法に基づいて、熊谷地方気象台が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

埼玉県知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市長に通報する。

■火災気象通報の通報基準

気象状況が、次のいずれかの基準に達するか、達すると予想される時

- ①当日の実効湿度が 55%以下で最小湿度が 25%以下
- ②平均風速が 11m/s (秩父地方では 10m/s) 以上、ただし、降雨、降雪中は除く
- ③当日の実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下、かつ、平均風速が 10m/s 以上

(2) 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して火の使用の制限に協力を求めるための警報である。

市長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

2 火災警報の周知

(1) 基本方針

消防本部は、火災警報が発表されたとき、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。

(2) 周知方法

消防本部は、火災警報が発表されたとき、以下の方法で住民へ周知する。

- 広報車による広報
- サイレンの吹鳴による広報
- 吹き流しと掲示板の掲出による広報
- その他適切な方法

第3 水防活動

市は、気象状況等から市域において浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。市の「水防活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 水防に関する活動体制	道路維持課、道づくり課、下水道課、危機管理課、総合支所、関係各課
2 活動内容	道路維持課、道づくり課、下水道課、危機管理課、総合支所、関係各課

1 水防に関する活動体制

市は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は、以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。

市の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

■水防組織

- ▶ 水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
- ▶ 水防の実務は、「道路維持課」、「道づくり課」、「下水道課」、「総合支所」及び「消防団」が行う。
- ▶ 水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

■配備基準

- ▶ 管内に、「本章 第1節 第1 市の活動体制」に定める緊急体制に相当する事態が発生したとき。
- ▶ 大雨等により市内を流れる幹線水路の水量が増加し洪水等の被害が予想されるとき。
- ▶ 県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき。

2 活動内容

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

■活動内容

- ▶ 幹線水路を隨時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求ること。
- ▶ 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告すること。
- ▶ 家屋等が浸水した場合等は、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。
- ▶ 巡視に当たっては、秩父県土整備事務所と緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

第4 土砂災害対策活動

市は、気象状況等から市域において土砂災害の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための土砂災害対策活動を実施する。

市の「土砂災害対策活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 土砂災害警戒情報の活用	危機管理課、森づくり課、総合支所
2 情報の収集・伝達	危機管理課、秘書広報課、関係各課
3 避難誘導	危機管理課、社会福祉課、関係各課
4 二次災害の防止	関係各課

1 土砂災害警戒情報の活用

埼玉県は、熊谷地方気象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生の危険度が高まったときに、防災活動や住民の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報の発表を平成19年12月26日から行っている。

市域においては、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が各々658か所及び336か所指定されており、台風や集中豪雨に伴い崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用するものとする。

また、土砂災害警戒情報に加えて土砂災害のメッシュごとの切迫性や危険度の推移が分かる土砂災害に関するメッシュ情報についても活用するものとする。

なお、「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月改定改訂、国土交通省砂防部）の改訂に伴い、「土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。」と見直された。

■土砂災害に関するメッシュ情報の活用例

- 大雨警報（土砂災害）の基準は、要配慮者の避難に要する時間を確保するように設定されており、気象庁の提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報において、「大雨警報（土砂災害）の基準を超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討します。
- また、土砂災害警戒情報の基準を「予測雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、非常に危険な状況であるため、避難勧告の発令を検討します。
- さらに、土砂災害警戒情報の基準を「実況雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、避難指示（緊急）の発令を検討します。

資料)「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府、平成26年9月)

- ☞ 【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔河川砂防情報システム〕』
- ☞ 【参考資料】『気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報：埼玉県」』

<http://www.jma.go.jp/doshamesh/317.html?areaCode=317>

- ☞ 【参考資料】『埼玉県内の気象情報「気象庁 防災情報提供システム」』

<https://bosai.jmainfo.go.jp/ssoatcag?fj-is-sso-req-check=1>

2 情報の収集・伝達

土砂災害対策活動についての情報の収集伝達については、次のとおりである。

なお、情報の収集についての具体的な内容は、「本節 第5 1 避難に関する状況把握」も参照のこと。

- 市は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- 市は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及び自主防災組織に対し警戒避難等の指示若しくは伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- 市は、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に情報を伝達し注意を喚起する。
- 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、住民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報や各種情報について、速やかに情報提供を行う。

3 避難誘導

避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導」を参照のこと。

4 二次災害の防止

市及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難勧告・指示（緊急）を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施
- 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- 市は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等、被害者等に役立つ正確かつきめこまかな情報を、住民に対して適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第5 避難活動

水害又は土砂災害のために被害を受け又は受けるおそれがある場合、市は、迅速に住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・指示（緊急）を発令するとともに、所定の避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。

市の「避難活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難に関する状況把握	危機管理課、森づくり課、地域振興課、関係各課、消防本部
2 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定	危機管理課、秘書広報課、関係各課、消防本部
3 避難誘導	危機管理課、社会福祉課、関係各課
4 避難所の開設	教育総務課、社会福祉課、関係各課
5 避難者名簿の作成	教育総務課、社会福祉課

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す手順で行う。

■避難に関する状況把握の手順

- ① 市は、気象庁（熊谷地方気象台）や県（秩父県土整備事務所）、国土交通省などの関係機関から気象情報等の防災情報を収集し、強い雨の地域等の広域的な状況を把握する。（下記の【参考資料】参照）
- ② 「消防本部」は、住民からの119番通報及び監視・警戒活動により災害の発生あるいは発生のおそれを覚知したときは、市に報告する。
- ③ 市は、巡回パトロール等により河川や土砂災害危険箇所等の状況を把握し、必要に応じ関係機関に報告する。
- ④ 市は、秩父警察署と被害状況等の情報を交換する。
市は、①～④の情報を入手し、避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

☞ 【参考資料】「埼玉県内の気象情報〔熊谷地方気象台 HP〕」

<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/>

☞ 【参考資料】「埼玉県危機管理・災害情報」

<http://plaza.rakuten.co.jp/kikisaitama/?sess=e912dfe41cec158f93b2df5d59506d12>

☞ 【参考資料】「国交省の防災情報（国交省「防災情報提供センター」）」

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

☞ 【参考資料】『気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報：埼玉県」』

<http://www.jma.go.jp/doshamesh/317.html?areaCode=317>

☞ 【参考資料】「埼玉県内の雨量と河川水位」

☞ 【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔河川砂防情報システム〕』

☞ 【参考資料】『埼玉県内の気象情報「気象庁 防災情報提供システム」』

<https://bosai.jmainfo.go.jp/ssoatcag?fj-is-sso-req-check=1>

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定

（1）実施手順

「危機管理課」は、「1 避難に関する状況把握」の状況を市長に報告し、市長は状況を勘案し遅滞なく避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・指示（緊急）の発令、警戒区域の設定を行う。

「危機管理課」は、「秘書広報課」及び「関係各課」と連携し、避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・指示（緊急）の発令、警戒区域の設定について、防災行政無線（固定系）、市ホームページ、ちちぶ安心・安全メール、広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて住民へ迅速に広報する。

（2）避難の勧告等

「避難の勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定について」、「避難の勧告・指示（緊急）の実施責任者」及び「警戒区域の設定権者」の詳細については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」を参照のこと。

避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・指示（緊急）の発令時の状況、住民に求める行動及び発令の目安については、以下に示すとおりである。

■ 「避難準備情報」の発表と住民に求める行動及び発表の目安（土砂災害）

項目	内容
発令時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none">➢ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、指定された避難所への避難行動開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）➢ 上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
発表の目安	<ul style="list-style-type: none">➢ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況または予想で大雨警報（土砂災害）の土壤雨量指数基準に到達（赤色）した場合➢ 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合➢ 夜間に避難勧告等が発令される見込みがある場合➢ 近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合※ 前兆現象の情報収集は、住民等から市役所、総合支所、消防署、警察署及び自主防災組織等へ寄せられるもののほか、派遣職員などによる現場状況の確認により収集する。

☞ 【参考資料】『気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報：埼玉県』』

<http://www.jma.go.jp/doshamesh/317.html?areaCode=317>

☞ 【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔河川砂防情報システム〕』

■ 「避難勧告」の発令と住民に求める行動及び発令の目安（土砂災害）

項目	内容
発令時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況
住民に求める行動	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始する
発令の目安	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（薄い紫色）した場合 ➢ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ➢ 近隣で土砂災害が発生した場合 ➢ 過去の被災時雨量に達した場合 ➢ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 <p>※ 情報の収集は、避難準備・高齢者等避難開始と同様</p>

■ 「避難指示（緊急）」の発令と住民に求める行動及び発令の目安（土砂災害）

項目	内容
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ➢ 土砂災害危険箇所の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ➢ 人的被害の発生した状況
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難勧告の発令後で避難中の住民は直ちに避難行動を完了 ➢ 直ちに命を守る行動をとる (未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移ることや外出が危険な場合は自宅などの安全な場所にとどまる)
発令の目安	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（濃い紫色）した場合 ➢ 土砂災害が発生した場合 ➢ 前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 <p>※ 情報の収集は、避難準備・高齢者等避難開始と同様</p>

（3）住民への伝達内容

避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・指示（緊急）の発令、警戒区域の設定を行う場合の住民への伝達は、以下の内容を明示して行う。

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・ 火気等危険物の始末
 - ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ・ 隣近所そろって避難すること等

(4) 関係機関との連絡調整

市は、避難に際して混乱を招くことのないよう、消防機関や警察等の防災関係機関と緊密な情報交換を行う。なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（消防防災課）に速やかに報告する（災害対策基本法第60条）。

3 避難誘導

避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導」を参照のこと。

4 避難所の開設

勤務時間内の場合、「危機管理課」から指示を受けた教育委員会関係部局及び施設管理者が、各避難所施設に避難所開設の連絡を行い、各避難所の施設管理者が避難所を開設する。

勤務時間外の場合、「危機管理課」から指示を受けた教育委員会関係部局又は「関係各課」が、速やかに関係する地区の避難所を開設する。

5 避難者名簿の作成

市は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者（責任者）及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。

名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

災害の発生に伴い、市は災害対策本部を設置して、災害応急対策活動を実施する。

初動対応期における災害応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動が最優先される。

本節では、初動対応期における災害応急対策活動について以下に定める。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

初動対応期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

市の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害情報等の収集	統括班、関係各班、関係機関
2 県への伝達	統括班
3 災害情報の共有	統括班、各班共通

1 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集系統

発災後の災害情報等の収集は、「統括班」が一元的に実施する。

(2) 収集すべき災害情報

収集すべき被害の主たる情報については、次のとおりである。

☞ 【様式2】『発生速報』参照

☞ 【様式3】『経過速報』参照

■関係各班、関係機関の収集する情報

収集すべき情報		関係各班、関係機関
人的被害、建物被害	警戒体制	市立病院、管財課、市民税課、資産税課、建築住宅課
	非常体制	医療班、管財班、課税班、建築住宅班
田畠被害	警戒体制	農政課
	非常体制	農政班
道路被害	警戒体制	道路管理課、地域振興課
	非常体制	道路管理用地班、地域振興班
文教施設（学校施設、社会教育・体育施設）		教育総務班、物資集積班、地区協力班、市民福祉班
公共施設（文教施設を除く）		施設管理者
病院		医療班、保健医療班
橋りょう・河川		道路維持班、地域振興班
清掃施設		秩父広域市町村圏組合
公園施設		都市計画班
水道		生活衛生上水道班、秩父広域市町村圏組合水道局
下水道		下水道班
電話（※）		東日本電信電話(株)
電気（※）		東京電力(株)
ガス（※）		秩父ガス(株)
り災世帯数		市民班
り災者数		市民班
火災発生件数		消防本部
対策の実施状況（本部設置状況など）		統括班

- 注) 1. 上記「収集すべき情報」は、「経過速報」の記述項目を基に列挙したものである。
2. 「関係各班」及び関係機関が、各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、「被害報告判定基準」を参照のこと。
3. ※「統括班」が各機関から入手する。

(3) 情報を収集する際の留意事項

情報を収集する際の留意事項は、次のとおりである。

■情報を収集する際の留意事項

- 被害情報の収集にあたっては、秩父警察署、小鹿野警察署と緊密に連絡するものとする。
- 各種被害の程度に関する調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複がないように留意する。
- 浸水状況については、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、り災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。
- 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- 全壊、流失、半壊、死者及び重症者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- 災害救助法の適用に際して世帯数の把握が必要となるため、住家被害、非住家被害については、棟数のみでなく、世帯数の把握も行う。

2 県への伝達

災害情報の県への伝達については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」の「2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）」及び「3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」を参照のこと。

☞ 【様式2】『発生速報』参照

☞ 【様式3】『経過速報』参照

3 災害情報の共有

災害情報の共有については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有 5 災害情報の共有」を参照のこと。

第2 住民からの通報・問い合わせの処理

初動対応期の「住民からの通報・問い合わせの処理」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第2 住民からの通報・問い合わせの処理」を準用する。

第3 広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。初動対応期の「広報活動」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第4 広報活動」を準用する。

第4 消防活動

大規模な水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水、障害物の落下等により、人的な被害が予想される。そのため消防本部は、消防の全機能を挙げて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から住民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。初動対応期の「消防活動」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第5 消防活動」を準用する。

第5 救急救助

風水害に伴う土砂崩れなどにより倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

初動対応期の「救急救助」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第6 救急救助」を準用する。

第6 医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。初動対応期の「医療救護」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第7 医療救護」を準用する。

第7 緊急輸送道路の確保

浸水被害や土砂災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、社会的混乱等の防止など住民の安全を確保するため、緊急輸送道路の確保を目的とした総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

初動対応期の「緊急輸送道路の確保」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第8 緊急輸送道路の確保」を準用する。

第8 輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、被災した傷病者及び物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。
初動対応期の「輸送手段の確保」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第9 緊急輸送手段の確保」を準用する。

第9 給水活動

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、風水害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により住民が飲料に適する水を得たりすることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

初動対応期の「給水活動」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第12 給水活動」を準用する。

第10 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、備蓄食料、炊き出しその他によって食料を確保する。

初動対応期の「食料の供給」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第13 食料の供給」を準用する。

第11 生活必需品等の供給・貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給又は貸与する。

初動対応期の「生活必需品等の供給・貸与」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第14 生活必需品等の供給・貸与」を準用する。

第12 要配慮者の安全確保

初動対応期の「要配慮者の安全確保」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第15 要配慮者の安全確保」を準用する。

第13 遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

初動対応期の「遺体の取扱い」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第16 遺体の取扱い」を準用する。

第14 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策及び二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

初動対応期の「ライフラインの応急対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第17 ライフラインの応急対策」を準用する。

第15 公共施設等の応急対策

公共建築物、道路、橋りょう、河川等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

初動対応期の「公共施設等の応急復旧」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第18 公共施設等の応急復旧」を準用する。

第4節 救援期の災害応急対策活動

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。なお、災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、発災時の混乱状況もある程度沈静化していると考えられる。この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化していくものとする。救援期の「災害情報の収集・伝達・共有」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第1 災害情報の収集・伝達・共有」を準用する。

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き市民等への広報を積極的に行う。被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、継続した被災者のニーズの把握に努めるとともに、的確な情報を効果的な手段で提供する。また、被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部班と連携して市役所や各総合支所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。救援期の「広報広聴活動」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第2 広報広聴活動」を準用する。

第3 避難所の運営

救援期の「避難所の運営」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第3 避難所の運営」を準用する。

第4 防疫及び保健衛生

浸水被害などによる衛生条件の悪化により感染症等の蔓延が懸念される。また、長期にわたる避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。

そのため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

救援期の「防疫及び保健衛生」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第4 防疫及び保健衛生」を準用する。

第5 廃棄物対策

大規模な土砂災害が発生した場合、家屋被害等により大量のがれき等の災害廃棄物の排出が予想される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設などの被災により、ごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

市は、被災地の住民が生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もつて被災地の環境の保全を図るものとする。

救援期の「廃棄物対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第5 廃棄物対策」を準用する。

第6 応急住宅対策

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で早急に住宅の再建、あるいは応急修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、り災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

救援期の「応急住宅対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第6 住宅の確保」を準用する。

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、市内文化財について応急対策を講ずるものとする。

救援期の「文教・保育対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第7 文教・保育対策」を準用する。

第8 商工・農業対策

風水害による市内の商工業施設、農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに応急対策を講ずるものとする。

救援期の「商工・農業対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第8 商工・農業対策」を準用する。

第9 労働力の確保

救援期の「労働力の確保」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第9 労働力の確保」を準用する。

第5節 大雪対策活動

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり対策活動を実施する。

第1 応急対策

市の大雪対策活動の「応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 職員の配備体制	危機管理課、関係各課
2 大雪対策財源の確保	財政課
3 関係機関との連携体制の構築	危機管理課、関係各課、消防本部
4 自衛隊の派遣要請	危機管理課
5 情報収集、伝達及び広報	危機管理課、秘書広報課
6 救出・救助及び孤立地区への支援の実施	消防本部、危機管理課、総合支所
7 道路通行の確保	道路管理課、道路維持課、総合支所、 関係各課
8 公共交通の安全な運行	市民生活課、秘書広報課
9 通信及び電力供給の確保	危機管理課、秘書広報課
10 異常水質事故発生時の対応	生活衛生課
11 一般廃棄物の適正処理	生活衛生課
12 各総合支所における対応	総合支所
13 その他	関係各課

1 職員の配備体制

職員の配備体制及び配備基準等は、次のとおりとする。

■大雪対策に伴う配備体制

配備体制	配備基準	動員計画
警戒体制 (一次体制)	概ね積雪量 10 cm以上～30 cm未満	個別対応
緊急体制 (二次体制)	大雪警報発表時又は、 概ね積雪量 30 cm以上～60 cm未満	原則として課長級以上の職員
非常体制 (三次体制)	大雪特別警報発表時又は、 概ね積雪量 60 cm以上	全職員

2 大雪対策財源の確保

市は、大雪対策に係る事業について、円滑な事業執行を行うため、補正予算、予備費充用及び予算流用などの対応を行う。

3 関係機関との連携体制の構築

市は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、県や広域市町村圏組合(消防本部を含む)などの関係機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 自衛隊の派遣要請

市は、大雪により相当の孤立集落が発生するなど自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊の災害派遣の要請を行う。自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、生命及び財産の保護のため必要であり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とする。

詳細は、「本編 第1章 第1節 第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」を参照のこと。

5 情報収集、伝達及び広報

市は、県及び関係機関と緊密な連携をとるほか、市民からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市民が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報を迅速に広報する。

なお、市職員が行う雪害情報の収集にあっては、雪害現場の状況を可視化し適切な応急体制をとるため、オンラインによるビデオ通話などＩＣＴ機器を活用する。

また、大雪特別警報が発表された場合は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、昼夜を問わず速やかに防災行政無線放送やちちぶ安心・安全メールなどで、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する。

■大雪に関する情報の収集、伝達及び広報

項目	内容
情報収集及び発信の内容	➢ 被害状況 ➢ 除雪状況 ➢ 通行可能道路状況
情報収集の方法	➢ 電話及びFAX ➢ 秩父市災害情報フェイスブックページ ➢ オンラインによるビデオ通話
情報発信の方法	➢ 防災行政無線放送 ➢ ちちぶ安心・安全メール ➢ 秩父市ホームページ ➢ 秩父市災害情報フェイスブックページ ➢ テレビ埼玉データ放送 ➢ 秩父記者クラブ

6 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物で直ちに救出・救助が必要な場合は、関係機関と連携し救出・救助を実施する。

また、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数、病人の発生の有無、食料保有の状況等を把握し、関係機関と連携し医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び住民の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

7 道路通行の確保

主要幹線道路や公共施設に面した道路に関しては、道路の優先順位により道路管理者及び各施設管理者が協力・連携して、除雪（排雪を含む）を速やかに行い、通行の確保を図る。

また、市は、自らの除雪の実施が困難な場合、県又は他の自治体に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うことができる（災対基法第76条の6）。

8 公共交通の安全な運行

公共交通機関の安全な運行と運行状況の周知に努める。

（1）市営バスの運行について

埼玉県秩父県土整備事務所など道路管理者に、路線となっている道路状況の確認を行い、運行委託会社と協議し、運行の可否を決定する。

（2）公共交通全般の運行状況の把握と周知について

鉄道機関やバス会社など公共交通機関と降雪による運行状況を情報共有し、運行に変更が生じた場合は、ちちぶ安心・安全メールや市ホームページ、災害情報フェイスブックページなどで周知する。

9 通信及び電力供給の確保

通信及び電力関係機関と降雪による通信の途絶や停電等の状況を情報共有し、ちちぶ安心・安全メールや市ホームページ、災害情報フェイスブックページなどで周知する。

10 異常水質事故発生時の対応

大雪に起因する河川等公共用水域における水質汚染、魚類の浮上・へい死など異常水質事故が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、「異常水質事故対応マニュアル」に基づき、その状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に速やかに通報・連絡するとともに、事故の影響を最小限にとどめるよう防止対策を講ずる。

11 一般廃棄物の適正処理

大雪の状況、道路の除雪状況や秩父広域市町村圏組合の対応状況を確認しながら、ごみ収集及びし尿収集業務への影響を把握し、防災行政無線やちちぶ安心・安全メール、町会等を通じて市民へ迅速な周知をする。

12 各総合支所における対応

各総合支所の体制を整えるとともに関係機関、地元業者、町会等と連携し、大雪による住民からの支援要請に応える。

■各総合支所における対応

- 連絡体制の確立
- 情報の共有・運用

13 その他

市は、大雪対策についても一般災害時における災害応急対策計画に準じて整備を図っておくものとする。

第2 復旧対策

市の大雪対策活動の「復旧対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害状況の把握	危機管理課、総合支所、関係各課
2 雪害被害への支援	市民課、社会福祉課、生活衛生課、市民税課、資産税課、総合支所、関係各課
3 その他	関係各課

1 被害状況の把握

市は、雪害の状況を把握するため、被害状況調査を実施する。

2 雪害被害への支援

市は、雪害の被災者に対して、以下の支援を行う。

また、各種支援制度について、市報や市ホームページ等で市民へ周知するとともに、雪害の規模によっては、適切な支援制度を検討する。

- 罹災・被災証明書の発行
- 災害見舞金の支給
- ごみ処理手数料の免除
- 固定資産税・都市計画税の減免、徴収猶予
- 市県民税・国民健康保険税の減免、徴収猶予
- 地域ボランティア除雪隊に対する町会への報奨金の支給

3 その他

市は、大雪対策についても一般災害時における災害復旧計画に準じて整備を図っておくものとする。

第3章 事故災害応急対策

市域において市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合、又は国による武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、市は、次に示す事故災害応急対策計画に従い災害対策活動を実施する。

第1節 秩父市で懸念される事故災害

市が策定する事故災害応急対策の対象とする事故災害は、埼玉県地域防災計画及び市の地域環境の特性等を踏まえて以下のとおり選定する。

1 大規模事故災害の選定

対象とする事故災害について、市域における発生の可能性及び発生した場合、地震災害対策又は風水害対策による対応の可否について検討し、市が対応すべき事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

■市に係る大規模事故災害の選定

事故災害区分		市における発生の可能性	応急対応の可否	
火災	大規模火災	過去に旧吉田町において大火災が発生した。	○	事故災害として取り扱う。
	林野火災	市域のほとんどが森林である。	○	事故災害として取り扱う。
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	高圧ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	火薬類災害	市内に該当する作業所や火薬庫がある。	○	事故災害として取り扱う。
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
放射性物質事故災害	輸送事故	市内を通る自動車専用道路はない。	×	—
	放射性物質取扱施設の事故	市内に該当する事業所はない。	×	—
	原子力発電所の事故	市に一番近い東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等にり、市においても広域放射能汚染が考えられる。	○	事故災害として取り扱う。
	人工衛星の落下	原子力電池などを登載した人工衛星が市に落下する可能性はほとんど考えられない。	×	—
鉄道事故	鉄道事故	市内を西武鉄道西武秩父線及び秩父鉄道秩父本線が通っている。	○	事故災害として取り扱う。
道路灾害	地震や水害による道路災害	市内を国道299号及び国道140号等の幹線道路が通っている。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故	市及び周辺に飛行場はなく、本市上空は定期飛行機の飛行コースでもないが、航空機事故について発生予測は不可能であることから、市では起こりえないとは言えない。	△	事故災害として取り扱う。
ライフライン事故	大規模停電	東日本大震災発生時において、市内でも大規模停電が発生し、市民生活に影響を及ぼす事態となつた。	○	事故災害として取り扱う。
文化財災害	文化財火災	市には指定文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能である。

注1)「市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

○：発生する可能性がある。

△：発生する可能性は低いがある。

×：発生する可能性はほとんどない。

注2)「対応の可否」欄の「—」は、「対応の必要がないこと」を示す。

2 市に係る事故災害

市において事故災害対策計画の対象とする事故災害は、以下のとおりである。

■市において事故災害対策計画の対象とする事故災害

事故災害区分		内容
火災対策	林野火災	市域の87%を占めている森林を対象とする。
危険物等 災害対策	危険物等災害	市が対象とする危険物等災害は、市内で危険物等を取り扱っている施設による災害を対象とする。
	高圧ガス災害	市が対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	火薬類災害	市が対象とする火薬類災害は、市内に設置されている作業所や火薬庫施設による災害を対象とする。
	毒物・劇物災害	市が対象とする毒物・劇物災害は、市内で毒物又は劇物を取り扱っている施設による災害を対象とする。
放射性物質 事故及び 広域放射能 汚染災害	広域放射能 汚染災害	<p>市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約150kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。</p> <p>市が対象とする広域放射能汚染は、主に東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。</p>
道路災害		市が対象とする道路災害は、市内を通る幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。
鉄道事故・施設災害		市が対象とする道路災害は、市内を通る西武鉄道西武秩父線及び秩父鉄道秩父本線に対する鉄道事故・施設災害を対象とする。
航空機事故		市が対象とする航空機事故災害は、民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。
大規模停電		市が対象とする大規模停電は、地震に伴う大規模停電を対象とする。

第2節 火災対策計画

第1 大規模火災対策

市の「大規模火災対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	危機管理課、消防本部
2 活動体制の確立	危機管理課、関係各課、消防本部
3 消火活動	消防本部
4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	危機管理課、関係各課
5 避難収容活動	危機管理課、関係各課
6 施設・設備の応急復旧活動	管財課、関係各課、施設管理者
7 被災者等への的確な情報伝達活動	秘書広報課、社会福祉課、関係各課

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

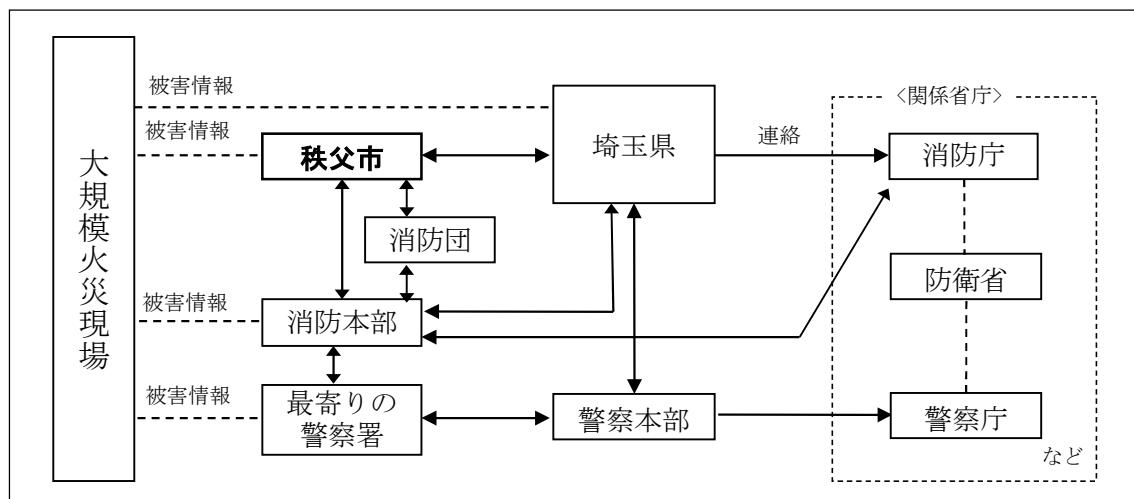
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情撮を収集するとともに、被害規模に関する概説的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。また、市は、大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講ずるものとする。

(3) 応援体制の確立

市は、林野火災の発生、延焼状況を判断し、必要に応じて消防機関、自衛隊、警察、林業関係団体等の関係機関に応援を要請する。

3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動

市、及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第2 林野火災対策

市の「林野火災対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報の収集・連絡	危機管理課、消防本部
2 活動体制の確立	危機管理課、関係各課、消防本部
3 消火活動	消防本部
4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	危機管理課、関係各課
5 避難収容活動	危機管理課、関係各課
6 施設・設備の応急復旧活動	管財課、関係各課、施設管理者
7 被災者等への的確な情報伝達活動	秘書広報課、社会福祉課、関係各課
8 二次災害の防止活動	道路管理課、道路維持課、森づくり課、関係各課、総合支所
9 災害復旧	道路管理課、森づくり課、関係各課、総合支所

1 発災直後の情報の収集・連絡

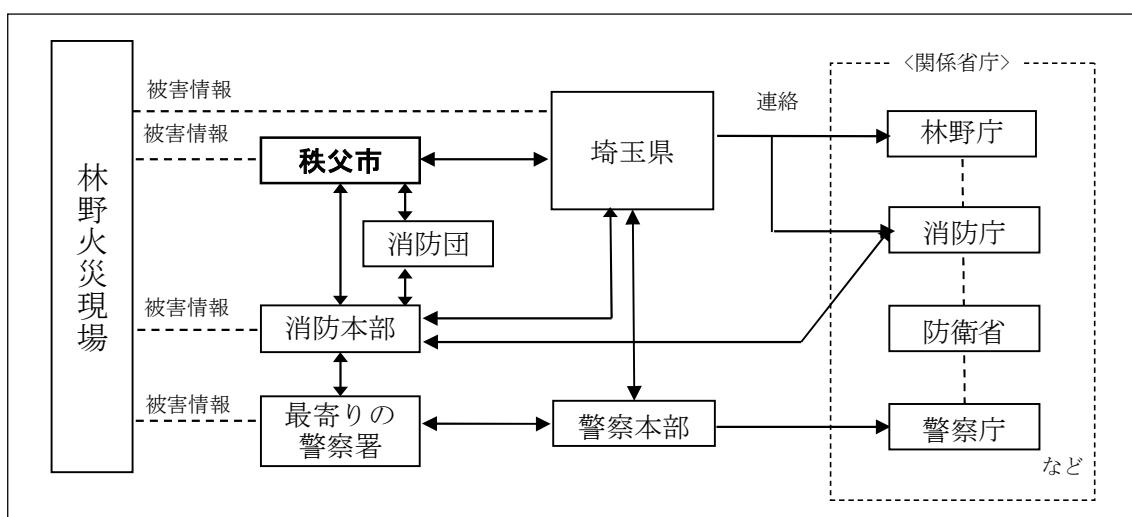
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況・林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」に準ずる。山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示（緊急）する。

6 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

（1）被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

（2）住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

（3）関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8 二次災害の防止活動

市は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

市は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講ずるものとする。

9 災害復旧

市及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、市は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第3節 危険物等事故対策

第1 危険物等災害応急対策

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち災害の防止を図る。市における消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、次に示すとおりである。

■危険物施設設置の状況

[令和2年3月31日現在]

危険物施設		施設数
製造所		2
貯蔵所	屋内貯蔵所	38
	屋外タンク貯蔵所	15
	屋内タンク貯蔵所	9
	地下タンク貯蔵所	82
	移動タンク貯蔵所	44
	屋外貯蔵所	5
取扱所	給油取扱所	57
	販売取扱所	0
	一般取扱所	40

市の「危険物等災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設等管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- 危険物の流出及び拡散の防止
- 流出した危険物の除去、中和等
- 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設等管理者は、二次的被害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

本市における高圧ガス取扱い・貯蔵施設等の設置状況は、以下に示すとおりである。

■高圧ガス取扱・貯蔵施設等

[令和2年3月31日現在]

種 別	施設数
製 造 所	48
貯 蔵 所	7
簡易なガス発生設備	4
高 圧 ガ ス 販 売 所	19
300kg以上 取扱貯蔵施設	543（※秩父消防本部管内）
合 計	621

資料) 県化学保安課、関東経済産業局ガス事業課、秩父消防本部

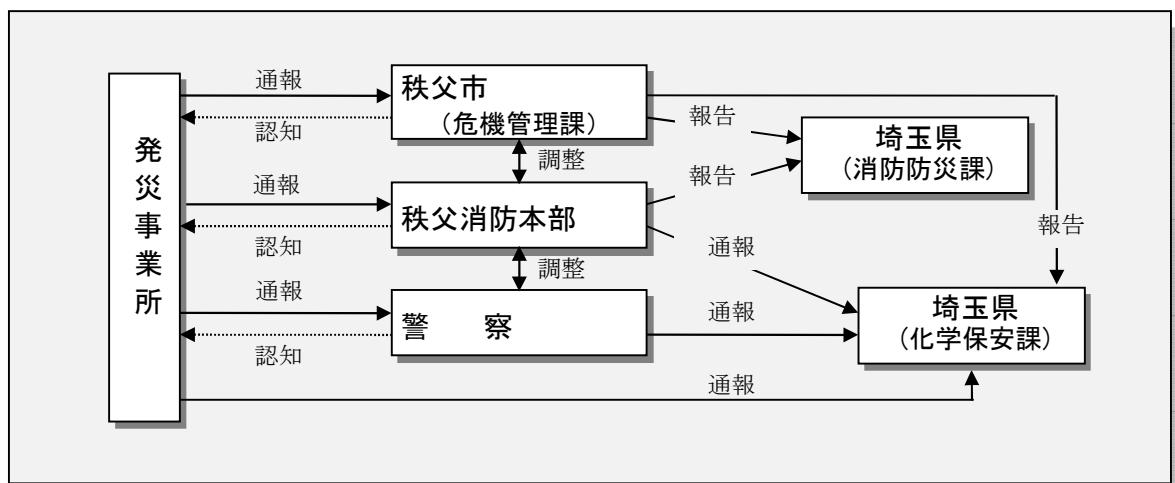
市の「高圧ガス災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部

1 活動方針

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難指示（緊急）・勧告を行う。

■高圧ガス災害に伴う情報収集活動



2 応急措置

(1) 高圧ガス災害に対する応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施するものとする。

(2) 施設等管理者の応急措置

施設等管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

■発災事業所のとるべき措置

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

(3) 緊急措置命令の発令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策

市の「火薬類災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすことがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、すみやかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設等管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

市の「毒物・劇物災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部

1 活動方針

施設等管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設等管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置を講ずる。
- 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- 施設周辺の住民の避難措置を講ずる。

第4節 広域放射能汚染対策計画

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。

原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正、原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

■指針における原子力災害対策重点区域

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約150kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられるが、東京電力福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

広域放射能汚染災害は、東京電力福島第一原子力発電所事故により今までに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間がかかる。

ここでは、市の「広域放射能汚染対策計画」として被害想定と予防策の検討、及び当面の対策について定める。

活動項目	担当部署
1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討	危機管理課、生活衛生課、総合支所、関係各課、
2 環境汚染対策	生活衛生課、総合支所、下水道センター、下水道課
3 食品安全確保対策	農政課、関係各課
4 農作物等災害対策	農政課
5 道路災害対策計画	道路管理課、関係各課

1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

（1）被害想定の検討

放射性物質の取り扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年3月11日の東日本大震災における津波災害により発生した、福島第一原子力発

電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がることが期待された。

しかし、最近では空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。

また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。

さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗に使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産品が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。

従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

（2）学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については研究段階であるため、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、局所的に放射線量が高い箇所が発生したりする可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、市では東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、市内の大気中の放射線量の測定を実施しており、測定値は、国際放射線防護委員会が定める平常時の基準である年間1ミリシーベルト（0.23マイクロシーベルト／時間）を下回っている。

3 食品安全確保対策

市は、県が国のガイドラインに基づき実施している東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響調査結果を把握する。

なお、県は、調査結果に基づき、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える県産農産物等が流通することのないよう、安全性を確認している。

県が実施した調査結果は、次のとおりである。

■県産農産物の調査結果

調査年度	調査対象	調査結果の概要	対応措置
H24 年度	152 品目 2,399 検体	天然ナマズ 1 検体、野生きのこ 10 検体で基準値を上回る放射性セシウムが検出された。	天然ナマズについては、漁業協同組合に対し、周辺水域での天然ナマズの採捕を自粛するよう要請し、野生きのこについては、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町の 4 町において採取された野生きのこに対し、原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された。
H25 年度	143 品目 1,418 検体	野生きのこ 5 検体で基準値を超える放射性セシウムが検出された。	いずれも平成 24 年度に原子力災害対策本部から出荷制限が指示された町から採取された野生きのこであり、流通はしていない。
H26 年度	130 品目 821 検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。	—

資料) 県ホームページ「放射性物質の埼玉県産農産物等への影響調査について」

4 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

市は、放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射能汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から防護するための次のような実施可能な処置を講ずる。

■農作物に対する応急対策

- 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定。
- 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切り替え、汚染物除去等を指示。
- 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処。
- その他必要な処置。

5 道路災害対策計画

広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、市民に影響を与えないよう必要な処置を講ずる。

第5節 道路災害対策計画

市は、地震や水害その他の理由により橋りょうの落下など道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

市の「道路災害対策計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	危機管理課、道路管理課、道路維持課、総合支所、関係各課
2 活動体制の確立	危機管理課、道路管理課、道路維持課、総合支所、関係各課
3 緊急輸送活動	危機管理課、管財課、関係各課
4 危険物流出時の応急対策	道路管理課、道路維持課、危機管理課 消防本部、生活衛生課、総合支所
5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	道路管理課、道路維持課、総合支所、 関係各課
6 的確な情報伝達活動	危機管理課、秘書広報課、社会福祉課 市民課、関係各課

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、以下のとおり実施する。

■災害情報の収集・連絡

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県等と相互に連絡を取り合うものとする。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県等と相互に連絡を取り合うものとする。 また、市は、調査チームを編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
応急対策活動情報の連絡	市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、移動系無線等の災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集

市は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 活動体制の確立

大規模な災害が発生した場合、市は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じた活動体制をとり、速やかに県に対し報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(3) 応援要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

3 緊急輸送活動

市は、輸送のための車両を確保し、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

4 危険物流出時の応急対策

(1) 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

(2) 避難誘導活動

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障がい物の除去、道路施設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

6 的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、ちちぶ安心・安全メール、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人といった要配慮者に対して充分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問合せに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

市は、市域において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道事故が発生した場合、直ちに、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

市の「鉄道事故・施設災害対策計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動体制	危機管理課 関係各課
2 応急措置	危機管理課、関係各課、消防本部

1 活動体制

市域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

2 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、本編第1章及び第2章の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

市域に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「本編 第1章 第2節 第2 住民からの通報・問い合わせの処理」及び「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」に準ずる。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」に準じ、避難の勧告又は指示（緊急）を行う。

(4) 救出、救助

救出、救助については、「本編 第1章 第2節 第6 救急救助」に準ずる。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災

面積が広域に及ぶ危険性があるので、消防本部は市と連携し、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとする。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

自衛隊への応援要請については、「本編 第1章 第1節 第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」に、また、他機関への応援要請は「本編 第1章 第1節 第5 広域応援要請」に準ずるものとする。

(7) 医療救護

市は、市内において鉄道事故が発生した場合、「本編 第1章 第2節 第7 医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第7節 航空機事故対策計画

市は、市域に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、直ちに、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

市の「航空機事故対策計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動体制	危機管理課、関係各課
2 応急措置	危機管理課、関係各課、消防本部

1 活動体制

市は、当該地域に航空機事故が発生した場合、災害の規模に応じて必要な場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

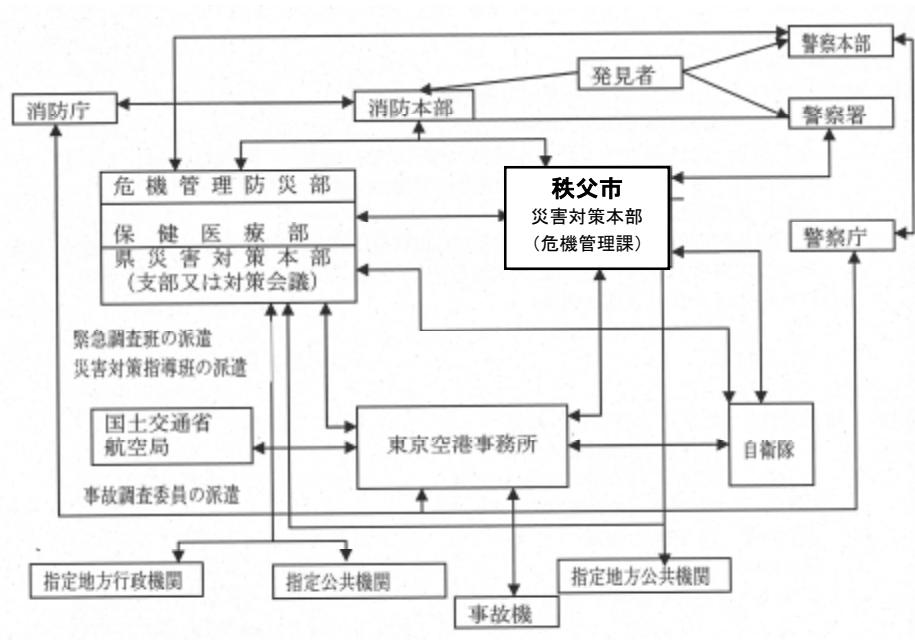
2 応急措置

(1) 情報収集・連絡体制

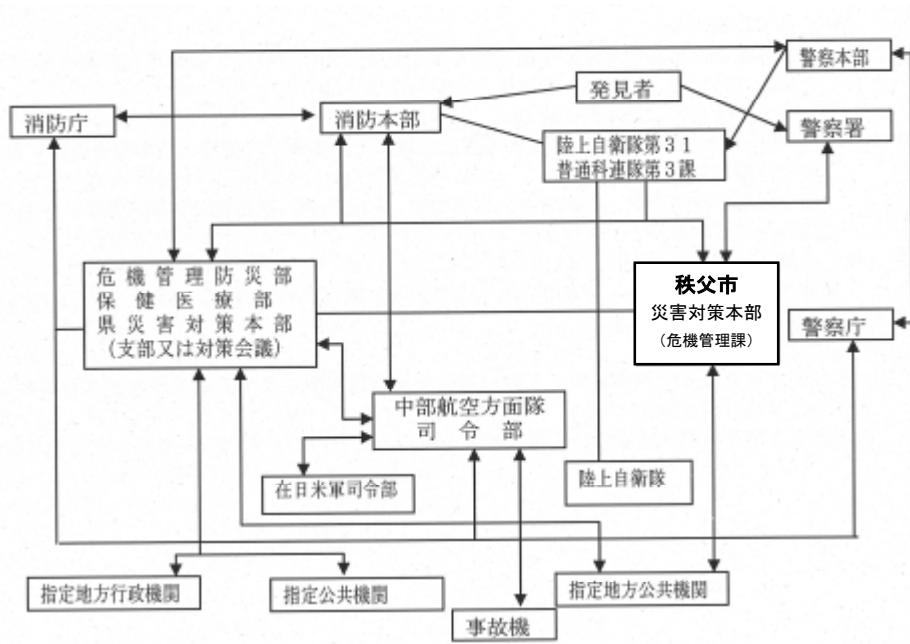
市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び関係機関に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が実施した措置及び今後の措置について、随時報告するものとする。

なお、連絡系統については、次に示すとおりである。

■民間航空機事故の連絡通報体制



■自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制



(2) 避難誘導

ア 乗客等の避難

市、消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察、関係機関等への協力を要請する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

イ 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危惧が及ぶ場合、市長は避難の勧告又は指示（緊急）を行う。

(3) 救出・救助

消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。また、救出救助要員が不足の場合は、市に応援を求める。

(4) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防本部は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

(5) 応援要請

救出救助及び消火活動等で要員が不足する場合、市は、県に対して応援要請を行う。

また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に県に応援要請を依頼する。

(「本編 第1章 第1節 第5 広域応援要請」参照)

(6) 医療救護

市は、市域に航空機事故が発生した場合、「本編 第1章 第2節 第7 医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8節 大規模停電事故対策計画

広域的に長時間にわたって発生した大規模停電は、電力供給だけではなく、水道、交通、通信等のライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、多くの市民の生活に不安と混乱を招くことを鑑み、大規模停電発生時における、防災機関及び関係団体並びに事故原因者等が直ちにとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。

市の「大規模停電事故対策計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 市の活動体制	危機管理課、関係各課
2 情報収集・伝達活動	危機管理課、関係各課、 秩父広域市町村圏組合水道局
3 応急給水活動	危機管理課、秩父広域市町村圏組合水道局
4 医療機関の機能確保	保健医療部、市立病院
5 要配慮者の安全対策	福祉部
6 火災予防対策	消防本部
7 支援協力の実施	危機管理課、市民課、関係各課

1 市の活動体制

大規模停電が発生した場合、直ちに被害情報の収集、救急・救助等を実施し、対策会議を立ち上げるが、相当な被害が予想される場合は、対策会議による協議を踏まえ、市長は災害対策本部を設置する。

2 情報収集・伝達活動

市、消防、秩父広域市町村圏組合水道局、警察等防災関係機関は、停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対応に必要な情報を収集し、被害情報を相互に伝達して応急対策の迅速な実施を図る。

被害情報の収集・伝達は加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、市及び防災関係機関は、停電状況、復電の見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項等について、防災行政無線、メール配信、広報車等により、住民に対して効果的かつ迅速な広報活動を行う。

東京電力(株)は、大規模停電事故による不安を解消するために、職員を配置し対応窓口を設置した上で情報提供を行うとともに、適切な対応を行うものとする。

3 応急給水活動

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、飲料水、生活用水等の供給に関しては、関係機関と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、給水タンク等による応急給水を実施する。

4 医療機関の機能確保

大規模停電発生時における医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。

また、民間医療機関については、県、医師会等の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

5 要配慮者の安全対策

要配慮者については、次により二次的な被害の防止を図る。

- 戸別訪問、電話等による安否確認
- 近隣居住者、民生委員・児童委員、自主防災・防犯組織、消防団等への支援協力要請
- 社会福祉施設等の状況の把握
- 救護のための職員等の派遣
- その他、必要に応じて資機材の支援等の実施

6 火災予防対策

大規模停電発生時において、ガスコンロ、ろうそく等、火気使用の増加や電力復旧に伴う二次災害の発生を防止するため、自主防災・防犯組織及び消防団等による火気取扱い等に関する注意喚起等、必要な対応を実施する。

7 支援協力の実施

(1) 防災関係機関への支援協力

電力施設のほか、医療機関や社会福祉施設等、その機能の維持、確保、災害復旧が早急に必要なものについては、本市が保有する資機材等の貸与、職員の派遣等による支援協力を積極的に実施する。

(2) 市民への支援協力

災害復旧及び市民生活の安定化を図るため、早急に実施する必要があるものについては、市の保有する資機材等の活用、必要資機材の斡旋などの支援協力を積極的に実施する。

(3) 相談窓口の設置

市及び防災関係機関は、大規模停電に関する各種問い合わせに対して、相談窓口を設置する。

第4編 災害復旧復興計画

第4編災害復旧復興計画

第1章 災害復旧

第1節 迅速な現状復旧の進め方

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

市の「迅速な現状復旧の進め方」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 災害復旧事業計画の作成	関係各課
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	関係各課
3 灾害復旧事業の実施	関係各課

1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 都市灾害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他の資金計画
- その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次のとおりである。

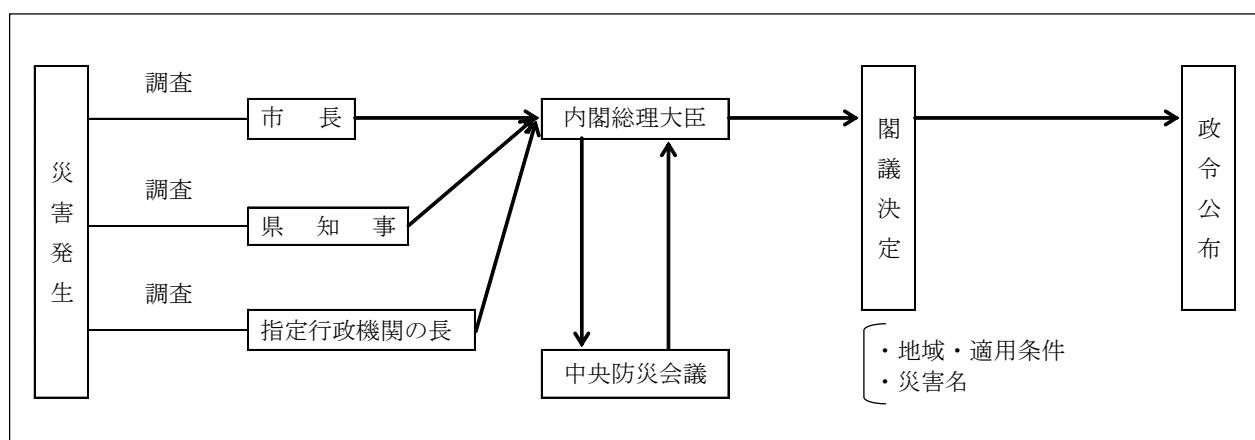
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、県及び市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。

■激甚災害の指定手続き



ア 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は次のとおりである。

■公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 女性保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

■農林水産業に関する特別の助成

- 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

■中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 中小企業に対する資金の融通に関する特例

■その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 日本私学振興財団の業務の特例
- 市が施行する感染症予防事業に関する特例
- 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災公営住宅建設資金の特例
- 産業労働者住宅建設資金の特例
- 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給

イ 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 被災者の生活再建等の支援

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。

そのため、市は、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講ずる。

市の「被災者の生活再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災市民等相談	市民生活班、福祉班、関係各班
2 罹災証明書の発行	市民班
3 被災者の精神保健対策（メンタルケア）	医療班、保健医療班
4 市税の減免等	課税班
5 災害弔慰金、見舞金の支給	統括班、福祉班
6 災害援護資金等の貸付	統括班
7 義援（見舞）金品の受付、配布	統括班、秘書広報班、会計班、福祉班
8 被災者生活再建支援制度の活用	統括班
9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	統括班

1 被災市民等相談

（1）相談所の開設

市は、被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」を設置する。

市民サポートセンターは、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

（2）考慮すべき相談内容

相談内容としては、以下のものがあげられる。

- 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- 法律相談（借地借家契約、損害補償等）
- 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 消費（物価、必需品の入手等）
- 教育（学校）
- 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- 廃棄物（ごみ、瓦礫、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- 税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置
- 金融（生活資金の融資等）
- ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

(3) 相談体制

ア 相談体制の確立

市は、被災者からの相談に的確に対応できる体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

イ 相談スタッフの充実

各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、必要に応じて、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を整えるものとする。

2 罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。そのため、市は、市域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

《参考》

◆「災対法第90条の2（罹災証明書の交付）」

- 1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 罹災証明の内容

ア 住家の被害の程度

全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の別

イ 人的被害

死亡、行方不明、重傷、軽傷の別

(2) 罹災証明の申請

所定の様式（罹災証明願）により、申請する。

(3) 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

(4) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、市長が証明し、発行する。ただし、火災については秩父消防本部消防長が証明し、発行する。

☞ 【様式5】『罹災証明書』参照

3 被災者の精神保健対策（メンタルケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。

そのため、市は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずるものとする。

（1）被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- 現実否認による精神麻痺状態
- 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（P T S D）
- 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

《参考》

◆「心的外傷後ストレス症候群（P T S D）」

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じたときに体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合がP T S Dとされる。

- ① 外傷となった出来事を繰り返して再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

（2）メンタルケア

前述（1）の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策ができる限り早い時期に講ずるものとする。

- 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- 保健福祉事務所等による精神保健相談
- 学校、幼稚園、保育所での児童・生徒及び園児への精神的カウンセリング
- 専門施設での相談電話の開設
- 情報広報誌の発行による、被災者への情報提供
- 避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

4 市税の減免等

市は、災害により被災者の納付すべき市税について、秩父市税条例（平成17年条例第65号）の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

5 災害弔慰金、見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金は、市が実施主体となり、秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第140号）に基づき実施する。

☞ 【資料7.5】『秩父市災害見舞金支給規則』参照

（1）災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

■災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	①市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	①上記の災害による死者（3か月以上の行方不明者を含む。） ②住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とする。 ただし、いずれもが存在しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を対象とする。
支給額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②①以外の場合 250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市1/4

（2）災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

■災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

6 災害援護資金等の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第140号）に基づき実施する。

（1）災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

■災害援護資金の貸付

項目	内容	
対象災害	県内で自然災害による救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。	
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①世帯員が1人 : 220万円 ②〃が2人 : 430万円 ③〃が3人 : 620万円 ④〃が4人 : 730万円 ⑤〃が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円	
貸付対象となる被害	①療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ②住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害	
貸付金額	①世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ②家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③住居の半壊 " 170万円 (250万円) ④住居の全壊 " 250万円 (350万円) ⑤住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥①と②が重複 " 250万円 ⑦①と③が重複 " 270万円 (350万円) ⑧①と④が重複 " 350万円 *（ ）は、特別の事情がある場合の額	
利率	保証人あり：無利子 保証人なし：年1% ただし据置期間は無利子	
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち3年間	
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。	

（2）生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

■生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付

項目	内容
貸付対象者	災害を受けたことにより、臨時に資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

■生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

項目	内容
貸付対象者	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な資金
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

（3）住宅復興資金

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。災害復興住宅建設資金に基づく融資及び災害復興住宅補修資金に基づく融資の貸付内容は、次に示すとおりである。

■災害復興住宅建設資金に基づく融資

項目	内容
貸付対象者	被災直前の建物価格の5割以上の被害を受けたもので、1戸当たりの住宅部分の床面積が13m ² 以上175m ² 以下の住宅を建設する者。建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設費 : 1,500万円以下 ② 土地取得費 : 970万円以下 ③ 整地費 : 400万円以下
利率	年1.1%（平成26年11月現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。 (但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)

■災害復興住宅補修資金に基づく融資

項目	内容
貸付対象者	補修に要する額が10万円以上で被災直前の建物価格の5割未満の被害を受けた者。また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修費 : 660万円以下 ② 移転費 : 400万円以下 ③ 整地費 : 400万円以下
利 率	年1.1%（平成26年11月現在）
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 (但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)

7 義援（見舞）金品の受付、配布

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保するとともに「義援金配分委員会」（以下、委員会という）を設置し、配分計画を定める。

（1）受付窓口の開設

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

義援金及び救援物資の窓口は「福祉班」が担当する。

（2）受付・募集

ア 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次表に従い実施する。

■ 義援金品の受付処理

項目	内容
義援金品の受付	義援金品の受付は、「福祉班」が行う。受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行振込みとする。
受領書の発行	受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
委員会への報告	「福祉班」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

イ 義援金品の募集における広報

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「秘書広報班」が市の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

（3）保管及び配分

「会計班」は送金された義援金を保管し、「福祉班」は委員会の配分計画に基づき配分する。

■ 義援金の保管及び配分

- 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、「会計班」が指定金融機関へ一時預託により、所定の手続きをとり保管する。また、義援品については中央公民館で保管するが、状況に応じて学校の防災倉庫を利用して一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- 「福祉班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、自治会長や日赤奉仕団等関係団体の協力を得て迅速かつ公平に被災者に配分する。
- 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- 被災者に対し、市の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- 義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- 「福祉班」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

8 被災者生活再建支援制度の活用

地震などの災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度から居住安定支援制度が創設され、平成19年度に住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。

（1）被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要是、以下に示すとおりである。

■被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容																		
目的	被災者生活再建支援金を支給し被災者の自立した生活の開始を支援する。																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																		
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>																		
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害と認められる世帯として政令で定められるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない理由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 (居住者安定支援制度のみ該当)</p>																		
支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

(2) 支援金の支給

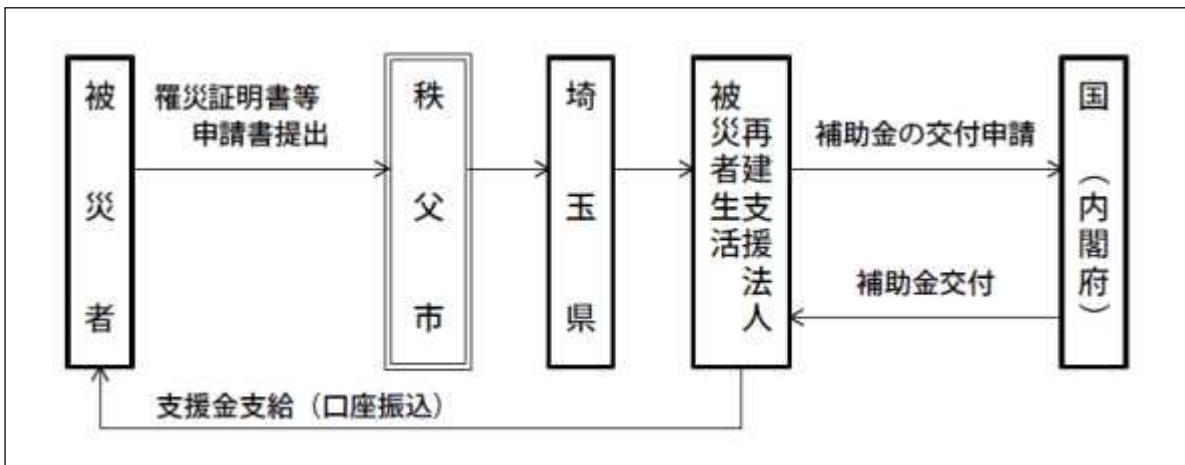
市は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

関係機関	措置内容
市	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	①被害状況の取りまとめ ②被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活 再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付

■支援金の支給手続き



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

前記の法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う。（平成26年4月1日以降に発生した災害から適用）

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別支援金

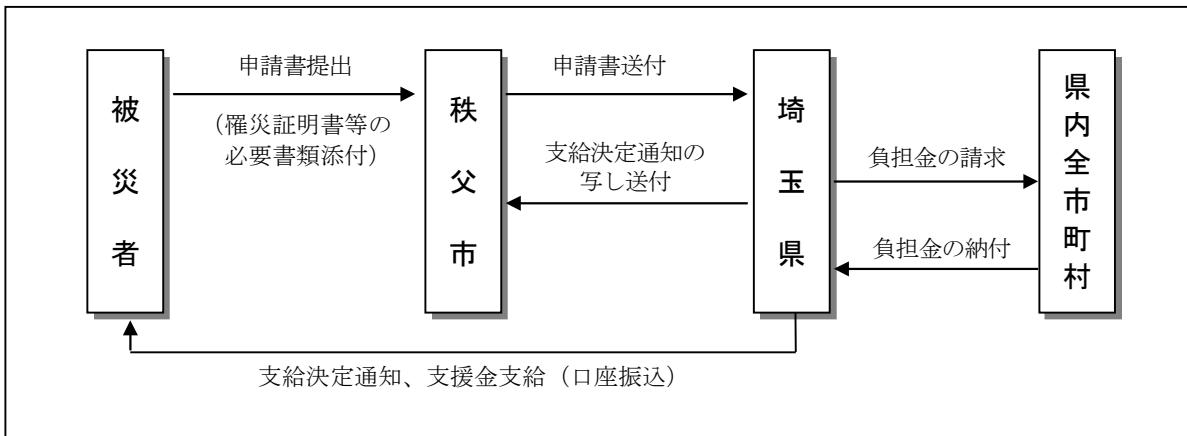
埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別支援金の概要

項目	内容																		
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金又は埼玉県・市町村半壊特別支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる灾害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																		
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤住宅が半壊した世帯																		
支援金の額	支給額は、①及び②の支援金の合計額となる。（住宅が半壊した世帯を除く） （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ③住宅が半壊した世帯 50万円（※世帯人数が1人の場合は、375,000円）	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																		
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定																		

(資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



(2) 埼玉県・市町村家賃給付金

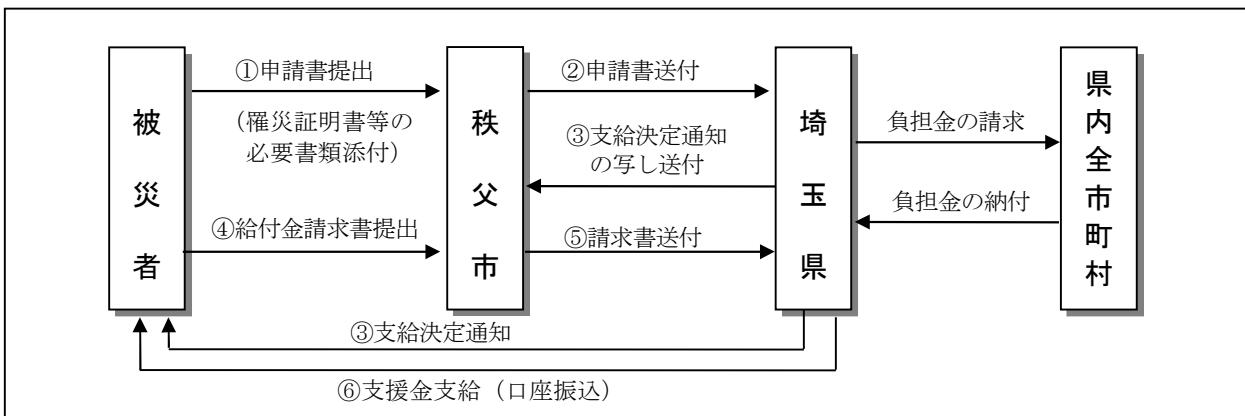
埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象灾害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	<ul style="list-style-type: none"> ①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

(資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



（3）埼玉県・市町村人の相互応援

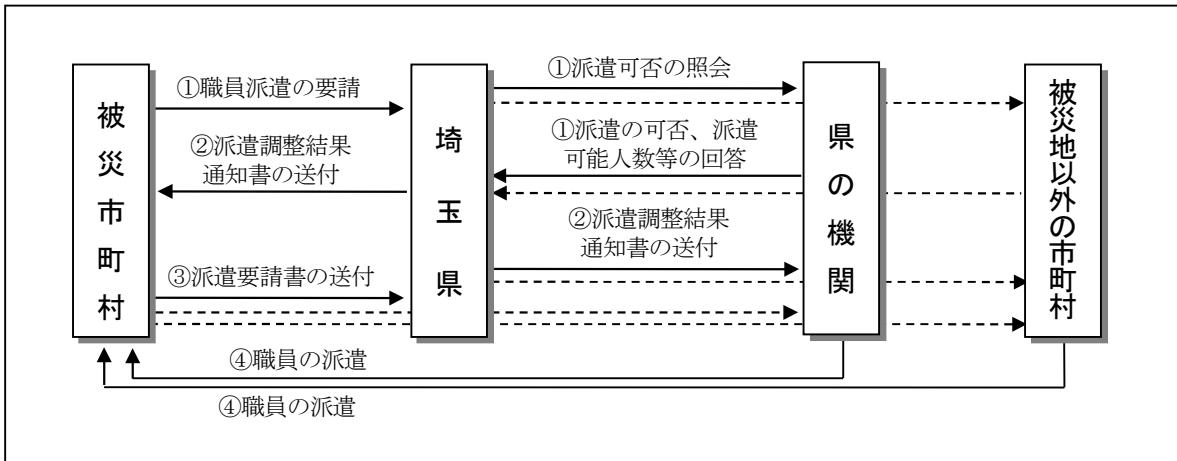
埼玉県・市町村人の相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村人の相互応援の概要

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

（資料）「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成26年12月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



第3節 被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援

被災した中小企業、農林漁業事業者の再建を促進するための資金対策として、県は、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。なお、市及び秩父商工会議所等は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周知、徹底を図る。

「被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災中小企業への融資	商工班
2 農林漁業事業者への融資	農政班、環境森づくり班

1 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。

なお、市及び秩父商工会議所等は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周知、徹底を図る。

■経営安定資金（災害復旧関連）

項目	内容
融資対象	大臣指定等貸付 ・次のア、イのいずれかに該当する県内の被災中小企業者・組合。 ア 激甚災害に関して国が定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害の影響を受けており、大臣が指定した市町村の中で1年以上同一事業を営み、市町村長からセーフティネット保証の認定を受けている。 知事指定等貸付 ・次のウに該当する県内の被災中小企業者・組合 ウ 県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 共通 ・上記貸付毎に定められた条件を満たすほか、次の各号全てに該当する県内の被災中小企業者・組合 ① 信用保証対象業種を営み、事業に必要な許認可等を取得しており、事業所税等を滞納していないこと。 ② 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。 ③ 信用保証協会の保証残高が保証限度額を超えないこと ④ 手形交換所等の取引停止処分中でないこと

項目	内容	
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
	利率	年 1.2% 以内【大臣指定等貸付】(平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日融資実行分) 年 1.3% 以内【知事指定等貸付】(平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日融資実行分)
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内	
受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

2 被災農林漁業事業者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■天災融資法に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、薬剤、飼料、家畜、蚕種等の購入資金、農業用生産施設の復旧に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年 3.5% 以内
償還期限	3～6 年以内
貸付限度額	市長の認定した損失額又は 200 万円（特別被害農業者）のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

(2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

■日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要

項目	内容
期間	10年（据置3年以内を含む）以内
貸付利率	年0.25～0.45%（平成27年11月20日現在）
貸付限度額	①簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合、年間経営費の3/12以内 ②一般：600万円
担保	要相談

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	0%（利子補給 県0.9%、市町村0.9%）（平成27年7月現在）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	市の被害認定を受けたもの

(4) 農業災害補償

農業災害補償の概要は、次のとおりである。

■農業災害補償の概要

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：20a以上当然加入、陸稻：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう：20a以上当然加入、なし：25a以上当然加入）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晚秋蚕繭）：0.5箱以上当然加入、園芸作物（園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

第2章 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

第1節 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2節 復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3節 復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

市は、「災害復興対策本部」を設置した場合、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4節 復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要があり、当該業務の実施のための体制を整備する。

(2) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(3) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

県は、市が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

市及び県は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。